

官報 号外 平成十九年三月二十九日

○第百六十六回 衆議院会議録 第十八号

平成十九年三月二十九日(木曜日)

議事日程 第十三号

平成十九年三月二十九日 午後一時開議

第一 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 國際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件

第三 國際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案(内閣提出)

第四 独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第一 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 國際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件

日程第三 國際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員

任命につき同意を求めるの件
食品安全委員会委員任命につき同意を求めるの件
原子力安全委員会委員任命につき同意を求めるの件
情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

平成十九年三月二十九日 衆議院会議録第十八号 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件等九件

午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

食品安全委員会委員任命につき同意を求めるの件

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員及び

日本銀行政策委員会審議委員に

次の諸君を任命することについて、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

内閣からの申し出中、

まず、

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に小木曾國隆君、河野正男君及び早坂禎子君を、

食品安全委員会委員に広瀬雅雄君を、

情報公開・個人情報保護審査会委員に北澤義博君、高橋滋君、橋本博之君、橋本瑞枝君、村上裕章君及び吉岡睦子君を、

地方分権改革推進委員会委員任命につき同意を求めるの件

情報公開・個人情報保護審査会委員に井伊雅子君及び

小早川光郎君を、

公認会計士・監査審査会会长に金子晃君を、

同委員に脇田良一君、引頭麻美君、田島優子君、根本直子君、櫻井久勝君及び西村義明君を、

預金保険機構監事に飯田小夜子君を、

中央更生保護審査会委員に宮本信也君を、

中央更生保護審査会委員に鈴木篤之君及び早田邦久君を、

地方分権改革推進委員会委員に丹羽宇一郎君を、

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

原子力安全委員会委員に鈴木篤之君及び早田邦

久君を、

地方分権改革推進委員会委員に丹羽宇一郎君を、

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

十分に協力すること

等あります。

次に、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案について申し上げます。

本案は、国際刑事裁判所ローマ規程の締結に伴い、国際刑事裁判所が管轄権を有する事件の捜査等への協力のための手続規定及び裁判所における偽証等その運営を害する行為についての罰則を整備するものであります。

本案の主な内容は、

国際刑事裁判所に対する証拠の提供及び引き渡し犯罪人の引き渡しに関する規定等を整備すること、

裁判所の財産刑等の執行及び保全に関する規定並びに裁判所に対する国際刑事警察機構を通じた協力に関する規定を整備すること、

裁判所における偽証等の罪を新設すること

等であります。

両案件は、去る二月二十七日に本院に提出され、三月二十日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、外務委員会に付託されました。

本委員会におきましては、同月二十三日麻生外務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十八日質疑を行い、討論の後、採決を行いました結果、国際刑事裁判所ローマ規程は全会一致をもつて承認すべきものと議決し、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君） これより採決に入ります。

まず、日程第二につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

第一に、主務大臣は、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認めるときは、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対し、必要な措置をとることを求めることができるものとす

ること、

第二に、機構は、主務大臣から第一の規定によ

る求めがあつたときは、その求めに応じなければならぬものとすること

であります。

本案は、三月二十六日本委員会に付託され、翌二十七日伊吹文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十八日質疑を行い、討論の後、採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔樹屋敬悟君登壇〕

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（河野洋平君） 日程第四、独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案

を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長樹屋敬悟君。

○議長（河野洋平君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君） 起立多數。よって、本案は

過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合工ネルギー機構の設立に関する協定等の締結に伴い、同協定等に基づく我が国の義務の履行を確保するため、主務大臣が独立行政法人日本原子力研究開発機構に対して必要な措置をとることを求めることができる措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、主務大臣は、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認めるときは、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対し、必要な措置をとることを求める能够であるものとす

ること、

第二に、政府としては、改革の後退は許さないという姿勢で政策金融改革に取り組んでおり、行政改革推進法等に則して、新たな政策金融機関として株式会社日本政策金融公庫を設立し、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めるため、これら二法案を提出する次第であります。

まず、株式会社日本政策金融公庫法案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、新たに設立する株式会社日本政策金融公庫の目的は、行政改革推進法の規定にのつと

り、一般的の金融機関が行う金融を補完することを

株式会社日本政策金融公庫法案（内閣提出）

及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）の趣旨説明

○議長（河野洋平君） この際、内閣提出、株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣

渡辺喜美君。

〔国務大臣渡辺喜美君登壇〕

○国務大臣（渡辺喜美君） 株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

昨年五月に成立した簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律、いわゆる行政改革推進法においては、政策金融改革とし

て、平成二十年度において現行の政策金融機関を再編成し、新たに一つの政策金融機関を設立する

こととし、その機能を国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する機能等に限定すること等の方針が規定されたところであります。

昨年五月に成立した簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律、いわゆる行政改革推進法においては、政策金融改革とし

て、平成二十年度において現行の政策金融機関を再編成し、新たに一つの政策金融機関を設立する

こととし、その機能を国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する機能等に限定すること等の方針が規定されたところであります。

政府としては、改革の後退は許さないという姿勢で政策金融改革に取り組んでおり、行政改革推進法等に則して、新たな政策金融機関として株式会社日本政策金融公庫を設立し、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めるため、これら二法案を提出する次第であります。

まず、株式会社日本政策金融公庫法案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、新たに設立する株式会社日本政策金融

公庫の目的は、行政改革推進法の規定にのつと

り、一般的の金融機関が行う金融を補完することを

旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱または大規模な災害、テロリズムもしくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することをいたしております。

第二に、新公庫の業務について、行政改革推進法において現行の政策金融機関の業務のうち廃止、縮小または限定することとされたものを忠実に反映するとともに、一般の金融機関が行う金融の補完を一層推進するため、証券化の手法を活用して一般の金融機関による貸し付けを促進するための業務等を追加することをいたしております。また、主務大臣が指定する金融機関が行う危機対応業務に必要な信用の供与を行うことといたしております。

第三に、新公庫の業務の適切な実施を図るために、役員及び職員、財務及び会計、監督等について所要の規定を整備するとともに、新公庫の設立に関する事項等を規定しております。

次に、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。この法律案は、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、恩給法を初め、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律を含む八十六

の関係法律に所要の整備を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

以上が、株式会社日本政策金融公庫法案等二法案の趣旨でございます。(拍手)

株式会社日本政策金融公庫法案(内閣提出) 及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。木村勉君。

〔木村勉君登壇〕

○木村勉君 私は、自由民主党の木村勉でございます。

自由民主党及び公明党を代表して、ただいま議題となりました二法案について質問をいたします。(拍手)

我が国が少子高齢化、グローバル化など急速な環境の変化に直面している中で、我が国は国際競争力を強化し、国民が豊かで安心して暮らすことができる社会を実現するためには、行政改革に果敢に取り組み、民間の主体性や自律性を高め、その活力が最大限発揮されるようにすることが不可欠であります。

我が党は、これまで、政府と連携して行政改革に全力を挙げてきたところであり、昨年五月に、日本政策金融公庫としてそれを行われてきた業務が一つの機関で総合的に行われるようになり、経営の合理化、効率化が図られることが期待されておりました。民間金融機関の合併では、支店の統廃合や管理部門の合理化等が行われていますが、株式会社日本政策金融公庫について、政策として必要な業務の適切な実施を確保しつつ、また、利用者の利便性にも十分配慮しながら、どのように統合のメリットを発揮させていく方針なんでしょうか。行

政改革担当大臣の御所見をお伺いします。

次に、新公庫が生活衛生関係営業者への資金供給において果たす役割についてお尋ねをいたします。

融改革であります。日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫を完全民営化し、公営企業金融公庫を廃止し、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行の四つの機関を一つの新たな政策金融機関に統合するという、大胆な改革の基本方針が盛り込まれております。安倍内閣は、こうした改革の具体化という重要な職責を担っております。

初めに、政策金融改革の意義についてお尋ねをいたします。渡辺行政改革担当大臣は、本法案の趣旨説明において、改革の後退は許さないという姿勢で政策金融改革に取り組んでいると述べられました。改革の実行に向けた大臣の強い決意のあらわれと受けとめていますが、そもそも政策金融改革は、我が国経済社会にとってどのような意義があるとお考えでいらっしゃるのでしょうか。御所見をお伺いいたします。

そこで、今回の新公庫法案において、生活衛生関係営業者の方々に対する資金の位置づけはどの程度になります。行政改革担当大臣の御所見を伺います。

次に、政策金融機関の統合効果についてお尋ねいたします。

今般、現行の四機関が統合することにより、政策金融としてそれぞれ行われてきた業務が一つの機関で総合的に行われるようになり、経営の合理化、効率化が図られることが期待されております。民間金融機関の合併では、支店の統廃合や管理部門の合理化等が行われていますが、株式会社日本政策金融公庫について、政策として必要な業務の適切な実施を確保しつつ、また、利用者の利便性にも十分配慮しながら、どのように統合のメリットを発揮させていく方針なんでしょうか。行政改革担当大臣の御所見をお伺いします。

次に、新公庫が生活衛生関係営業者への資金供給において果たす役割についてお尋ねをいたします。

言うまでもなく、生活衛生関係営業は、飲食店、喫茶店、美容、理容、クリーニング、公衆浴場など、国民に大変身近な存在、健康な生活に不可欠な存在であり、その健全な発展に政策金融の果たす役割は極めて重要であります。このため、今回の政策金融改革においても、生活衛生関係営業の方々への貸し付けはしっかりと残すこととされおり、新公庫においても、資金一二二に応じた融資が確保される必要があります。

そこで、今回の新公庫法案において、生活衛生関係営業の方々に対する資金の位置づけはどの程度になります。行政改革担当大臣の御所見を伺います。

次に、新公庫が中小零細企業への資金供給において果たす役割についてお尋ねをします。

安倍総理が施政方針演説で述べられていますが、行政改革担当大臣の御所見を伺います。

次に、新公庫が中小零細企業への資金供給において果たす役割についてお尋ねをします。

こうした観点から、中小零細企業は、個性ある市場商品や地域密着型のサービスなどの提供を通じて豊かな消費生活の実現に貢献し、また、地域社会に雇用の場を創出するなど、まさに地域経済の屋台骨を支える役割を果たしており、その活力を引き出していくことが我が国経済にとって重要であることは改めて申し上げるまでもありません。

国民生活金融公庫や中小企業金融公庫は、こうした役割を果たす中小零細企業への資金供給を行ったという重要な機能を担っております。新公庫に統合された後も、その機能を十分に発揮していく必要がありますと考えますが、甘利経済産業大臣の御所見をお伺いいたします。

次に、新公庫が農林水産業への資金供給において果たす役割についてお尋ねをいたします。

農業分野においては、今まさに、意欲と能力のある担い手に限定した品目横断的な経営安定対策を導入する農政改革を折衝中であります。この改

政改革推進法にのつとつて着実に実施され、簡素で効率的な政府の実現に向けて大きく前進していくことを期待し、私の質問をいたします。

生活衛生関係営業の方々に対する資金の位置づけについてのお尋ねがございました。

新公庫を設立するに当たり、生活衛生関係営業の方々に対する貸し付けは、しっかりと政策金融として承認することになりました。所々

社日本政策金融公庫にしつかりと承継することといたしております。

今回の再編後におきましても、中小零細企業の方々の資金繰りに支障を来さることがないように万全を期しております。(白井)

革を実のある改革とし、国内農業の体质強化を実現していくためには、担い手の、みずから創意

○国務大臣(渡辺喜美君) 政策金融改革の意義についてのお尋ねがございました。

閣として有能でござるにいたしておられ、新公庫法案においては、生活衛生関係営業者に対する政策金融の重要性をかんがみ、次のとおり、最大

○國務大臣(公岡利勝君)　木村義員の御質問ござ
〔國務大臣松岡利勝君登壇〕

工夫や経営判断に基づき積極的な経営を行おうとする意欲を伸ばしていくことが肝要であり、政策金融として、こうした積極的な投資のための資金調達支援の役割がますます重要であると考えます。農林水産大臣の御所見をお伺いいたします。
最後に、新公庫が国際金融の分野で果たす役割についてお尋ねいたします。

今回の政策金融改革は、資金の入り口であります郵便貯金、この郵政民営化に続く資金の出口の改革でございます。資金の流れを官から民へ改革することによって、国民の大切な資産が民間部門で有効に活用され、経済の活性化につながることがその意義であると考えております。

このため、現行政策金融機関の担つている機能

限の法的地位づけを行つております。

第一に、第一条の目的規定に、行政改革推進法において生活衛生関係営業者を含むものとして用いられてゐる「国民一般」の用語を用いるとともに、その点を第二条の定義において法文上に明示いたしております。

農林水産分野の資金供給に新公庫が果たす役割についてのお尋ねであります。現在、農政においては、御指摘のとおり、担い手の育成確保を通じた国内農業の体质強化を早急に進めるため、品目横断的経営安定対策等の改革を強力に推し進めているところであります。

近年の企業活動のグローバル化等により、国際的な生産分業体制の構築が進み、国際競争は激しさを増しており、また、原油価格、金属価格などが大幅に上昇する中で、世界的な資源獲得競争が展開されています。このような中、我が国企業の国際競争力を強化するとともに、資源エネルギーの安定供給の確保への取り組みが不可欠でありました。また、アジア通貨危機の際に、国際協力銀行による危機対応に大きな役割を果たしてきましたが、国際金融秩序の混乱への迅速かつ的確な対応は引き続き重要であります。

の機能を抜本的に見直し、完全民営化、廃止される機関を最小限の業務を一つの新たな政策金融機関に担わせることにしたわけであります。次に、統合のメリットについてお尋ねがございました。

現行四つの機関を一つに統合する主なメリットとしては、第一に、管理部門などの共通する業務の一元化、また同一地域に複数の支店が存在する場合の統合による役職員数の縮減、経費の縮減がございます。第二に、新公庫が一元的、効率的に

いて、三号から七号まで生活衛生貸し付けを明記いたしております。

第三に、第二十九条の新公庫の資金計画において、生活衛生関係の貸付予定額の合計額を明らかにしなければならないことといたしております。

さらに、新公庫の設立により生活衛生関係営業の方々が融資や利便性について不安を持たれることのないよう、新公庫の運営に当たつて十分配慮する方針でございます。

現在、農林漁業金融公庫が行つてゐる長期、低利の資金供給は、このような農政改革等を進めていく上で不可欠な政策手段であり、新公庫においても、このような資金供給機能が十分に發揮される必要があります。

したがつて、今回の法案においては、一方で、行政改革推進法に従い、大企業向けの食品産業融資を廃止するなど政策金融改革の趣旨に沿つた改革を行いつつ、農林漁業向け資金については、民間金融機関による参入が進んでいない状況にかんがみ、基本的に現行の長期、低利の融資機能を承

こうした観点から、国際協力銀行から国際金融業務を承継する新公庫について、今後とも政府と十分連携をしながら、国益上真に必要な国際金融業務がしっかりと行われる体制が整備される必要があると考えますが、財務大臣の御所見をお伺いします。

資金調達を実施することによって、調達コストの低減が図られることあります。第三に、業務に関するノウハウの共有によって、新規創業の支援や事業再生支援といった共通の課題について連携した取り組みが行われるようになります。さらには、主要な支店における新しい公庫のすべての金融サービスに関するワンストップサービスの提供などが挙げられると考えます。

○國務大臣(甘利明君) 中小零細企業への資金供給機能についてのお尋ねであります。

中小零細企業は、日本経済の発展を支えていく原動力であります。その資金調達の円滑化は極めて重要であると考えております。

このために、政策金融機関の再編におきましては、中小公庫や国民公庫が担つてきました中小零細企業への金融機能を、新たに設立される株式会

○國務大臣（尾身幸次君）　木村議員の御質問にお
果たしていくものと考えております。（拍手）
〔國務大臣尾身幸次君登壇〕

のメリットについての御質問がございました。
新公庫は株式会社といたしますことは、やはり
強固なガバナンスを發揮しつつ、効率的な事業運
営の実現を図っていく必要があるからでございま
す。また、政策上必要な業務の的確な実施を図る
うえで特段お世話にならざる所はない。

現行四機関の資産についてのデューデリジエンスをきちんとを行い、必要のない資産があれば国に返還をいたさせます。

これらにより、最大限の効率化を図ることが重要であると考えております。具本的な内容や目標を

たまに株式会社としたいところでござります。
具体的には、株式会社とすることによって、運
営は基本的に会社法に従つて行われます。民間企
業会計や企業的組織運営による透明性の高い効率
的な運営も同時に目指してまいります。
次に、新公庫の業務の今後の見直しについての
御質問でございます。

新公庫法案におきましては、一般的の金融機関が行う金融を補完する、そういう趣旨の観点から、継続的な業務の見直しを行つてまいります。必要があると認めるときは業務の廃止その他の所要の措置を講ずる旨を規定いたしております。見直しに当たっては、政府の行政改革推進本部のもとに行政減量・効率化有識者会議を設けております。

この有識者会議の専門のワーキングチームを近々設けていただき、このワーキングチームで徹底した、業務の肥大化、民業圧迫になつてゐるかいな
いか等々についての議論を進めてまゐる所存でござ
ります。

次に、支店の統合、人件費の圧縮等々、コスト削減の具体的数値目標についてのお尋ねでござい
ました。

現行四機関を一つの政策金融機関に統合するに当たっては、同一地域に重複した支店が多数ござります。先ほど佐々木議員が御指摘になられましたように、これを極力統合していく方針でやらさせていただきたいと考えます。また、これとあわせて、管理部門等の一元化等により役職員数の縮

加えて、五条の趣旨を確実に担保するため、第五条の内容は新公庫の定款に經營責任者の選任の要件として記載をし、これにふさわしい者を新公庫みずから選任をすることにいたしております。すなわち、今までのように、どこそこの事務次官などから自動的に二つの窓口となる、こういう貫通

を初め、危機による被害に対処するため、必要な制度的手当を行つて行つてはいるところであります。これによりまして、新公庫の成立後も、迅速かつ円滑な危機対応が実施され、災害対策に万全が尽くされるものと考へております。

次に、現行四機関のトップが新経営陣への参画のいきかんについてのお尋ねがありました。いわゆる横滑り問題でございます。

新公庫法におきましては、引き続き政策金融として必要な機能をしっかりと担つてまいります。また、民間金融機関を活用した危機対応制度を盛り込み、さらに、民間金融機関の貸し付けを促進し、民業補助金を進める観点から、呆正義務の正規化に対する円滑な資金供給についてのお尋ねがございました。

新公庫の業務量を増やすにしても、たやすく増やせない上昇した行政改革推進法並びに新公庫法の規定の趣旨に照らして、厳正に選任されるべきものであると考えております。

したがつて、新公庫の成立後、民業補完を旨としつつ、民間金融機関の動向や地域経済の実情を十分把握し、政策金融として、必要なところに資金が円滑に供給されるよう運営していくことが重要であると考えております。

能登半島地震のような災害時にいて、この政策金融は万全を期すべきであると考えるが、新公庫法においても十分な措置がとられているかとの御指摘でございました。

能登半島地震に際しましては、現行政策金融機関によつて、特別相談窓口の設置や災害復旧貸付けの実施等、迅速な対応がなされておりますのであります。

以上、真摯に答弁したつもりでございますが、さらに足りないものについては委員会の審議にゆだねたいと思いますので、委員会の方で十分な御質問をお願い申し上げます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

新公庫法案におきましても、新公庫が引き続き政策金融として必要な機能を担うこととし、直接貸し付け等により迅速かつ円滑な危機対応を実施することに加え、完全民営化する商工中金や政策投資銀行を含む民間の指定金融機関を活用する機対応制度を盛り込んでおります。大規模な災害

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いた
します。

官 報 (号外)

出席國務大臣

法務大臣	長勢 甚遠君
外務大臣	厚生労働大臣 柳澤 利勝君
財務大臣	農林水産大臣 松岡 甘利 明君
文部科学大臣	経済産業大臣 塩崎 恭久君
厚生労働大臣	国務大臣 伊吹 文明君
農林水産大臣	国務大臣 伯夫君
経済産業大臣	国務大臣 尾身 幸次君
厚生労働大臣	国務大臣 太郎君
農林水産大臣	国務大臣 麻生 幸次君
経済産業大臣	国務大臣 長島 忠美君
厚生労働大臣	国務大臣 渡部 篤君
農林水産大臣	国務大臣 長島 忠美君
経済産業大臣	国務大臣 早苗君
厚生労働大臣	内閣府副大臣 林 芳正君
農林水産大臣	国務大臣 有二君
経済産業大臣	国務大臣 山本 喜美君
厚生労働大臣	国務大臣 渡辺 喜美君
農林水産大臣	国務大臣 有二君
経済産業大臣	内閣府副大臣 林 芳正君
厚生労働大臣	国務大臣 有二君
農林水産大臣	国務大臣 有二君
経済産業大臣	内閣府副大臣 林 芳正君

国立国会図書館法の一部を改正する法律

一、昨二十八日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し

た旨の通知書を受領した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

た。

（報告書受領）

一、昨二十八日、扇参議院議長から河野議長あて、参議院は国立国会図書館の館長に長尾真君を任命することを承認した旨の通知書を受領した。

（理事補欠選任）

一、昨二十八日、厚生労働委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 石崎 八日理事辞任につきその補欠

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る二十七日、議長において、次のとおり常

任委員の辞欠を指名した。

（環境委員）

一、去る二十七日、議長において、次のとおり常

任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

（文部科学委員）

一、去る二十七日、議長において、次のとおり常

任委員の辞欠を指名した。

（辞任）

一、去る二十七日、議長において、次のとおり常

任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

（辞任）

（議席指定）

国土交通委員

辞任

補欠

北村 茂男君

土井 亨君

渡部 篤君

糸川 正晃君

亀井 静香君

長島 忠美君

北村 茂男君

渡部 篤君

糸川 正晃君

亀井 静香君

長島 忠美君

北村 茂男君

渡部 篤君

糸川 正晃君

亀井 静香君

長島 忠美君

北村 茂男君

渡部 篤君

糸川 正晃君

亀井 静香君

長島 忠美君

北村 茂男君

渡部 篤君

糸川 正晃君

亀井 静香君

長島 忠美君

北村 茂男君

渡部 篤君

糸川 正晃君

亀井 静香君

長島 忠美君

北村 茂男君

渡部 篤君

糸川 正晃君

亀井 静香君

長島 忠美君

北村 茂男君

渡部 篤君

糸川 正晃君

亀井 静香君

長島 忠美君

北村 茂男君

渡部 篤君

糸川 正晃君

亀井 静香君

長島 忠美君

北村 茂男君

渡部 篤君

糸川 正晃君

亀井 静香君

長島 忠美君

北村 茂男君

渡部 篤君

糸川 正晃君

亀井 静香君

長島 忠美君

北村 茂男君

渡部 篤君

糸川 正晃君

亀井 静香君

長島 忠美君

北村 茂男君

渡部 篤君

糸川 正晃君

亀井 静香君

長島 忠美君

北村 茂男君

渡部 篤君

糸川 正晃君

亀井 静香君

長島 忠美君

北村 茂男君

渡部 篤君

糸川 正晃君

亀井 静香君

長島 忠美君

北村 茂男君

渡部 篤君

糸川 正晃君

亀井 静香君

長島 忠美君

北村 茂男君

渡部 篤君

糸川 正晃君

亀井 静香君

長島 忠美君

北村 茂男君

渡部 篤君

糸川 正晃君

亀井 静香君

長島 忠美君

北村 茂男君

渡部 篤君

糸川 正晃君

亀井 静香君

長島 忠美君

北村 茂男君

渡部 篤君

糸川 正晃君

亀井 静香君

長島 忠美君

北村 茂男君

渡部 篤君

官 報 (号 外)

内閣衆質一六六第一二二三号

平成十九年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出尖閣諸島への日本政

府職員の上陸に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出尖閣諸島への日本政

本政府職員の上陸に関する質問に対する答

弁書

一について

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。

したがつて、中国との間で解決すべき領有権の問題はそもそも存在していないと認識している。

二について

尖閣諸島への日本政府職員の上陸を禁止する法令はないが、国の機関を除き上陸等を認めないという魚釣島等の所有者の意向を踏まえ、また、尖閣諸島の平穏かつ安定的な維持及び管理のためという政府の魚釣島等の貸借の目的に照らして、政府としては、原則として何人も尖閣諸島への上陸を認めないとの方針をとっているところである。

三について

過去に尖閣諸島に日本政府職員が上陸したことはあり、その直近の二事例は、平成十八年十月二十七日及び十一月八日の上陸である。

平成十九年三月十六日提出 質問 第一二四号

北方領土問題を巡る中間条約締結の可能性に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

四島の帰属の問題を解決して、ロシア連邦との間で平和条約を締結する考えである。また、我が国とロシア連邦は、従来から、北方領土問題に関する交渉を行つてゐるところであり、北方四島の帰属の問題に関する具体的な解決策について政府としてお答えすることは差し控えた。

北方領土問題については、我が国とロシア連邦との間で交渉を行つてゐるところであり、北方四島の帰属の問題に関する具体的な解決策について政府としてお答えすることは差し控えた。いだすための努力を行うことで一致してゐる。

北方領土問題については、我が国とロシア連邦との間で交渉を行つてゐるところであり、北方四島の帰属の問題に関する具体的な解決策について政府としてお答えすることは差し控えた。

二 安倍首相は累次にわたつて国会内外で、「予算や権限を背景とした押し付け型の天下りは根絶しなければならない」と述べているが、「押し付け型の天下り」の定義如何。「押し付け型」と、そうではない天下りとの相違点は何か。

三 先に私が提出した質問主意書の政府答弁書によれば、「各府省における国家公務員の再就職のあつせん、仲介等」を「企業、団体等からの要請に基づき職員に当該企業、団体等を再就職先として紹介すること等が、その職員の再就職について何らかの関与をすることをいう」(内閣衆質一六四第二八三号)とした上で、「各府省における国家公務員の再就職のあつせん、仲介等については、一般に、個別の企業、団体等からその要請や照会等に応じて行われるものと認識しております。平成十一年から十五年までの五年間に要請等がないにもかかわらず企業、団体等に閣衆質一六四第二八三号)とした上で、「各府省における国家公務員の再就職のあつせん、仲介等については、一般に、個別の企業、団体等からその要請や照会等に応じて行われるものと認識しております。平成十一年から十五年までの五年間に要請等がないにもかかわらず企業、団体等に職員の再就職の受入れを要請した事例として確認されたものはない。」(内閣衆質一六四第三二五号)としている。

① これを前提とすれば、そもそもこの期間、「押し付け型の天下り」はなかつたという認識があつたということ。

② 同じく政府答弁書で「平成十六年以降の國家公務員の再就職のあつせん、仲介等であつて、企業、団体等に職員の再就職の受入れを要請したものの有無については、調査を行ふことは膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。」(内閣衆質一六四第三二五号)とされているが、その後の調査で三三五号)とされているが、その後の調査で平成十六年以降、「押し付け型の天下り」の事例が判明したということか。渡辺行政改革担

B及び事件による退職者から返還金等があつたかどうか。

2 防衛施設庁関係職員及びO.B、三〇五名に

に対する聴き取り調査の結果(以下ヒアリング資料)について事実解明のため開示するよう要請したが、ヒアリング資料はどのような場合又はどの者(例、権限ある検査機関)には全面開示又は全面回覧できるのか。

3 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の第三条に基づき開示請求権を行使した場合、どのような措置になるのか。

4 防衛省の職員の再就職について、いわゆる天下り防止策及び再就職斡旋の実態及び是正策について明らかにされたい。

5 三沢基地データ流出事件(昨年四月)。女性通訳が基地への通行許可証、車のナンバー等をウイニーからネット上に流出した事案。

6 航空自衛隊那覇基地の警備訓練に関するデータ流出事案(昨年十一月)。イラクに派遣された那覇基地所属自衛隊員の私有パソコンからゲリラ侵入訓練の資料がインターネット上に流出した事案。

7 陸上自衛隊中部方面隊第十四旅団所属の自衛隊員のパソコンの無断持ち出し事案(本年二月)。昨年十月、無断で自宅に持ち帰ったパソコンを分解して暴露ウイルスに感染して陸上自衛隊の訓練データなどが流出した事案。

8 平成十七年読売新聞が報じた中国潜水艦事故について防衛省情報本部の一等空佐が情報漏洩したとして、本年二月、陸上自衛隊警務隊の事務聴取を受けているとされるが、本事案に付する経緯、現状について明らかにされたい。

9 組織改編に関し、以下の点について明らかにされたい。

10 平成十七年読売新聞が報じた中国潜水艦事故について防衛省情報本部の一等空佐が情報漏洩したとして、本年二月、陸上自衛隊警務隊の事務聴取を受けているとされるが、本事案に付する経緯、現状について明らかにされたい。

11 魚雷データ流出事件(昨年一月)。防衛省技術研究本部の技官が民間企業社員にデータの変換作業を依頼したことが原因で外部流出した事案。

12 陸上自衛隊ミサイルデータ流出事件(昨年一月)。防衛省よりミサイルシステム研究開発委託を受けた三菱電機・三義総研の再委託先から朝鮮総連系企業にデータ流出した事案。

13 海上自衛隊機密資料流出事件(昨年二月)。海自護衛艦通信員がウイニーを経由して内部資料をネット上に流出した事案。

4 防衛庁ホームページ機密情報流出事件(昨年三月)。ホームページ上に、地対空ミサイルに関するデータが流出した事案。

5 三沢基地データ流出事件(昨年四月)。女性通訳が基地への通行許可証、車のナンバー等をウイニーからネット上に流出した事案。

6 三沢基地データ流出事件(昨年四月)。女性通訳が基地への通行許可証、車のナンバー等をウイニーからネット上に流出した事案。

7 三沢基地データ流出事件(昨年四月)。女性通訳が基地への通行許可証、車のナンバー等をウイニーからネット上に流出した事案。

8 三沢基地データ流出事件(昨年四月)。女性通訳が基地への通行許可証、車のナンバー等をウイニーからネット上に流出した事案。

9 三沢基地データ流出事件(昨年四月)。女性通訳が基地への通行許可証、車のナンバー等をウイニーからネット上に流出した事案。

10 三沢基地データ流出事件(昨年四月)。女性通訳が基地への通行許可証、車のナンバー等をウイニーからネット上に流出した事案。

11 三沢基地データ流出事件(昨年四月)。女性通訳が基地への通行許可証、車のナンバー等をウイニーからネット上に流出した事案。

12 三沢基地データ流出事件(昨年四月)。女性通訳が基地への通行許可証、車のナンバー等をウイニーからネット上に流出した事案。

13 三沢基地データ流出事件(昨年四月)。女性通訳が基地への通行許可証、車のナンバー等をウイニーからネット上に流出した事案。

14 三沢基地データ流出事件(昨年四月)。女性通訳が基地への通行許可証、車のナンバー等をウイニーからネット上に流出した事案。

15 三沢基地データ流出事件(昨年四月)。女性通訳が基地への通行許可証、車のナンバー等をウイニーからネット上に流出した事案。

16 三沢基地データ流出事件(昨年四月)。女性通訳が基地への通行許可証、車のナンバー等をウイニーからネット上に流出した事案。

17 三沢基地データ流出事件(昨年四月)。女性通訳が基地への通行許可証、車のナンバー等をウイニーからネット上に流出した事案。

18 三沢基地データ流出事件(昨年四月)。女性通訳が基地への通行許可証、車のナンバー等をウイニーからネット上に流出した事案。

19 三沢基地データ流出事件(昨年四月)。女性通訳が基地への通行許可証、車のナンバー等をウイニーからネット上に流出した事案。

20 三沢基地データ流出事件(昨年四月)。女性通訳が基地への通行許可証、車のナンバー等をウイニーからネット上に流出した事案。

21 三沢基地データ流出事件(昨年四月)。女性通訳が基地への通行許可証、車のナンバー等をウイニーからネット上に流出した事案。

22 三沢基地データ流出事件(昨年四月)。女性通訳が基地への通行許可証、車のナンバー等をウイニーからネット上に流出した事案。

23 三沢基地データ流出事件(昨年四月)。女性通訳が基地への通行許可証、車のナンバー等をウイニーからネット上に流出した事案。

24 三沢基地データ流出事件(昨年四月)。女性通訳が基地への通行許可証、車のナンバー等をウイニーからネット上に流出した事案。

25 三沢基地データ流出事件(昨年四月)。女性通訳が基地への通行許可証、車のナンバー等をウイニーからネット上に流出した事案。

26 三沢基地データ流出事件(昨年四月)。女性通訳が基地への通行許可証、車のナンバー等をウイニーからネット上に流出した事案。

27 三沢基地データ流出事件(昨年四月)。女性通訳が基地への通行許可証、車のナンバー等をウイニーからネット上に流出した事案。

28 三沢基地データ流出事件(昨年四月)。女性通訳が基地への通行許可証、車のナンバー等をウイニーからネット上に流出した事案。

29 三沢基地データ流出事件(昨年四月)。女性通訳が基地への通行許可証、車のナンバー等をウイニーからネット上に流出した事案。

30 三沢基地データ流出事件(昨年四月)。女性通訳が基地への通行許可証、車のナンバー等をウイニーからネット上に流出した事案。

4 陸・海・空自衛隊の共同部隊の設置の目的及び運用について

5 陸上自衛隊の中央即応集団の構成、役割及び装備について

6 中央即応集団の中に中央即応連隊を新設するとしているが、その構成及び役割について

7 防衛省はミサイル防衛システム運用に関し、「彈道ミサイル破壊措置緊急対処要領」を作成したとされるが、その目的、手段等全容について明らかにされたい。

8 防衛省は自衛隊の国連平和維持活動(PKO)等の海外活動について「国際平和協力活動センター」(仮称、日本版PKOセンター)の設立を検討中とされるが、その目的、構成、業務内容等について明らかにされたい。

9 防衛省は自衛隊の国連平和維持活動(PKO)等の海外活動について「国際平和協力活動センター」(仮称、日本版PKOセンター)の設立を検討中とされるが、その目的、構成、業務内容等について明らかにされたい。

10 防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する御指摘の資料は、防衛施設庁長官を委員長とする「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」の関係職員が必要に応じて用いているほか、法令に基づく権限のある機関の命令等により、防衛施設庁から当該機関に対し、提出しているところである。

11 防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する御指摘の資料は、防衛施設庁長官を委員長とする「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」の関係職員が必要に応じて用いているほか、法令に基づく権限のある機関の命令等により、防衛施設庁から当該機関に対し、提出しているところである。

12 防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する御指摘の資料は、防衛施設庁長官を委員長とする「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」の関係職員が必要に応じて用いているほか、法令に基づく権限のある機関の命令等により、防衛施設庁から当該機関に対し、提出しているところである。

13 防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する御指摘の資料は、防衛施設庁長官を委員長とする「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」の関係職員が必要に応じて用いているほか、法令に基づく権限のある機関の命令等により、防衛施設庁から当該機関に対し、提出しているところである。

14 防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する御指摘の資料は、防衛施設庁長官を委員長とする「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」の関係職員が必要に応じて用いているほか、法令に基づく権限のある機関の命令等により、防衛施設庁から当該機関に対し、提出しているところである。

15 防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する御指摘の資料は、防衛施設庁長官を委員長とする「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」の関係職員が必要に応じて用いているほか、法令に基づく権限のある機関の命令等により、防衛施設庁から当該機関に対し、提出しているところである。

16 防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する御指摘の資料は、防衛施設庁長官を委員長とする「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」の関係職員が必要に応じて用いているほか、法令に基づく権限のある機関の命令等により、防衛施設庁から当該機関に対し、提出しているところである。

17 防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する御指摘の資料は、防衛施設庁長官を委員長とする「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」の関係職員が必要に応じて用いているほか、法令に基づく権限のある機関の命令等により、防衛施設庁から当該機関に対し、提出しているところである。

18 防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する御指摘の資料は、防衛施設庁長官を委員長とする「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」の関係職員が必要に応じて用いているほか、法令に基づく権限のある機関の命令等により、防衛施設庁から当該機関に対し、提出しているところである。

19 防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する御指摘の資料は、防衛施設庁長官を委員長とする「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」の関係職員が必要に応じて用いているほか、法令に基づく権限のある機関の命令等により、防衛施設庁から当該機関に対し、提出しているところである。

20 防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する御指摘の資料は、防衛施設庁長官を委員長とする「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」の関係職員が必要に応じて用いているほか、法令に基づく権限のある機関の命令等により、防衛施設庁から当該機関に対し、提出しているところである。

21 防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する御指摘の資料は、防衛施設庁長官を委員長とする「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」の関係職員が必要に応じて用いているほか、法令に基づく権限のある機関の命令等により、防衛施設庁から当該機関に対し、提出しているところである。

22 防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する御指摘の資料は、防衛施設庁長官を委員長とする「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」の関係職員が必要に応じて用いているほか、法令に基づく権限のある機関の命令等により、防衛施設庁から当該機関に対し、提出しているところである。

23 防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する御指摘の資料は、防衛施設庁長官を委員長とする「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」の関係職員が必要に応じて用いているほか、法令に基づく権限のある機関の命令等により、防衛施設庁から当該機関に対し、提出しているところである。

24 防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する御指摘の資料は、防衛施設庁長官を委員長とする「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」の関係職員が必要に応じて用いているほか、法令に基づく権限のある機関の命令等により、防衛施設庁から当該機関に対し、提出しているところである。

25 防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する御指摘の資料は、防衛施設庁長官を委員長とする「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」の関係職員が必要に応じて用いているほか、法令に基づく権限のある機関の命令等により、防衛施設庁から当該機関に対し、提出しているところである。

26 防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する御指摘の資料は、防衛施設庁長官を委員長とする「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」の関係職員が必要に応じて用いているほか、法令に基づく権限のある機関の命令等により、防衛施設庁から当該機関に対し、提出しているところである。

27 防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する御指摘の資料は、防衛施設庁長官を委員長とする「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」の関係職員が必要に応じて用いているほか、法令に基づく権限のある機関の命令等により、防衛施設庁から当該機関に対し、提出しているところである。

28 防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する御指摘の資料は、防衛施設庁長官を委員長とする「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」の関係職員が必要に応じて用いているほか、法令に基づく権限のある機関の命令等により、防衛施設庁から当該機関に対し、提出しているところである。

年法律第五十四号)若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定に基づく損害賠償請求等を行い、回復する考え方である。

防衛省においては、刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十六条规定する罪につき

法律第五十四号)若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定に基づく損害賠償請求等を行い、回復する考え方である。

企業、団体等を再就職先として紹介すること等防衛省がその職員の再就職について何らかの関与をすること（若年定年、任期満了等により退職する自衛官の再就職を支援するため無料職業紹介事業を行う法人に対し求職情報を取り次ぐこと等を除く。）をいう。）については、個別の企業、団体等からの要請や照会に応じてこれを行なうものが一般的である。

また、防衛省の職員の再就職については、自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）第六十二条第二項及び第三項の規定による制限があるほか、防衛庁副長官（当時）を委員長とする「防衛施設入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会」が平成十八年六月十六日に公表した「防衛施設入札談合等再発防止に係る抜本的対策報告書」において記述されているとおり、関係企業等に対し平成十八年六月十五日に書面で防衛庁（当時の離職者の採用等の自肅の要請を行つたほか、防衛事務次官から防衛庁（当時の各機関等の長に対し、再就職に係る自肅について職員への周知徹底を図るために通達を発出するなど所要の措置を講じているところである。

御指摘の「魚雷データ流出事件」は、防衛庁技術研究本部第五研究所（当時の防衛庁技官が、同技官自身が起訴された刑事事件の公判において、自らが携わった研究に係る業務用データを保存したフロッピーディスクを外部の事業者に渡したと述べた事案を指すものと思われる。

しかしながら、防衛庁技術研究本部（当時）が、勾留中の当該技官から聞き取った情報を基に、外部の事業者に渡したとされる業務用データを調査したところ、当該データには、秘密の情報及び取扱い上の注意を要する情報は含まれていなかつた。

本事案については秘密の情報等の流出はなかつたものの、防衛省においては、業務用データを保存した可搬記憶媒体を許可なく持ち出すことを禁止するなどの所要の対策をとっているところである。

二の2について

御指摘の「陸上自衛隊ミサイルデータ流出事件」は、平成六年から七年までの間に三菱電機株式会社が防衛庁（当時）から受託した「将来SAM（その1）の研究試作」及び「将来SAM（その2）の研究試作」の成果物であるシステム設計報告書の中の一部の資料と同一のものが、株式会社三菱総合研究所を通じて、秘密に係る数値が伏せられている箇所に秘密に係る数値が書き加えられた状態で、ソフトウェア会社に流出した事案を指すものと思われる。

防衛省としては、本事案を踏まえ、防衛関連企業に対して防衛庁管理局航空機通信電子課長（当時）から情報の保全に関する注意喚起をしたり、情報セキュリティの確保を図るために特約条項を含む契約の対象範囲を説明する機密情報を流出事件」は、平成十八年三月、二の2について述べた流出事案に係る報告書を防衛庁（当時のホームページに掲載したところ、当該ホームページに掲載した図の電子データの作成が適切でなかつたため、閲覧者の操作によっては、伏せてある数値が見えてしまうことを部内で発見し、当該電子データをサーバから消去した上で、伏せてある数値が見えないようにして再掲載を行つた事案を指すものと思われる。

防衛省としては、本事案において伏せてあつた数値は、平成十八年三月の時点においては、秘匿する必要はないとの判断されたものであるが、広く公表する必要はないとの判断したことか

夕を調査したところ、当該データには、秘密の情報及び取扱い上の注意を要する情報は含まれていなかつた。

本事案においては秘密の情報等の流出はなかつたものの、防衛省においては、業務用データを保存した可搬記憶媒体を許可なく持ち出すことを禁止するなどの所要の対策をとっているところである。

二の3、6及び7について

海上自衛隊の護衛艦に係る秘密電子計算機情報流出事案等の一連の情報流出事案を受けて、可搬記憶媒体に出力するファイルを強制的に秘匿化するソフトの導入等の対策を決定したところであるが、その後判明した情報流出事案を受けて、これらの対策をさらに徹底するため、職員が自宅等において使用する私有パソコン及び私有可搬記憶媒体に業務用データが保存されていないこと等について、職員本人から私有パソコン及び私有可搬記憶媒体内を検索した結果を示す資料の提出を受けるなどの方法により確認すること、可搬記憶媒体に出力するファイルを強制的に秘匿化するソフトの導入計画を早めること等の対策を講じた。

二の4について

御指摘の「防衛庁ホームページ機密情報流出事件」は、平成十八年三月、二の2について述べた流出事案に係る報告書を防衛庁（当時のホームページに掲載したところ、当該ホームページに掲載した図の電子データの作成が適切でなかつたため、閲覧者の操作によっては、伏せてある数値が見えてしまうことを部内で発見し、当該電子データをサーバから消去した上で、伏せてある数値が見えないようにして再掲載を行つた事案を指すものと思われる。

防衛省としては、本事案において伏せてあつた数値は、平成十八年三月の時点においては、秘匿する必要はないとの判断されたものであるが、広く公表する必要はないとの判断したことか

ら右報告書においては伏せていたものであり、伏せていた数値が見えたことにより、国民にあたかも秘密に係る数値が明らかになつたとの誤解を与えたかねない事態を生じさせたと考えている。

防衛省としては、本事案を踏まえ、ホームページへの掲載に当たつての資料の内容の確認の強化を図るため、職員に対し、資料のホームページへの掲載手続を徹底したり、情報の保全に係る必要な教育を行うなどの所要の対策をとっているところである。

二の5について

御指摘の「三沢基地データ流出事件」は在日米軍に係る事案であると承知しており、防衛省として対策を講じていない。

三について

現在、捜査が行われているところであり、その具体的な内容についてのお答えは差し控えたいた。

四の1について

防衛施設庁の職員等による入札談合等の事案が発生したこと等にかんがみ、本年二月九日に国会に提出した防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（以下「法案」という。）においては、防衛省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、防衛施設庁を廃止し、防衛施設庁の事務を防衛省本部で処理するために必要な組織の改編等を行うこととしている。

具体的には、防衛施設庁が所掌する自衛隊の施設、駐留軍に提供した施設等に係る建設工事の実施に関する事務については、防衛施設庁の廃止後は、建設工事の入札及び契約の適正化を

図るため、その実施の基準に関する事を内部部局に、その他を装備本部を改編して設置する装備施設本部にそれぞれ所掌することとし、両者を異なる組織に所掌させることにより、建設工事の実施に関する事務の遂行について公正性及び透明性を確保することとしている。

また、法案においては、地方支分部局として地方防衛局を新設し、防衛省の所掌する建設工事の実施に関する事務を分掌させることとしているが、その内部組織を定めるに当たっては、積算部門と契約部門を分離すること等により、その事務の遂行について公正性及び透明性を確保することとしている。

さらに、法案においては、特別の機関として防衛監察本部を新設し、防衛省のすべての機関を対象として職員の職務執行における法令の遵守との他の職務執行の適正を確保するための監察を行ふ体制を整備することとしている。

四の2及び4について

法案においては、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の防衛大臣直轄部隊のうち一定のものを、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として置くことができるとしている。これは、「平成十七年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成十六年十二月十日閣議決定)において、各自衛隊を一体的に運用し、自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するため、自衛隊は統合運用を基本とし、そのための体制を強化すること、及びそのために教育訓練、情報通信などの各分野において統合運用基盤を確立することとしていることを踏まえて行うものである。この共同の部隊の運用に係る防衛大臣の指揮は、統合幕僚長を通じて行い、

これに関する防衛大臣の命令は、統合幕僚長が執行することとしている。

なお、この共同の部隊として、平成十九年度においては、自衛隊指揮通信システム隊(仮称)を新編することを予定している。

四の3について

防衛監察本部については、法案において、職員の職務執行の適正を確保するための監察に関する事務をつかさどること、その長を防衛監察監とすること等を定めており、五十人程度の職員をもつて組織することを予定している。

また、防衛監察本部が効果的な監察を行うためには、部外の人材の専門的知見を活用することも重要と考えており、防衛監察本部の人事の在り方については、このような観点も踏まえて検討しているところである。

四の5について

中央即応集団は、ゲリラや特殊部隊による攻撃等の事態が発生した場合に事態の拡大防止等を図り、及び国際的な安全保障環境を改善するためには、国際社会が協力して行う活動(以下「国際平和協力活動」という。)に主体的かつ積極的に取り組むため、中央即応集団司令部、空挺団、ヘリコプター団、特殊作戦群等をもつて新編すこととした部隊であり、迫撃砲、軽装甲機動車、輸送ヘリコプター等の装備を保有させることとしている。

四の6について

お尋ねの中央即応連隊は、主としてゲリラや特殊部隊による攻撃等の事態が発生した場合に方面隊を増援すること及び国際平和協力活動のための自衛隊の海外派遣が決定された後速やかに派遣予定地において準備を行うことを任務と

し、連隊本部、本部管理中隊及び普通科中隊をもつて中央即応集団隸下に新編することを予定している。

なお、この共同の部隊として、平成十九年度においては、自衛隊指揮通信システム隊(仮称)を新編することを予定している。

五について

自衛隊法第八十二条の二の規定により、防衛大臣は一定の要件及び手続の下で自衛隊の部隊

に対し、弾道ミサイル等に対する破壊措置をとるべき旨を命ずることができることとされる。

この破壊措置は、弾道ミサイル等の落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止すること目的としたものであり、我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止すること目的としたものである。

我が國の弾道ミサイル破壊措置緊急対処要領については、自衛隊法第八十二条の二第三項の規定により防衛大臣が作成し、内閣総理大臣の承認を受けることとされており、本年三月二十三日、その手続を経て「自衛隊法第八十二条の二第三項に規定する弾道ミサイル等に対する破壊措置に関する緊急対処要領」として公表したところである。

この緊急対処要領においては、第一に、防衛大臣が自衛隊法第八十二条の二第三項の規定による命令を発する場合及びこの場合において同項に規定する緊急の場合に該当することの認定したところである。

この緊急対処要領においては、第一に、防衛大臣が自衛隊法第八十二条の二第三項の規定による命令を発する場合及びこの場合において同項に規定する緊急の場合に該当することの認定したところである。

六について

お尋ねの中央即応連隊は、主としてゲリラや特殊部隊による攻撃等の事態が発生した場合に方面隊を増援すること及び国際平和協力活動のための自衛隊の海外派遣が決定された後速やかに派遣予定地において準備を行うことを任務と

今後の具体的な施策について検討しているところであるが、その内容については、お答えできる段階にない。

平成十九年三月十九日提出
質問 第一二二七号

国税、地方税、社会保険料徴収機関分立に関する質問主意書
提出者 鈴木 克昌

質問主意書

我が国の国税、地方税、社会保険料徴収機関分立に関する質問主意書

三

我が国の国税、地方税、社会保険料徴収機関分立に関する質問主意書

る為の徵収機關のそれぞれの総費用はいくらか。（最近五年間の毎年度についても示す）

四 徴収コスト、すなわち、我が国では税収一〇円当たりの徴収費用として定義されているが、国税、地方税、社会保険料のそれぞれの、徴収コストはいくらか。（最近五年間の毎年度についても示す）

五 以上各項目の結果及び前述の指摘を踏まえ、徴収コストの現状について政府の見解を示されたい。また、コスト削減に向けた政府の具体的の方針を明らかにされたい。

六 右質問する。

内閣衆質一六六第一二七号
平成十九年三月二十七日

衆議院議長 河野 洋平殿 内閣總理大臣 安倍晋三
衆議院議員 鈴木克昌君 提出國稅、地方稅、社會保險料徵收機關分立に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

別編

衆議院議員鈴木克昌君提出國稅、地方稅
社會保險料徵收機關分立に関する質問に對

する答弁書

に付いて

平成十三年度から平成十七年度までの各年度で国税庁において取り扱った租税及び印紙収入

並びに地方消費税の決算額は、平成十三年度が

四十六兆二千二百六億円、平成十四年度が四十

二兆千八百八十二億円、平成十五年度が四十一兆六千九百九十八億円、平成十六年度が四十四

兆三千二百十四億円及び平成十七年度が四十七

兆九千九百七十八億円である。

平成十三年度から平成十七年度までの各年度における地方税の決算額は、平成十三年度が三十五兆五千四百八十八億円、平成十四年度が三十三兆三千七百八十五億円、平成十五年度が三十二兆六千五百七十九億円、平成十六年度が三十三兆五千三百八十八億円及び平成十七年度が三十四兆八千四十四億円である。

平成十三年度から平成十七年度までの各年度で社会保険庁において取り扱った社会保険料の決算額は、政府管掌健康保険（第二号被保険者の介護保険料収納額を含む。）につき平成十三年度が六兆三千二百七十六億円、平成十四年度が六兆五百二十七億円、平成十五年度が六兆三千七百八十八億円、平成十六年度が六兆四千六百六十六億円及び平成十七年度が六兆五千七百二十億円であり、船員保険（第二号被保険者の介護保険料収納額を含む。）につき平成十三年度が九億円であり、厚生年金保険につき平成十三年度が十九兆九千三百六十億円、平成十四年度が二千兆二千三百四十四億円、平成十五年度が十九兆九億円であり、厚生年金保険につき平成十三年度が一千五百三十七億円及び平成十七年度が二千兆五百八十四億円であり、国民年金につき平成十三年度が一兆九千五百三十八億円、平成十四年度が一兆九千五百八十八億円、平成十五年度が一兆九千五百八十九亿円、平成十六年度が一兆九千五百八十六亿円、平成十七年度が一兆九千五百五十四億円及び平成十七年度が一兆九千三百五十四億円である。

平成十三年度から平成十七年度までの各年度における労働保険料の決算額は、平成十三年度

が三兆六千三百二十七億円、平成十四年度が三兆六千六百五十二億円、平成十五年度が三兆五千六百八十七億円、平成十六年度が三兆六千五十九億円及び平成十七年度が三兆九千八百三十一億円である。

平成十三年度から平成十七年度までの各年度における介護保険の第一号被保険者の介護保険料の決算額は、平成十三年度が五千八百八十一億円、平成十四年度が八千二十九億円、平成十五年度が九千三百四十五億円、平成十六年度が九千五百十八億円及び平成十七年度が九千七百六十九億円である。

平成十三年度から平成十七年度までの各年度における市町村及び特別区が行う国民健康保険の保険料(介護納付金賦課額を含む。)及び国民健康保険税(介護納付金賦課税額を含む。)の決算額は、平成十三年度が三兆三千七十一億円、平成十四年度が三兆三千八百九十八億円、平成十五年度が三兆四千二百六十八億円、平成十六年度が三兆五千二百八十八億円及び平成十七年度が速報値で三兆六千百六億円である。

平成十四年度から平成十八年度までの各年度における国税庁の定員は、平成十四年度が五万六千四百六十六人、平成十五年度が五万六千三百十五人、平成十六年度が五万六千二百三十九人、平成十七年度が五万六千八十五人及び平成十八年度が五万六千五百五十九人であり、これらのうち、国税の徵収に係る定員は、平成十四年度が八千八百八十八人、平成十五年度が八千三百七十七人、平成十六年度が八千六十一人、平成十七年度が七千九百九十人及び平成十八年度が八千四十三人である。

平成十三年度から平成十七年度までの各年度は、平成十三年度が八万五千六百一十三人、平成十四年度が八万九千六十二人、平成十五年度が八万三百八十六人、平成十六年度が七万九千七百三十八人及び平成十七年度が七万七千八百九十一人であり、これらのうち、地方税の徴収に係る職員数は、平成十三年度が二万五千七百五十八人、平成十四年度が二万五千八百二十九人、平成十五年度が二万五千七百四十七人、平成十六年度が二万六千四十八人及び平成十七年度が二万六千五十一人である。

平成十三年度から平成十七年度までの各年度における社会保険庁の定員は、平成十三年度が一万七千三百五十四人、平成十四年度が一万七千五百四十二人、平成十五年度が一万七千五百六十人、平成十六年度が一万七千四百六十六人及び平成十七年度が一万七千三百六十五人であり、平成十三年度から平成十七年度までの各年度の末日における政府管掌健康保険、船員保険及び厚生年金保険の保険料徴収に係る社会保険庁の職員数は、平成十三年度が千三百八十五人、平成十四年度が千三百七十九人、平成十五年度が千三百九十五人、平成十六年度が千四百六人及び平成十七年度が千三百八十九人であり、平成十三年度から平成十七年度までの各年度の末日における国民年金の保険料徴収に係る社会保険庁の職員数は、平成十三年度が千二十八人、平成十四年度が千四百三十七人、平成十五年度が千四百三十七人、平成十六年度が千四百三十九人及び平成十七年度が千五百七十六人である。

における都道府県労働局の定員は、平成十四年 度が二万三千三百三十人、平成十五年度が二万三千二百二十二人、平成十六年度が二万三千百二十一人、平成十七年度が二万三千二十七人及び平成十八年度が二万二千八百七十八人である。労働保険の保険料の徴収に係る都道府県労働局の定員は、業務別の区分を行っていないため、お答えすることは困難である。なお、都道府県労働局の労働保険の適用及び徴収に係る定員は、平成十四年度が千八百八十七人、平成十五年度が千八百七十四人、平成十六年度が千八百六十人、平成十七年度が千八百二十五人及び平成十八年度が千五百八十六人である。

平成十四年度から平成十八年度までの各年度の初日における市町村、特別区、一部事務組合等の介護保険関係職員数は、平成十四年度が二万六千三百九十九人、平成十五年度が二万五千九百二十人、平成十六年度が二万五千四百二十三人、平成十七年度が二万四千四百二十九人及び平成十八年度が二万六千百七十一人である。これららのうち、介護保険の保険料の徴収に係る職員数は、業務別の中内訳を把握していないため、お答えすることは困難である。

平成十三年度から平成十七年度までの各年度の末日における市町村及び特別区が行う国民健康保険の事務に従事する職員数は、平成十三年度が一万九千七百四十六人、平成十四年度が二万六人、平成十五年度が二万六百三十三人、平成十六年度が二万三百十一人及び平成十七年度が速報値で一万九千五百六十八人である。これらのうち、国民健康保険の保険料徴収に係る職員数は、業務別の中内訳を把握していないため、お答えすることは困難である。

三について

平成十三年度から平成十七年度までの各年度における国税庁の徴税費は、平成十三年度が七千百二十八億円、平成十四年度が七千十一億円、平成十五年度が六千九百七十七億円、平成十六年度が六千九百九十九億円及び平成十七年度が六千九百七十四億円である。

平成十三年度から平成十七年度までの各年度における地方税の徴税費は、平成十三年度が九千百三十一億円、平成十四年度が八千七百八十四億円、平成十五年度が八千三百三十一億円、平成十六年度が八千四百八十億円及び平成十七年度が八千八十八億円である。

政府管掌健康保険、船員保険、厚生年金保険、国民年金、介護保険並びに市町村及び特別区が行う国民健康保険の各事業に係る経費については、適用業務、徴収業務及び給付業務に係る経費を区分せずに経理していることから、お尋ねの社会保険料を徴収するための総費用についてお答えすることは困難である。

労働保険に係る経費については、適用業務及び徴収業務を区分せずに経理していることから、お尋ねの社会保険料を徴収するための総費用についてお答えすることは困難である。

労働保険に係る経費については、適用業務及び徴収業務を区分せずに経理していることから、お尋ねの社会保険料を徴収するための総費用についてお答えすることは困難である。

労働保険に係る経費については、適用業務及び徴収業務を区分せずに経理していることから、お尋ねの社会保険料を徴収するための総費用についてお答えすることは困難である。

成十七年度までの各年度で国税庁において取り扱った租税及び印紙収入並びに地方消費税百円当たりの徴税費は、平成十三年度が一円五十四円十錢、平成十四年度が一円八錢、平成十五年度が一円十四錢、平成十六年度が一円九錢及び平成十七年度が九十七錢である。

国税、地方税及び社会保険料の「徴収コスト」については、四について述べたとおりであり、これらは行政運営の実績を示す指標の一つであると考えている。

コスト削減に向けた方針については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)等に基づき、行政のスリム化・効率化を一層徹底していくこととしており、こうした基本方針に沿って、各府省において、「行政効率化推進計画」や「業務・システム最適化計画」等に規定する諸方策に取り組んでいるところである。

政府管掌健康保険、船員保険、厚生年金保険、国民年金、介護保険並びに市町村及び特別区が行う国民健康保険の各事業に係る経費については、適用業務、徴収業務及び給付業務に係る経費を区分せずに経理していることから、お尋ねの社会保険料の徴収経費についてお答えすることは困難である。なお、平成十五年度の政
府管掌健康保険第一号被保険者の介護保険料収納額を含む)、厚生年金保険及び国民年金の保険料の決算額を用いて、これらの事業に係る同年度の予算を前提として、一定の仮定の下でこれらの保険料の同年度における百円当たりの徴収経費を試算した結果は、三十四銭であるが、他の年度については、同様の試算を行うためには膨大な作業を要することから、お示しすることは困難である。

質問 第一二八号

元外務審議官が出版した「日露外交秘話」に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

関する質問主意書
元外務審議官が出版した「日露外交秘話」に

一 外務審議官をつとめた丹波賀氏が二〇〇四年に中央公論新社より『日露外交秘話』という書籍(以下、「本書」という。)を上梓したことを外務省は承知しているか。

二 現在、外務大臣官房総務課長をつとめている上月豊久氏が「本書」の原稿を事前にチェックし

た事実があると承知するところ、確認を求める。

三 上月豊久氏は職務の一環として「本書」の原稿のチェックをしたのか。そうであるならば、当時の上月豊久氏の官職と職務内容を明らかにし上で法令上の根拠を明らかにされたい。

右質問する。

平成十九年三月十九日提出
質問第一二九号

レバノン情勢に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

衆議院議員鈴木宗男君提出レバノン情勢に

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出レバノン情勢に関する再質問に対する答弁書

一について
ヒズボラがテロリズムを行つテロ組織であるか否かについては、先の答弁書(平成十九年三月十六日内閣衆質一六六第一〇九号)二について述べたとおりであり、また、必ずしもヒズボラの個別の活動の詳細まで把握しているわけではないこともあり、政府としてお尋ねについてお答えすることは困難である。

一 ヒズボラが過去にテロ活動に従事したことがあるか。あるならば、その事例を二件明らかにされたい。

一 「前回答弁書」において、「平成十三年六月に天木直人レバノン共和国駐箚特命全権大使(当時)がナスマッラー書記長と会見したことが當時報道された。」との答弁がなされたが、右会見の内容は外務本省に公電で報告されているか。

三 テロリズムに対する闘いは日本の国益に合致するか。

四 外務省は、日本のレバノン共和国駐箚特命全権大使がヒズボラの書記長と会見したことが日本国益に合致すると考えるか。

五 天木直人氏が外務省を退職した理由を明らかにされたい。

一について
外務省として、御指摘の事実は承知している。

二及び三について
平成十五年当時、丹波元ロシア連邦駐箚特命全権大使から外務省に対し、同大使のロシア在勤中の事項等を中心とする著作を出版するに当たつて相談があった。これに対し、当時はロシア連邦に関する外交政策等を所掌する欧州局口シア課長であった御指摘の課長が、在職中の事項に関する著作を出版するに当たつて留意すべき点について説明を行つたと承知している。

衆議院議員鈴木宗男君提出元外務審議官が出版した「日露外交秘話」に関する質問に対

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出元外務審議官が出版した「日露外交秘話」に関する質問に対する答弁書

一について
衆議院議員鈴木宗男君提出元外務審議官が出版した「日露外交秘話」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二 「前回答弁書」において、「平成十三年六月に天木直人レバノン共和国駐箚特命全権大使(当時)がナスマッラー書記長と会見したことが当时報道された。」との答弁がなされたが、右会見の内容は外務本省に公電で報告されているか。

三 テロリズムに対する闘いは日本の国益に合致するか。

四 外務省は、日本のレバノン共和国駐箚特命全権大使がヒズボラの書記長と会見したことが日本国益に合致すると考えるか。

五 天木直人氏が外務省を退職した理由を明らかにされたい。

一及び二について
外務省として、御指摘の事実は承知している。

三及び四について
平成十五年当時、丹波元ロシア連邦駐箚特命全権大使から外務省に対し、同大使のロシア在勤中の事項等を中心とする著作を出版するに当たつて相談があった。これに対し、当時はロシア連邦に関する外交政策等を所掌する欧州局口シア課長であった御指摘の課長が、在職中の事項に関する著作を出版するに当たつて留意すべき点について説明を行つたと承知している。

内閣衆質一六六第一二九号
平成十九年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議員 鈴木 宗男

内閣衆質一六六第一二八号
平成十九年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議員 鈴木 宗男

内閣衆質一六六第一二九号
平成十九年三月二十七日

内閣衆質一六六第一三〇号
平成十九年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出手抜き答弁書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出手抜き答弁書に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の平成十九年の質問主意書については、質問事項につき調査を行うことは膨大な作業を要することから、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の規定に従い、また、平成十六年八月及び平成十八年六月の衆議院議院運営委員会理事会における質問主意書制度に関する合意(以下「理事会合意」という。)等を踏まえ、「お答えすることは困難である」旨の答弁をしたものである。

二について

政府としては、理事会合意がなされて以降は、当該合意も踏まえて答弁をしているところであり、その趣旨をお答えした質問主意書に対する答弁書は存在する。

六について

政府としては、理事会合意がなされて以降は、当該合意も踏まえて答弁をしているところであり、その趣旨をお答えした質問主意書に対する答弁書は存在する。

踏まえて答弁をしているところである。

五について

政府としては、從来より、国会法の規定等に従い、質問主意書に対する答弁をしてきたところであるが、理事会合意がなされて以降は、当該合意も踏まえて答弁をしているところである。

は、創業型天下りの疑いがあるんじゃないか、天下り団体をどんどん新規に株式会社という隠れみでつくる、そういう疑いがあるのでないのか。

我々が国会で昨年も指摘をして、どんどんこの随意契約の問題点をあぶり出しました。そして、随意契約は問題だと、政府もやつと重い腰を上げて一般競争入札に一部移行をする。そうしたときに、まさに財団が危機感を持つ、今までうちは随意契約で受注できただけれども、随意契約がなくなる、ではどうしたらいいんだろう、では会社をつくろう。

しかし、大臣が言われるように、資本関係がきちっとあるわけじやありません。厳密な意味で子会社じやありませんけれども、ただ、人物も横滑り、しかもぐるみといいますか、こういうような資料もつくり、そして、実際に受注がこういうふうに国交省あるいは財団からあるというようなことはきちっと調査をしていたので、この案件を含めて、そういうファミリー企業といいますか、株式会社だけれども問題があるものはないのかどうか、ぜひ調査をしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出天下り「官製株式会社」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの調査については、国土交通省において、鋭意取り組んでいるところであるが、現時点での終期をお示しすることは困難である。また、その結果の取扱いについては、今後検討することとしている。

内閣衆質一六六第一三一号

平成十九年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出天下り「官製株式会社」に関する質問に対する答弁書

一 冬柴大臣の答弁に「調査はしてみたいと思います」とあるが、すでに調査は完了したのか。完了したとすれば結果をお示し願いたい。

二 調査が完了していないとすれば、いつまでに調査を終わらせるのか。結果は当然公表すべきと考えるが、いかがか。

右質問する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出天下り「官製株式会社」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの調査については、国土交通省において、鋭意取り組んでいるところであるが、現時点での終期をお示しすることは困難である。また、その結果の取扱いについては、今後検討することとしている。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出天下り「官製株式会社」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの調査については、国土交通省において、鋭意取り組んでいるところであるが、現時点での終期をお示しすることは困難である。また、その結果の取扱いについては、今後検討することとしている。

右質問する。

内閣衆質一六六第一三二号

平成十九年三月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右質問する。

二について

二についてでお答えしたとおり、政府としては、理事会合意がなされて以降は、当該合意も踏まえて個々の答弁書の閣議決定を行つており、それとは別に、質問主意書に対する答弁について、特段の意思決定を行つたことはない。

三について

三についてでお答えしたとおり、政府としては、理事会合意がなされて以降は、当該合意も踏まえて個々の答弁書の閣議決定を行つており、それとは別に、質問主意書に対する答弁について、特段の意思決定を行つたことはない。

四について

二についてでお答えしたとおり、政府としては、理事会合意があつたことから、当該合意も

その中で、冬柴国土交通大臣と次のように質疑があつた。

○長妻委員 確かに金額はきつと一円単位であります。

合っているというわけではありませんけれども、今大臣が言われたのは、このプレゼンテー

ション資料ど、お金の流れというのも仕事の流れという意味で私は申し上げているわけで、偶

然こういうようなお金の流れがあつたんだとい

うような御表現でございましたけれども、これ

この質疑に関してお尋ねする。

○冬柴國務大臣 このような冊子があつたということ自体、私は本当に驚きでございます。したがいまして、今御指摘のような点について、こういう冊子をつくりて受注金額を明らかにするとか、私はそれはもう言語道断だと思いまます。

で、そういう意味では調査はしてみたいと思います。

この質疑に関してお尋ねする。

平成十九年二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第四項中「前条第一項」を「第八条の二第一項」に改め、同条を第八条の四とし、第八条の二の次に次の二条を加える。

(障害年金及び障害一時金の額の自動改定)

第八条の三 改定率が一を上回る場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八条第一項の表

四、〇〇六、一〇〇円	その額に一〇分の七を乗じて得た額を基準として政令で定める額
五、七二三、〇〇〇円	五、七二三、〇〇〇円に第八条の三第一項の改定率(以下この条及び次条において「改定率」という。)を乘じて得た額を基準として政令で定める額
四、七六九、〇〇〇円	四、七六九、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
三、九二七、〇〇〇円	三、九二七、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
二、五一四、〇〇〇円	二、五一四、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
一、八五三、〇〇〇円	一、八五三、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
一、六八六、〇〇〇円	一、六八六、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額

第八条第六項(前条第一項)	第八条第三項(前条第二項及び次条第五項において準用する場合を含む。)	第八条第三項(前条第二項)	同項	前項	二十七万円
		十九万三千二百円	十九万三千二百円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	十九万三千二百円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	一、三五二、〇〇〇円

二項及び次 条第五項に おいて準用 する場合を 含む。)	二十一万円
前条第一項 の表	二十一万円に改定率を乗じて得た額を基準として政令 で定める額
第八条第七 項	表のとおり
三、〇五四、一〇〇円	表に定める額にそれぞれ改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
四、三六三、〇〇〇円	その額に一〇分の七を乗じて得た額を基準として政令で定める額
四、三六三、〇〇〇円	四、三六三、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
三、六三九、〇〇〇円	三、六三九、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
三、〇〇七、五〇〇円	三、〇〇七、五〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
二、三八三、九〇〇円	二、三八三、九〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
一、九三八、七〇〇円	一、九三八、七〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
一、五七一、一〇〇円	一、五七一、一〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
一、四二八、二〇〇円	一、四二八、二〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
一、二九九、八〇〇円	一、二九九、八〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
一、〇四五、一〇〇円	一、〇四五、一〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
八四四、六〇〇円	八四四、六〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額

前条第三項	表のとおり
七四三、〇〇〇円	七四三、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額

2 前項の改定率とは、第一号の規定により設定し、第二号から第五号までの規定により改定した率をいう。

一 平成十九年度における改定率は、〇・九六七とする。

二 改定率については、毎年度、イに掲げる率を口に掲げる率で除して得た率(その率が一を下回るときは、一とする)を基準として改定する。

イ 当該年度の国民年金法(昭和三十四年法律第一百四十一号)第二十七條に規定する改定率(同法第二十七條の三又は第二十七條の五の規定により改定したものに限る。以下「国民年金改定率」という。)は、改定率による改定率を引き上げる改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年度の国民年金改定率

(遺族年金及び遺族給与金の額の自動改定) 第二十七條の二 第八条の三第一項の改定率が国民年金法第二十七條の五の規定により改定したものである場合における改定率の改定については、当該年度の前年度の国民年金改定率を同法第二十七條の三の規定により改定した率を当該年度の国民年金改定率とみなして、前号の規定を適用する。ただし、同号及びこの号本文の規定による改	定により改定率が一を上回ることとなるときは、この限りでない。
第二十六條第一項中「百九十六万一千五百円」を「百九十六万六千八百円」に改める。	四 前号ただし書に規定する場合において、第二号の規定による改定により改定率が一を下回ることとなるときは、改定率については、一とする。
第三項の表中「五〇三、七五〇円」を「五五七、六〇〇円」に、「四〇二、五五〇円」を「四五六、四〇〇円」に、「二八一、一五〇円」を「三三五、〇〇〇円」に改め、同条の次に次の二条を加える。	五 前三号の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。
（上欄に掲げる規定の中表の中欄に掲げる字句は、それ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。）	第六十三条第一項第六号中「第八条の三第一項」を「第八条の四第一項」に改める。

第二十六条 第一項各号 列記以外の 部分	七万二千円	七万二千円に第八条の三第一項の改定率(その率が一 を下回るときは、一とする。以下この項及び次条第三 項の表において「改定率」という。)を乗じて得た額を基 準として政令で定める額
第二十六条 第一項第一 号	百九十六万六千八百円	百八十一万四千円に改定率を乗じて得た額に第二十七 条の二第一項の厚生年金加算額等(その額が十五万二 千八百円を下回るときは、十五万二千八百円とする。) を加えた額を基準として政令で定める額
第二十六条 第一項第二 号	百九十六万六千八百円	前号に定める額
第二十六条 第一項第一 号	七万二千円	七万二千円に改定率を乗じて得た額を基準として政令 で定める額
第二十六条 第一項第一 号	一百九十六万六千八百円	次条第一項の規定により読み替えられた前条第一項 同項第一号中「百八十一万四千円」
前条第三項 の表	五百十七万三千五百円	百四十二万七百円
四五六、四〇〇円	四五七、六〇〇円	四〇四、八〇〇円に改定率を乗じて得た額に次条第一 項の厚生年金加算額等(その額が一五二、八〇〇円を 下回るときは、一五二、八〇〇円とする。以下この表 において「加算額」という。)を加えた額を基準として政 令で定める額
三三五、〇〇〇円	一八二、二〇〇円に改定率を乗じて得た額に加算額を 加えた額を基準として政令で定める額	

2 前項の厚生年金加算額等とは、国民年金法
等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第
三十四号附則第七十八条第二項の規定によ
り読み替えられてなおその効力を有するもの
とされた同法第三条の規定による改正前の厚

生年金保険法(昭和一十九年法律第百十五号)
第六十二条の二第一項第二号に定める額(同
号に規定する改定率のうち国民年金改定率を
乗じて得たものに限るものとし、その額が十
五万二千八百円を上回るときは、十五万二千

第四十三条の二 障害年金、遺族年金又は遺族 給与金(以下この条及び次条において「障害年 金等」という。)の支給を停止すべき事由が生 じたにもかかわらず、その停止すべき期間の 分として障害年金等が支払われたときは、そ の支払われた障害年金等は、その後に支払う べき障害年金等の内払とみなすことができ る。障害年金等を減額して改定すべき事由が 生じたにもかかわらず、その事由が生じた月 の翌月以後の分として減額しない額の障害年 金等が支払われた場合における当該障害年金 等の当該減額すべきであった部分について も、同様とする。	八百円にその上回る部分の額を勘案して政令 で定める額を加えた額とする)をいう。

第三条 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を 改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号) 一部を次のように改正する。 (戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改 正する法律の一部改正)	合において、当該過誤払による返還金に係る 債権(以下この項において「返還金債権」とい う。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべ き遺族年金又は遺族給与金があるときは、厚 生労働省令で定めるところにより、当該遺族 年金又は遺族給与金の支払金の金額を当該過 誤払による返還金債権の金額に充当すること ができる。

国際刑事裁判所に関するローマ規程

前文

この規程の締約国は、

すべての人民が共通のきずなで結ばれており、その文化が共有された遺産によって継ぎ合われていることを意識し、また、この繊細な継ぎ合われたものがいつでも人々になり得ることを懸念し、

二十世紀の間に多数の児童、女性及び男性が人類の良心に深く衝撃を与える想像を絶する残酷な行為の犠牲者となってきたことに留意し、

このような重大な犯罪が世界の平和、安全及び福祉を脅かすことを認識し、

国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪が処罰されずにはならないこと並びにそのような犯罪に対する効果的な訴追が国内的な措置をとり、及び国際協力を強化することによって確保されなければならないことを確認し、

これらの犯罪を行つた者が処罰を免れることを終わらせ、もつてそのような犯罪の防止に貢献することを決意し、

国際的な犯罪について責任を有する者に対して刑事裁判権を行使することがすべての国家の責務であることを想起し、

国際連合憲章の目的及び原則並びに特に、すべての国が、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる國の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならぬことを再確認し、

これに関連して、この規程のいかなる規定も、いざれかの国の武力紛争又は国内問題に干渉する

いすれかの国に与えるものと解してはならないことを強調し、

これらの目的のため並びに現在及び将来の世代のために、国際連合及びその関連機関と連携関係を有し、国際社会全体の関心事である最も重大な

犯罪についての管轄権を有する独立した常設の国際刑事裁判所を設立することを決意し、

この規程に基づいて設立する国際刑事裁判所が

国家の刑事裁判権を補完するものであることを強調し、

国際正義の永続的な尊重及び実現を保障することを決意して、

次のとおり協定した。

第一部 裁判所の設立

第一条 裁判所

この規程により国際刑事裁判所(以下「裁判所」という。)を設立する。裁判所は、常設機関とし、

この規程に定める国際的な関心事である最も重大な犯罪を行つた者に対して管轄権を行使する権限を有し、及び国家の刑事裁判権を補完する。裁判所の管轄権及び任務については、この規程によつて規律する。

第二条 裁判所と国際連合との連携関係

裁判所は、この規程の締約国会議が承認し、及びその後裁判所のために裁判所長が締結する協定によつて国際連合と連携関係をもつ。

第三条 裁判所の所在地
裁判所の所在地は、オランダ(以下「接受国」という。)のハーグとする。

2 裁判所は、接受国と本部協定を結ぶ。この協定は、締約国会議が承認し、その後裁判所のために裁判所長が締結する。

3 裁判所は、この規程に定めるところにより、裁判所が望ましいと認める場合に他の地で開廷することができる。

4 裁判所の法的地位及び権限
裁判所は、国際法上の法人格を有する。また、裁判所は、任務の遂行及び目的の達成に必要な法律上の能力を有する。

5 裁判所は、この規程に定めるところにより、裁判所の全部又は一部に対し、身体的破壊をもたらすことを意図した生活条件を故意に課すこと。

6 裁判所は、当該集団の構成員の身体又は精神に重大な害を与えること。

7 裁判所は、当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

8 裁判所は、当該集団内部の出生を妨げることを意図すること。

9 裁判所は、当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

10 裁判所は、当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

11 裁判所は、当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

12 裁判所は、当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

13 裁判所は、当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

14 裁判所は、当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

15 裁判所は、当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

16 裁判所は、当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

17 裁判所は、当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

18 裁判所は、当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

19 裁判所は、当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

20 裁判所は、当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

21 裁判所は、当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

22 裁判所は、当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

23 裁判所は、当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

24 裁判所は、当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

25 裁判所は、当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

26 裁判所は、当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

27 裁判所は、当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

28 裁判所は、当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

29 裁判所は、当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

30 裁判所は、当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

31 裁判所は、当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

管轄権行使する。この規定は、国際連合憲章の関連する規定に適合したものとする。

第六条 集団殺害犯罪
この規程の適用上、「集団殺害犯罪」とは、国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団の全部又は一部に対し、その集団自体を破壊する意図をもつて行う次のいざれかの行為をいう。

(a) 当該集団の構成員を殺害すること。

(b) 当該集団の構成員の身体又は精神に重大な害を与えること。

(c) 当該集団の全部又は一部に対し、身体的破壊をもたらすことを意図した生活条件を故意に課すこと。

(d) 当該集団内部の出生を妨げることを意図すること。

(e) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

(f) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

(g) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

(h) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

(i) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

(j) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

(k) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

(l) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

(m) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

(n) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

(o) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

(p) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

(q) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

(r) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

(s) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

(t) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

(u) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

(v) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

(w) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

(x) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

(y) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

(z) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

(aa) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

(bb) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

(cc) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

(dd) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

官報(号外)

(h) 政治的、人種的、国民的、民族的、文化的又は宗教的な理由、3に定義する性に係る理由その他の国際法の下で許容されないことが普遍的に認められている理由に基づく特定の集団又は共同体に対する迫害であつて、この1に掲げる行為又は裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を伴うもの

(i) 人の強制失踪
アパルトヘイト犯罪
その他の同様の性質を有する非人道的な行為であつて、身体又は心身の健康に対しても故意に重い苦痛を与える、又は重大な傷害を加えるもの
1の規定の適用上、「文民たる住民に対する攻撃」とは、そのような攻撃を行うとの国若しくは組織の政策に従い又は当該政策を推進するため、文民たる住民に対して1に掲げる行為を多重的に行うことから含む一連の行為をいう。

(b) 「絶滅させる行為」には、住民の一部の破壊をもたらすことを意図した生活条件を故意に譲ること(特に食糧及び薬剤の入手の機会のはく奪)を含む。

(c) 「奴隸化すること」とは、人に対して所有権に伴ういずれか又はすべての権限を行使することをいい、人(特に女性及び児童)の取引の過程でそのような権限行使することを含む。

(d) 「住民の追放又は強制移送」とは、国際法の下で許容されている理由によることなく、退去その他の強制的な行為により、合法的に所在する地域から関係する住民を強制的に移動させることをいう。

(e) 「拷問」とは、身体的なものであるか精神的なものであるかを問わず、抑留されている者又は支配下にある者に著しい苦痛を故意に与えることをいう。ただし、拷問には、専ら合法的な制裁に固有の又はこれに付随する苦痛が生ずることを含まない。

(f) 「強いられた妊娠状態の継続」とは、住民の民族的な組成に影響を与えること又は国際法に対する他の重大な違反を行うことを意図して、強制的に妊娠させられた女性を不法に監禁することをいう。この定義は、妊娠に関する国内法に影響を及ぼすものと解してはならない。

(g) 「迫害」とは、集団又は共同体の同一性を理由として、国際法に違反して基本的な権利を意図的にかつ著しくはく奪することをいう。

(h) 「アパルトヘイト犯罪」とは、1に掲げる行為と同様の性質を有する非人道的な行為であり、故意に重い苦痛を与える、又は重大な傷害を加えるもの又は財産に対して行われる次のいずれかの行為をいう。

(a) 千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約に対する重大な違反行為、すなわち、関連するジュネーヴ条約に基づいて保護される人又は財産に対して行われる次のいずれかの行為

(i) 殺人
(ii) 拷問又は非人道的な待遇(生物学的な実験を含む)
(iii) 身体又は健康に対して故意に重い苦痛を与える、又は重大な傷害を加えること。
(iv) 不法かつ恣意的に行う財産の広範な破壊又は微発
(v) 軍事上の必要性によって正当化されない居又は建物を攻撃し、又は砲撃し若しくは爆撃すること。
(vi) 手段のいかんを問わず、防衛されておらず、かつ、軍事目標でない都市、町村、住居又は建物を攻撃し、又は砲撃し若しくは爆撃すること。
(vii) 武器を放棄して又は防衛の手段をもはや

する意図をもつて、人を逮捕し、拘禁し、又は拉致する行為であつて、その自由をはく奪していることを認めず、又はその消息若しくは所在に関する情報の提供を拒否することを伴うものをいう。

(d) 確立された国際法の枠組みにおいて国際的な武力紛争の際に適用される法規及び慣例に對する他の著しい違反、すなわち、次の「性」の語は、これと異なるいかなる意味も示すものではない。

(e) 文民たる住民それ自体又は敵対行為に直接受けたない個々の文民を故意に攻撃すること。

(f) 不法な追放、移送又は拘禁
(g) 人質をとること。

(h) 確立された国際法の枠組みにおいて国際的な武力紛争の際に適用される法規及び慣例に對する他の著しい違反、すなわち、次の「性」の語は、これと異なるいかなる意味も示すものではない。

(i) 文民たる住民それ自体又は敵対行為に直接受けたない個々の文民を故意に攻撃すこと。

(j) 国際連合憲章の下での人道的援助又は平和維持活動に係る要員、施設、物品、組織又は車両であつて、武力紛争に関する国際法の下で文民又は民用物に与えられる保護を受ける権利を有するものを故意に攻撃すること。

(k) 予期される具体的かつ直接的な軍事的利益全体との比較において、攻撃が、巻き添えによる文民の死亡若しくは傷害、民用物の損傷又は自然環境に対する広範、長期のかつ深刻な損害であつて、明らかに過度となり得るものを受けたことを認識しながら故意に攻撃すること。

(l) 手段のいかんを問わず、防衛されておらず、かつ、軍事目標でない都市、町村、住居又は建物を攻撃し、又は砲撃し若しくは爆撃すること。

(m) 武器を放棄して又は防衛の手段をもはや

(vii) 持たずに自ら投降した戦闘員を殺害し、又は負傷させること。

(viii) ジュネーヴ諸条約に定める特殊標章のほか、休戦旗又は敵国若しくは国際連合の旗若しくは軍隊の記章及び制服を不適正に使用して、死亡又は重傷の結果をもたらすこと。

(ix) 占領国が、その占領地域に自国の文民たる住民の一部を直接若しくは間接に移送すること又はその占領地域の住民の全部若しくは一部を当該占領地域の内において若しくはその外に追放し若しくは移送すること。

(x) 宗教、教育、芸術、科学又は慈善のために供される建物、歴史的建造物、病院及び傷病者の収容所であつて、軍事目標以外のものを故意に攻撃すること。

(xi) 敵対する紛争当事国の権力内にある者に対する、身体の切断又はあらゆる種類の医学的若しくは科学的な実験であつて、その者の医療上正当と認められるものでも、その者の利益のために行われるものでもなく、かつ、その者を死に至らしめ、又はその健康に重大な危険が生ずるものを受けさせるること。

(xii) 敵対する紛争当事国又は軍隊に属する個人を背信的に殺害し、又は負傷させること。

(xiii) 敵対する紛争当事国の財産を破壊し、又は押収すること。ただし、戦争の必要性か

ら絶対的にその破壊又は押収を必要とする場合は、この限りでない。

(xiv) 敵対する紛争当事国の国民の権利及び訴権が消滅したこと、停止したこと又は裁判所において受理されないことを宣言すること。

(xv) 敵対する紛争当事国の国民が戦争の開始前に本国の軍役に服していたか否かを問わず、当該国民に対し、その本国に対する軍事行動への参加を強制すること。

(xvi) 襲撃により占領した場合であるか否かを問わず、都市その他の地域において略奪を行うこと。

(xvii) 毒物又は毒を施した兵器を使用すること。

(xviii) 窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及びこれらと類似のすべての液体、物質又は考案物を使用すること。

(xix) 人体内において容易に展開し、又は扁平となる弾丸(例えば、外包が硬い弾丸であつて、その外包が弾芯を全面的には被覆しておらず、又はその外包に切込みが施されたもの)を使用すること。

(xx) 武力紛争に関する国際法に違反して、その性質上過度の傷害若しくは無用の苦痛を与える、又は本質的に無差別の兵器、投射物及び物質並びに戦闘の方法を用いること。

(xxi) ただし、これらの兵器、投射物及び物質並びに戦闘の方法が、包括的な禁止の対象とされる、かつ、第百二十二条及び第百二十三条の関連する規定に基づく改正によつてこ

の規程の附屬書に含められることを条件とする。

(xxii) 個人の尊厳を侵害すること(特に、侮辱的で体面を汚す待遇)。

(xxiii) 強姦、性的な奴隸、強制売春、前条2(f)に定義する強いられた妊娠状態の継続、強制断種その他あらゆる形態の性的暴力であつて、ジュネーヴ諸条約に対する重大な違反行為を構成するものを行うこと。

(xxiv) 文民その他の被保護者の存在を、特定の地点、地域又は軍隊が軍事行動の対象となるないようにするために利用すること。

(xxv) ジュネーヴ諸条約に定める特殊標章を國際法に従つて使用している建物、物品、医療組織、医療用輸送手段及び要員を故意に攻撃すること。

(xxvi) 戰闘の方法として、文民からその生存に不可欠な物品をはく奪すること(ジュネーヴ諸条約に規定する救済品の分配を故意に妨げることを含む)によって生ずる飢餓の状態を故意に利用すること。

(xxvii) 十五歳未満の児童を自國の軍隊に強制的に徴集し若しくは志願に基づいて編入すること又は敵対行為に積極的に参加させたために使用すること。

(c) 国際的性質を有しない武力紛争の場合には、一千九百四十九年八月十一日のジュネーヴ諸条約のそれぞれの第三条に共通して規定する著しい違反、すなわち、敵対行為に直接に参加しない者(武器を放棄した軍隊の構成員及び病気、負傷、抑留その他の事由により戦闘能力のない者を含む)に対する次のいずれかの行為

(i) 生命及び身体に対し害を加えること(特に、あらゆる種類の殺人、身体の切断、虐待及び拷問)。

(ii) 個人の尊厳を侵害すること(特に、侮辱的で体面を汚す待遇)。

(iii) 一般に不可欠と認められるすべての裁判上の保障を与える正規に構成された裁判所の宣告する判決によることなく刑を言い渡し、及び執行すること。

(iv) (c)の規定は、国際的性質を有しない武力紛争について適用するものとし、暴動、独立の又は散発的な暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、適用しない。

(v) 確立された国際法の枠組みにおいて国際的性質を有しない武力紛争の際に適用される法規及び慣例に対するその他の著しい違反、すなわち、次のいずれかの行為

(i) 文民たる住民それ自身又は敵対行為に直接参加していない個々の文民を故意に攻撃すること。

(ii) ジュネーヴ諸条約に定める特殊標章を國際法に従つて使用している建物、物品、医療組織、医療用輸送手段及び要員を故意に攻撃すること。

(iii) 國際連合憲章の下での人道的援助又は平和維持活動に係る要員、施設、物品、組織又は車両であつて、武力紛争に関する国際

(v)	宗教、教育、芸術、科学又は慈善のために供される建物、歴史的建造物、病院及び傷病者の収容所であつて、軍事目標以外のものを故意に攻撃すること。
(vi)	襲撃により占領した場合であるか否かを問わず、都市その他の地域において略奪を行うこと。
(vii)	強姦、性的な奴隸、強制売春、前条2(f)に定義する強いられた妊娠状態の継続、強制断種その他あらゆる形態の性的暴力であつて、ジュネーヴ諸条約のそれぞれの第三条に共通して規定する著しい違反を構成するものを行うこと。
(viii)	十五歳未満の児童を軍隊若しくは武装集團に強制的に徴集し若しくは志願に基づいて編入すること又は敵対行為に積極的に参加させるために使用すること。
(ix)	紛争に関連する理由で文民たる住民の移動を命ずること。ただし、その文民の安全又は絶対的な軍事上の理由のために必要とされる場合は、この限りでない。
(x)	敵対する紛争当事者の戦闘員を背信的に殺害し、又は負傷させること。
(xi)	助命しないことを宣言すること。
(xii)	敵対する紛争当事者の権力内にある者に対する科学的な実験であつて、その者の医療上正当と認められるものでも、その

(a)	締約国	(b)	者の利益のために行われるものでもなく、かつ、その者を死に至らしめ、又はその健康に重大な危険が生ずるものを受けさせること。
(b)	敵対する紛争当事者の財産を破壊し、又は押収すること。ただし、紛争の必要性から絶対的にその破壊又は押収を必要とする場合は、この限りでない。		
(c)	性質の行等国内における騒乱及び緊張の事態については、適用しない。同規定は、政府当局と組織された武装集団との間又はそのような集団相互の間の長期化した武力紛争がある場合において、國の領域内で生ずるそのような武力紛争について適用する。		
(d)	この規定は、国際的性質を有しない武力紛争について適用するものとし、暴動、独立の又は散発的な暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、適用しない。同規定は、政府当局と組織された武装集団との間又はそのような集団相互の間の長期化した武力紛争がある場合において、國の領域内で生ずるそのような武力紛争について適用する。		
(e)	この規定は、あらゆる正当な手段によって編入すること又は敵対行為に積極的に参加させるために使用すること。		
(f)	紛争に関連する理由で文民たる住民の移動を命ずること。ただし、その文民の安全又は絶対的な軍事上の理由のために必要とされる場合は、この限りでない。		

(a)	締約国	(b)	国又は犯罪が船舶内若しくは航空機内で行われた場合の当該船舶若しくは航空機の登録国
(c)	検察官	(d)	犯罪の被疑者の国籍国
(d)	この改正は、締約国会議の構成国の三分の二以上の多数による議決で採択される。	(e)	この改訂は、締約国会議の構成国でない国が2の規定に基づき裁判所の管轄権の受諾を求められる場合に当該国は、裁判所書記に対しても宣誓に依り、問題となる犯罪について裁判所が管轄権を行使することを受諾することができる。受諾した国は、第九部の規定に従い遅滞なくかつ例外なく裁判所に協力する。
(e)	第十条	(f)	この部のいかなる規定も、この規程の目的以外の目的のために現行の又は発展する国際法の規則を制限し、又はその適用を妨げるものと解してはならない。
(f)	第十一條 時間にについての管轄権	(g)	第十三条 管轄権の行使

(a)	締約国	(b)	裁判所は、次の場合において、この規程に基づき、第五条に規定する犯罪について管轄権を行使することができる。
(b)	国際連合憲章第七章の規定に基づいて行動する安全保障理事会がこれらの犯罪の一又は二以上が行われたと考えられる事態を検察官に付託する場合	(c)	裁判所は、次の場合において、この規程に基づき、第五条に規定する犯罪について管轄権を行使することができる。
(c)	裁判所は、次条の規定に従い、これらの犯罪の一又は二以上が行われたと考えられる事態を検察官に付託する場合	(d)	裁判所は、次の場合において、この規程に基づき、第五条に規定する犯罪について管轄権を行使することができる。
(d)	裁判所は、次条(a)又は(c)に規定する場合において、次の(a)又は(b)に掲げる国の一又は二以上がこの規程の締約国であるとき又は3の規定に従い裁判所の管轄権を受諾しているときは、その管轄権を使用することができる。	(e)	裁判所は、次条(a)又は(c)に規定する場合において、次の(a)又は(b)に掲げる国の一又は二以上がこの規程の締約国であるとき又は3の規定に従い裁判所の管轄権を受諾しているときは、その管轄権を使用することができる。
(e)	裁判所は、次条(a)又は(c)に規定する場合において、次の(a)又は(b)に掲げる国の一又は二以上がこの規程の締約国であるとき又は3の規定に従い裁判所の管轄権を受諾しているときは、その管轄権を使用することができる。	(f)	裁判所は、次条(a)又は(c)に規定する場合において、次の(a)又は(b)に掲げる国の一又は二以上がこの規程の締約国であるとき又は3の規定に従い裁判所の管轄権を受諾しているときは、その管轄権を使用することができる。
(f)	裁判所は、次条(a)又は(c)に規定する場合において、次の(a)又は(b)に掲げる国の一又は二以上がこの規程の締約国であるとき又は3の規定に従い裁判所の管轄権を受諾しているときは、その管轄権を使用することができる。	(g)	裁判所は、次条(a)又は(c)に規定する場合において、次の(a)又は(b)に掲げる国の一又は二以上がこの規程の締約国であるとき又は3の規定に従い裁判所の管轄権を受諾しているときは、その管轄権を使用することができる。

官報 (号外)

該事態を捜査するよう要請する。

2 付託については、可能な限り、関連する状況

を特定し、及び事態を付託する締約国が入手す

ることのできる裏付けとなる文書を添付する。

第十五条 檢察官

1 檢察官は、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪に關する情報に基づき自己の発意により捜査に着手することができる。

2 檢察官は、取得した情報の重大性を分析す

る。このため、検察官は、国、国際連合の諸機関、政府間機関、非政府機関その他の自己が適当と認める信頼し得る情報源に対して追加的な情報を求めることができるものとし、裁判所の所在地において書面又は口頭による証言を受理することができる。

3 檢察官は、捜査を進める合理的な基礎があると結論する場合には、収集した裏付けとなる資料とともに捜査に係る許可を予審裁判部に請求する。被害者は、手続及び証拠に関する規則に従い、予審裁判部に対して陳述をすることができる。

4 予審裁判部は、3に規定する請求及び裏付けとなる資料の検討に基づき、捜査を進める合理的な基礎があり、かつ、事件が裁判所の管轄権の範囲内にあるものと認める場合には、捜査の開始を許可する。ただし、この許可是、事件の管轄権及び受理許容性について裁判所がその後に行う決定に影響を及ぼすものではない。

5 予審裁判部が捜査を不許可としたことは、検察官が同一の事態に関し新たな事実又は証拠に基づいてその後に請求を行うことを妨げるもの

ではない。

6 檢察官は、1及び2の規定の下での予備的

検討の後、提供された情報が捜査のための合理的な基礎を構成しないと結論する場合には、そ

の旨を当該情報を提供した者に通報する。このことは、検察官が同一の事態に関し新たな事実又は証拠に照らして自己に提供される追加的な情報を検討することを妨げるものではない。

第十六条 捜査又は訴追の延期

いかなる捜査又は訴追についても、安全保障理事会が国際連合憲章第七章の規定に基づいて採択した決議により裁判所に對してこれらを開始せず、又は続行しないことを要請した後十二箇月の間、この規程に基づいて開始し、又は続行することができない。安全保障理事会は、その要請を同一の条件において更新することができる。

第十七条 受理許容性の問題

1 裁判所は、前文の第十段落及び第一条の規定を考慮した上で、次の場合には、事件を受理しないことを決定する。

(a) 当該事件がそれについての管轄権を有する国によつて現に捜査され、又は訴追されている場合。ただし、当該国にその捜査又は訴追を行つておらず、かつ、その状況において被疑者を裁判に付する意図に反する方法で行われた又は行われていること。

(b) 手続が、独立して又は公平に行われなかつた又は行われておらず、かつ、その状況において被疑者を裁判に付する意図に反する方法で行われた又は行われていること。

(c) 手續が、既に捜査が行われた後又は既に被疑者を裁判に付する意図に反する方法で行われた又は行われていること。

2 国は、1に規定する通報を受領した後一箇月以内に、裁判所に對し、第五条に規定する犯罪を構成する可能性のある犯罪行為であつて各国に対する通報において提供された情報に關するものに關し、自國の裁判権の範囲内にある国民その他の者を現に捜査しており、又は既に捜査した旨を通報することができる。検察官は、自己の請求に基づき予審裁判部が捜査を許可することを決定しない限り、当該国の要求により、これらの者に対する当該国が行う捜査にゆだねる。

3 国の行う捜査にゆだねたことについては、ゆだねた日の後六箇月を経過した後又は当該国に当該捜査を真に行つておらず、かつ、その能力がないことに基づく著しい状況の変化があつた場合には、いつでも、検察官が再検討することができる。

(c) 被疑者が訴えの対象となる行為について既に裁判を受けており、かつ、第二十条の規定により裁判所による裁判が認められない場合

1 檢察官は、事態が第十三条(a)の規定に従つて裁判所に付託されており、かつ、捜査を開始する合理的な基礎があると決定している場合又は同条(c)及び第十五条の規定に従つて捜査に着手する場合

2 裁判所は、特定の事件において捜査又は訴追を真に行つう意思がないことを判定するため、国際法の認める適正な手続の原則を考慮した上で、妥当な場合には、次の一又は二以上のことが存在するか否かを検討する。

(a) 第五条に規定する裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪についての刑事責任から被疑者を免れさせるために手続が行われた若しくは行われていること又はそのための決定が行われたこと。

(b) その時の状況において被疑者を裁判に付する意図に反する手続上の不当な遅延があつたこと。

2 国は、1に規定する通報を受領した後一箇月以内に、裁判所に對し、第五条に規定する犯罪を構成する可能性のある犯罪行為であつて各国に対する通報において提供された情報に關するものに關し、自國の裁判権の範囲内にある国民その他の者を現に捜査しており、又は既に捜査した旨を通報することができる。検察官は、自己の請求に基づき予審裁判部が捜査を許可することを決定しない限り、当該国の要求により、これらの者に対する当該国が行う捜査にゆだねる。

3 国の行う捜査にゆだねたことについては、ゆだねた日の後六箇月を経過した後又は当該国に当該捜査を真に行つておらず、かつ、その能力がないことに基づく著しい状況の変化があつた場合には、いつでも、検察官が再検討することができる。

第十八条 受理許容性についての予備的な決定

4 関係国又は検察官は、第八十二条の規定に従い予審裁判部の決定に対して上訴裁判部に上訴をすることができる。当該上訴については、迅速に審理する。

5 検察官は、2の規定に従つて関係国に捜査をゆだねた場合には、当該関係国に対しその捜査の進捗状況及びその後の訴追について定期的に自己に報告するよう要請することができる。締約国は、不當に遅延することなくその要請に応ずる。

官報(号外)

2 裁判所の管轄権についての異議の申立て又は第十七条の規定を理由とする事件の受理許容性についての異議の申立ては、次の者が行うことができる。

(a) 被告人又は第五十八条の規定に従つて逮捕状若しくは召喚状が発せられている者
(b) 当該事件について裁判権を有する国であつて、当該事件を現に捜査し若しくは訴追したことにより、又は既に捜査し若しくは訴追したことをして異議の申立てを行つもの

6 検察官は、予審裁判部による決定がなされるまでの間において、又はこの条の規定に従つて捜査をゆだねた場合にはいつでも、重要な証拠を得るために得難い機会が存在し、又はそのような証拠がその後入手することができなくななる著しい危険が存在するときは、例外的に、証拠を保全するために必要な捜査上の措置をとることについて予審裁判部の許可を求めることができる。

7 この条の規定に従つて裁判所の管轄権の受諾を求められる國

3 検察官は、管轄権又は受理許容性の問題に関して裁判所による決定を求めることができる。

4 裁判所による決定を行つた者は、裁判所に対する意見を提出する手続において、裁判所に対して意見を提出することができる。

5 裁判所の管轄権又は事件の受理許容性については、異議の申立てを2に規定する者が一回のみ行うことができる。異議の申立ては、公判の前又は開始時に行つ。裁判所は、例外的な状況において、異議の申立てが行われる前に開始されたり又は公判の開始時よりも遅い時に行われることについて許可を与えることができる。公判の申立ては、第十七条1(c)の規定にのみ基づいて行われる事件の受理許容性についての異議の申立てでは、第十七条1(c)に掲げる国は、できる限り早い機会に異議の申立てを行う。

第十九条 裁判所の管轄権又は事件の受理許容性についての異議の申立て

1 裁判所は、提起された事件について管轄権を有することを確認する。裁判所は、職権により第十七条の規定に従つて事件の受理許容性を決定することができる。

6 裁判所の管轄権についての異議の申立て又は事件の受理許容性についての異議の申立ては、犯罪事実の確認の前は予審裁判部に対して行い、犯罪事実の確認の後は第一審裁判部に対して行う。管轄権又は受理許容性に関する決定については、第八十二条の規定に従い上訴裁判部に上訴をすることができる。

7 異議の申立てが2(b)又は(c)に掲げる国によつて行われる場合には、検察官は、裁判所が第七条の規定に従つて決定を行うまでの間、捜査を停止する。

8 検察官は、裁判所が決定を行うまでの間、次のことについて裁判所の許可を求めることができる。
(a) 前条6に規定する措置と同種の必要な捜査上の措置をとること。
(b) 証人から供述若しくは証言を取得すること又は異議の申立てが行われる前に開始された証拠の収集及び見分を完了すること。

9 (c) 関係国との協力の下に、第五十八条の規定に従つて既に逮捕状を請求した者の逃亡を防止すること。

10 3 第六条から第八条までの規定によつても禁止されている行為について他の裁判所によつて裁判された異なる者も、自分が裁判所によつて既に有罪又は無罪の判決を受けた犯罪の基礎を構成する行為について裁判所によつて裁判されることはない。

2 いかなる者も、自分が裁判所によつて既に有罪又は無罪の判決を受けた第五条に規定する犯罪について他の裁判所によつて裁判されることはない。

11 1 いかなる者も、この規程に定める場合を除くほか、自分が裁判所によつて既に有罪又は無罪の判決を受けた犯罪の基礎を構成する行為について裁判所によつて裁判されることはない。

2 いかなる者も、自分が裁判所によつて既に有罪又は無罪の判決を受けた第五条に規定する犯罪について他の裁判所によつて裁判されることはない。

3 第六条から第八条までの規定によつても禁止されている行為について他の裁判所によつて裁判された異なる者も、当該他の裁判所における手続が次のようなものであつた場合でない限り、同一の行為について裁判所によつて裁判されることはない。

4 (a) 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪についての刑事責任から当該者を免れさせるためのものであった場合
(b) 國際法の認める適正な手続の規範に従つて独立して又は公平に行われず、かつ、その時の状況において当該者を裁判に付する意図に反するような態様で行われた場合

とができる。

5 検察官は、第十七条に規定する事項を考慮して関係国に捜査をゆだねる場合には、当該関係国に対して自己が手続に関する情報を入手することができるよう要請することができる。当該

6 情報は、当該関係国の要請により、秘密とする。検察官は、その後捜査を続行することを決定するときは、その旨を当該関係国に通報する。

第二十条 一事不再理

合には、刑事上の責任を有する。

(i) 当該指揮官又は当該者が、当該軍隊が犯罪を行つており若しくは行おうとしていることを知つており、又はその時における状況によつて知つてゐるべきであつたこと。

(ii) 当該指揮官又は当該者が、当該軍隊による犯罪の実行を防止し若しくは抑止し、又は捜査及び訴追のために事案を権限のある当局に付託するため、自己の権限の範囲内すべての必要かつ合理的な措置をとることをしなかつたこと。

(b) (a) に規定する上官と部下との関係以外の上官と部下との関係に関し、上官は、その実質的な権限及び管理の下にある部下が、自己が当該部下の管理を行わなかつた結果として裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を行つたことについて、次の(i)から(iv)までのすべての条件が満たされた場合には、刑事上の責任を有する。

(i) 当該上官が、当該部下が犯罪を行つており若しくは行おうとしていることを知つており、又はこれらのことを見明らかに示す情報を見失してしまつたこと。

(ii) 犯罪が当該上官の実質的な責任及び管理の範囲内にある活動に關係していたこと。

(iii) 当該上官が、当該部下による犯罪の実行を防止し若しくは抑止し、又は捜査及び訴

第二十九条 出訴期限の不適用

裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪は、出訴期限の対象とならない。

第三十条 主観的な要素

1 いづれの者も、別段の定めがある場合を除くほか、故意に及び認識して客観的な要素を実行する場合にのみ、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪について刑事上の責任を有し、かつ、刑罰を科される。

2 この条の規定の適用上、次の場合には、個人に故意があるものとする。

(a) 行為に關しては、当該個人がその行為を行うことを意図している場合

(b) 結果に關しては、当該個人がその結果を生じさせることを意図しており、又は通常の成り行きにおいてその結果が生ずることを意識している場合

3 この条の規定の適用上、「認識」とは、ある状況が存在し、又は通常の成り行きにおいてある結果が生ずることを意識していることをいう。

「知つている」及び「知つて」は、この意味に従つて解釈するものとする。

第三十一条 刑事責任の阻却事由

1 いづれの者も、この規程に定める他の刑事責任の阻却事由のほか、その行為の時において次のいずれかに該当する場合には、刑事上の責任を有しない。

(i) 当該者が、その行為の違法性若しくは性質を判断する能力又は法律上の要件に適合するようそその行為を制御する能力を破壊する精神疾患又は精神障害を有する場合

(b) 当該者が、その行為の違法性若しくは性質を判断する能力又は法律上の要件に適合するようそその行為を制御する能力を破壊する精神疾患又は精神障害を有する場合

(i) 他の者により加えられるもの
(ii) その他の当該者にとつてやむを得ない事情により生ずるもの

(ii) 裁判所は、裁判所に係属する事件について、この規程に定める刑事責任の阻却事由の適用の可否を決定する。

2 裁判所は、裁判において、1に規定する刑事責任の阻却事由以外の刑事責任の阻却事由であつて、第二十一条に定める適用される法から見いだされるものを考慮することができる。そのような事由を考慮することに関する手続は、手続及び証拠に関する規則において定める。

3 裁判所は、裁判において、1に規定する刑事責任の阻却事由のうち、第二十一条に定める適用される法から見いだされるものを考慮することができる。そのような事由を考慮することに関する手続は、手続及び証拠に関する規則において定める。

第三十二条 事実の誤認又は法律の誤認

(c) 当該者が、自己その他の者の生存に不可欠な財産若しくは軍事上の任務の遂行に不可欠な財産を急迫したかつ違法な武力の行使から防御するため、自己その他の者又は財産に対する危険の程度と均衡のとれた態様で合理的に行動する場合。ただし、当該者が軍隊を行つ防衛行動に関与した事実それ自体は、この(c)の規定に基づく刑事责任の阻却事由を構成しない。

(d) 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を構成するとされる行為が、当該者又はその他の者に対する切迫した重大な傷害の脅威に起因する圧迫によつて引き起こされ、かつ、当該者がこれらの脅威を回避するためにやむを得ずかつ合理的に行動する場合。ただし、当該者が回避しようとする損害よりも大きな損害を引き起こす意図を有しないことを条件とする。そのような脅威は、次のいづれかのものとす

1 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪が政府又は上官(軍人であるか文民であるかを問わない。)の命令に従つてある者によつて行われたといふ。この事実は、次のすべての条件が満たされないと

2 特定の類型の行為が裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪であるか否かについての法律の誤認は、刑事责任の阻却事由とならない。ただし、法律の誤認は、その犯罪の要件となる主観的な要素を否定する場合又は次条に規定する場合は、刑事责任の阻却事由となり得る。

3 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪が政府又は上官(軍人であるか文民であるかを問わない。)の命令に従つてある者によつて行われたといふ。この事実は、次のすべての条件が満たされないと

4 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪が政府又は上官(軍人であるか文民であるかを問わない。)の命令に従つてある者によつて行われたといふ。この事実は、次のすべての条件が満たされないと

5 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪が政府又は上官(軍人であるか文民であるかを問わない。)の命令に従つてある者によつて行われたといふ。この事実は、次のすべての条件が満たされないと

6 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪が政府又は上官(軍人であるか文民であるかを問わない。)の命令に従つてある者によつて行われたといふ。この事実は、次のすべての条件が満たされないと

7 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪が政府又は上官(軍人であるか文民であるかを問わない。)の命令に従つてある者によつて行われたといふ。この事実は、次のすべての条件が満たされないと

8 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪が政府又は上官(軍人であるか文民であるかを問わない。)の命令に従つてある者によつて行われたといふ。この事実は、次のすべての条件が満たされないと

9 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪が政府又は上官(軍人であるか文民であるかを問わない。)の命令に従つてある者によつて行われたといふ。この事実は、次のすべての条件が満たされないと

10 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪が政府又は上官(軍人であるか文民であるかを問わない。)の命令に従つてある者によつて行われたといふ。この事実は、次のすべての条件が満たされないと

11 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪が政府又は上官(軍人であるか文民であるかを問わない。)の命令に従つてある者によつて行われたといふ。この事実は、次のすべての条件が満たされないと

12 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪が政府又は上官(軍人であるか文民であるかを問わない。)の命令に従つてある者によつて行われたといふ。この事実は、次のすべての条件が満たされないと

13 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪が政府又は上官(軍人であるか文民であるかを問わない。)の命令に従つてある者によつて行われたといふ。この事実は、次のすべての条件が満たされないと

14 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪が政府又は上官(軍人であるか文民であるかを問わない。)の命令に従つてある者によつて行われたといふ。この事実は、次のすべての条件が満たされないと

(a) 当該者が政府又は当該上官の命令に従つた法的義務を負つていたこと。

で、かつ、三分の二以上の多数の票を得た十八人の候補者をもつて、裁判官に選出された者とする。

(b) 一回目の投票において十分な数の裁判官が選出されなかつた場合には、残りの裁判官が選出されるまで、(a)に定める手続に従つて引き続き投票を行う。

7 裁判官については、そのうちのいずれの二人も、同一の国の国民であつてはならない。裁判所の裁判官の地位との関連でいづれかの者が二以上の国の国民であると認められる場合には、当該者は、市民的及び政治的権利を通常行使する国の国民とみなされる。

8 (a) 締約国は、裁判官の選出に当たり、裁判所の裁判官の構成において次のことの必要性を考慮する。

(i) 世界の主要な法体系が代表されること。
(ii) 地理的に衡平に代表されること。
(iii) 女性の裁判官と男性の裁判官とが公平に代表されること。

(b) 締約国は、特定の問題(特に、女性及び児童に対する暴力を含む。)に関する法的知見を有する裁判官が含まれる必要性も考慮する。

9 (a) 裁判官は、(b)の規定に従うことを条件として九年間 在するものとし、(c)及び次条2の規定が適用される場合を除くほか、再選される資格を有しない。

(b) 最初の選挙において、くじ引による選定により、選出された裁判官のうち、三分の一は三年の任期で、また、三分の一は六年の任期で在任する。残りの裁判官は、九年の任期で

在任する。

(c) (b)の規定によつて三年の任期で在任する者が選定された裁判官は、九年の任期で再選される資格を有する。

10 9の規定にかかわらず、第三十九条の規定に従つて第一審裁判部又は上訴裁判部に配属された裁判官は、これらの裁判部において審理が既に開始されている第一審又は上訴を完了させるために引き続き在任する。

第三十七条 裁判官の空席

1 裁判官の空席が生じた場合には、その空席を補充するために前条の規定に従つて選挙を行う。

2 空席を補充するために選出された裁判官は、前任者の残任期間中在任するものとし、その残任期間が三年以下の場合には、前条の規定に従い九年の任期で再選される資格を有する。

第三十八条 裁判所長会議

1 裁判所長、裁判所第一次長及び裁判所第二次長は、裁判官の絶対多数による議決で選出される。これらの者は、それぞれ、三年の期間又は裁判官としてのそれぞれの任期の終了までの期間のいずれか早い満了の時まで在任するものとし、一回に限つて再選される資格を有する。

2 裁判所第一次長は、裁判所長に支障がある場合又は裁判所長がその資格を失つた場合には、裁判所長に代わつて行動する。裁判所第二次長は、裁判所長及び裁判所第一次長の双方に支障がある場合又は、裁判所長に代わつて行動する。裁判所第二次長

次長と共に裁判所長会議を構成するものとし、同会議は、次の事項について責任を有する。

(a) 裁判所(検察局を除く。)の適正な運営
(b) その他の任務であつてこの規程によつて裁判所長会議に与えられるもの

4 裁判所長会議は、3(a)の規定の下での責任を果たすに当たり、相互に関心を有するすべての事項について検察官と調整し、及びその同意を求める。

第三十九条 裁判部

1 裁判所は、裁判官の選挙の後できる限り速やかに、第三十四条(b)に規定する裁判部門を組織する。上訴裁判部門は裁判所長及び他の四人の裁判官で、第一審裁判部門は六人以上の裁判官で、また、予審裁判部門は六人以上の裁判官で構成する。裁判官の裁判部門への配属は、各裁判部門が遂行する任務の性質並びに選出された裁判官の資格及び経験に基づき、刑事法及び刑事手続についての専門的知識と国際法についての専門的知識とが各裁判部門において適当に組み合わされるように行う。第一審裁判部門及び予審裁判部門は、主として刑事裁判の経験をする裁判官で構成する。

2 (a) 上訴裁判部門に配属された裁判官は、その裁判部門に自己の任期の全期間在任する。裁判所長会議が裁判所の仕事量の効率的な管理に必要と認める場合には、裁判官を第一審裁判部門から予審裁判部門に又は予審裁判部門から第一審裁判部門に一時的に配属することを妨げるものではない。ただし、いかなる場合にも、いざれかの事件の予審裁判段階に関与した裁判官は、当該事件の審理を行つ第一審裁判部の一員となる資格を有しない。

3 (a) 上訴裁判部は、上訴裁判部門のすべての三人の裁判官が遂行する。

(ii) 第一審裁判部の任務は、第一審裁判部門の三人の裁判官が遂行する。

(iii) 予審裁判部の任務は、この規程及び手続及び証拠に関する規則に従い予審裁判部門

の三人の裁判官又は予審裁判部門の一人の裁判官が遂行する。

(c) この2の規定は、裁判所の仕事量の効率的な管理に必要となる場合には、二以上の第一審裁判部又は予審裁判部門に配属され

れた裁判官は、その裁判部門に三年間 在任し、及びその後その裁判部門において審理が既に開始されている事件が完了するまで在任する。

第四十条 裁判官の独立

1 裁判官は、独立してその任務を遂行する。

2 裁判官は、その司法上の任務を妨げ、又はその独立性についての信頼に影響を及ぼすおそれのあるいかなる活動にも従事してはならない。

3 裁判所の所在地において常勤で職務を遂行することを認められる裁判官は、他のいかなる職業的性質を有する業務にも従事してはならない。

第三章 裁判所長

第一条 裁判所長

1 裁判所長

2 裁判所長

3 裁判所長

4 裁判所長

5 裁判所長

6 裁判所長

7 裁判所長

8 裁判所長

9 裁判所長

10 裁判所長

11 裁判所長

12 裁判所長

13 裁判所長

14 裁判所長

15 裁判所長

16 裁判所長

17 裁判所長

18 裁判所長

19 裁判所長

20 裁判所長

21 裁判所長

22 裁判所長

23 裁判所長

24 裁判所長

25 裁判所長

26 裁判所長

27 裁判所長

28 裁判所長

29 裁判所長

30 裁判所長

31 裁判所長

32 裁判所長

33 裁判所長

34 裁判所長

35 裁判所長

36 裁判所長

37 裁判所長

38 裁判所長

39 裁判所長

40 裁判所長

41 裁判所長

42 裁判所長

43 裁判所長

44 裁判所長

45 裁判所長

46 裁判所長

47 裁判所長

48 裁判所長

49 裁判所長

50 裁判所長

51 裁判所長

52 裁判所長

53 裁判所長

54 裁判所長

55 裁判所長

56 裁判所長

57 裁判所長

58 裁判所長

59 裁判所長

60 裁判所長

61 裁判所長

62 裁判所長

63 裁判所長

64 裁判所長

65 裁判所長

66 裁判所長

67 裁判所長

68 裁判所長

69 裁判所長

70 裁判所長

71 裁判所長

72 裁判所長

73 裁判所長

74 裁判所長

75 裁判所長

76 裁判所長

77 裁判所長

78 裁判所長

79 裁判所長

80 裁判所長

81 裁判所長

82 裁判所長

83 裁判所長

84 裁判所長

85 裁判所長

86 裁判所長

87 裁判所長

88 裁判所長

89 裁判所長

90 裁判所長

91 裁判所長

92 裁判所長

93 裁判所長

94 裁判所長

95 裁判所長

96 裁判所長

97 裁判所長

98 裁判所長

99 裁判所長

100 裁判所長

101 裁判所長

102 裁判所長

103 裁判所長

104 裁判所長

105 裁判所長

106 裁判所長

107 裁判所長

108 裁判所長

109 裁判所長

110 裁判所長

111 裁判所長

112 裁判所長

113 裁判所長

114 裁判所長

115 裁判所長

116 裁判所長

117 裁判所長

118 裁判所長

119 裁判所長

120 裁判所長

121 裁判所長

122 裁判所長

123 裁判所長

124 裁判所長

125 裁判所長

126 裁判所長

127 裁判所長

128 裁判所長

129 裁判所長

130 裁判所長

131 裁判所長

132 裁判所長

133 裁判所長

134 裁判所長

135 裁判所長

136 裁判所長

137 裁判所長

138 裁判所長

139 裁判所長

140 裁判所長

141 裁判所長

142 裁判所長

143 裁判所長

144 裁判所長

145 裁判所長

146 裁判所長

147 裁判所長

148 裁判所長

149 裁判所長

150 裁判所長

151 裁判所長

152 裁判所長

153 裁判所長

154 裁判所長

155 裁判所長

156 裁判所長

157 裁判所長

158 裁判所長

159 裁判所長

160 裁判所長

161 裁判所長

162 裁判所長

163 裁判所長

164 裁判所長

165 裁判所長

166 裁判所長

167 裁判所長

168 裁判所長

169 裁判所長

170 裁判所長

171 裁判所長

172 裁判所長

173 裁判所長

174 裁判所長

175 裁判所長

176 裁判所長

177 裁判所長

178 裁判所長

以上の多数による議決で採択された時に効力を生ずる。

3 手続及び証拠に関する規則の採択後、同規則に定めていない緊急を要する特別の状況が裁判所において生じた場合には、裁判官は、三分の二以上の多数による議決で暫定的な規則を作成することができるものとし、締約国会議の次回の通常会合又は特別会合において採択され、改正され、又は否決されるまでこれを適用する。

4 手続及び証拠に関する規則及びその改正並びに暫定的な規則は、この規程に適合したものとする。手続及び証拠に関する規則の改正及び暫定的な規則は、検査され、訴追され、又は有罪の判決を受けた者について不利に遡及して適用してはならない。

5 この規程と手続及び証拠に関する規則とが抵触する場合には、この規程が優先する。

第五十二条 裁判所規則

1 裁判官は、この規程及び手続及び証拠に関する規則に従い、裁判所の日常の任務の遂行に必要な裁判所規則を絶対多数による議決で採択する。

2 檢察官及び裁判所書記は、裁判所規則の作成及びその改正に当つて協議を受ける。

3 裁判所規則及びその改正は、裁判官が別段の決定を行わない限り、採択された時に効力を生ずる。裁判所規則及びその改正は、採択後直ちに意見を求めるために締約国に通報されるものとし、六箇月以内に締約国の過半数から異議が申し立てられない場合には、引き続き効力を有する。

第五部 捜査及び訴追

第五十三条 捜査の開始

性がないこと。

(b) 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪の効果的な捜査及び訴追を確保するために適切な措置をとり、その場合において被害者及び証人の利益及び個人的な事情(年齢、第七条3に含む)を考慮して、訴追が裁判の利益のためにならないこと。

3 (a) 第十四条の規定に基づいて付託を行つた国又は第十三条(b)に規定するときは安全保障理事会の要請により、予審裁判部は、手続を進めない旨の1又は2の規定に基づく検察官の決定を検討することができるものとし、検察官に対し当該決定を再検討するよう要請することができる。

(b) 檢察官は、入手したことのできた情報を評価した後、この規程に従つて手続を進める合理的な基礎がないと決定しない限り、捜査を開始する。検察官は、捜査を開始するか否かを決定するに当たり、次の事項を検討する。

(a) 利用可能な情報により、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪が行われた又は行われていると信ずるに足りる合理的な基礎が認められるか否か。

(b) 事件について第十七条に規定する受理許容してはならない。

(c) 犯罪の重大性及び被害者の利益を考慮してもなお捜査が裁判の利益に資するものでないと信ずるに足りる実質的な理由があるか否か。

4 檢察官は、手続を進める合理的な基礎がないと決定し、及びその決定が専ら(c)の規定に基づく場合には、予審裁判部に通知する。

5 檢察官は、捜査に基づき、次のことを理由と

して訴追のための十分な根拠がないと結論する場合には、予審裁判部及び第十四条の規定に基づいて付託を行つた国又は第十三条(b)に規定す

るときには、その理由を通報する。

6 檢察官は、新たな事実又は情報に基づき、捜査又は訴追を開始するか否かの決定をいつでも再検討することができる。

7 檢察官は、次のことを行う。

8 檢察官は、次のことを行ふ。

9 檢察官は、次のことを行ふ。

10 檢察官は、次のことを行ふ。

11 檢察官は、次のことを行ふ。

12 檢察官は、次のことを行ふ。

13 檢察官は、次のことを行ふ。

14 檢察官は、次のことを行ふ。

15 檢察官は、次のことを行ふ。

16 檢察官は、次のことを行ふ。

17 檢察官は、次のことを行ふ。

18 檢察官は、次のことを行ふ。

19 檢察官は、次のことを行ふ。

20 檢察官は、次のことを行ふ。

21 檢察官は、次のことを行ふ。

22 檢察官は、次のことを行ふ。

23 檢察官は、次のことを行ふ。

24 檢察官は、次のことを行ふ。

25 檢察官は、次のことを行ふ。

26 檢察官は、次のことを行ふ。

27 檢察官は、次のことを行ふ。

28 檢察官は、次のことを行ふ。

29 檢察官は、次のことを行ふ。

30 檢察官は、次のことを行ふ。

31 檢察官は、次のことを行ふ。

32 檢察官は、次のことを行ふ。

33 檢察官は、次のことを行ふ。

34 檢察官は、次のことを行ふ。

35 檢察官は、次のことを行ふ。

36 檢察官は、次のことを行ふ。

37 檢察官は、次のことを行ふ。

38 檢察官は、次のことを行ふ。

39 檢察官は、次のことを行ふ。

40 檢察官は、次のことを行ふ。

41 檢察官は、次のことを行ふ。

42 檢察官は、次のことを行ふ。

43 檢察官は、次のことを行ふ。

44 檢察官は、次のことを行ふ。

45 檢察官は、次のことを行ふ。

46 檢察官は、次のことを行ふ。

47 檢察官は、次のことを行ふ。

48 檢察官は、次のことを行ふ。

49 檢察官は、次のことを行ふ。

50 檢察官は、次のことを行ふ。

51 檢察官は、次のことを行ふ。

52 檢察官は、次のことを行ふ。

53 檢察官は、次のことを行ふ。

54 檢察官は、次のことを行ふ。

55 檢察官は、次のことを行ふ。

56 檢察官は、次のことを行ふ。

57 檢察官は、次のことを行ふ。

58 檢察官は、次のことを行ふ。

59 檢察官は、次のことを行ふ。

60 檢察官は、次のことを行ふ。

61 檢察官は、次のことを行ふ。

62 檢察官は、次のことを行ふ。

63 檢察官は、次のことを行ふ。

64 檢察官は、次のことを行ふ。

65 檢察官は、次のことを行ふ。

66 檢察官は、次のことを行ふ。

67 檢察官は、次のことを行ふ。

68 檢察官は、次のことを行ふ。

69 檢察官は、次のことを行ふ。

70 檢察官は、次のことを行ふ。

71 檢察官は、次のことを行ふ。

72 檢察官は、次のことを行ふ。

73 檢察官は、次のことを行ふ。

74 檢察官は、次のことを行ふ。

75 檢察官は、次のことを行ふ。

76 檢察官は、次のことを行ふ。

77 檢察官は、次のことを行ふ。

78 檢察官は、次のことを行ふ。

79 檢察官は、次のことを行ふ。

80 檢察官は、次のことを行ふ。

81 檢察官は、次のことを行ふ。

82 檢察官は、次のことを行ふ。

83 檢察官は、次のことを行ふ。

84 檢察官は、次のことを行ふ。

85 檢察官は、次のことを行ふ。

86 檢察官は、次のことを行ふ。

87 檢察官は、次のことを行ふ。

88 檢察官は、次のことを行ふ。

89 檢察官は、次のことを行ふ。

90 檢察官は、次のことを行ふ。

91 檢察官は、次のことを行ふ。

92 檢察官は、次のことを行ふ。

93 檢察官は、次のことを行ふ。

94 檢察官は、次のことを行ふ。

95 檢察官は、次のことを行ふ。

96 檢察官は、次のことを行ふ。

97 檢察官は、次のことを行ふ。

98 檢察官は、次のことを行ふ。

99 檢察官は、次のことを行ふ。

100 檢察官は、次のことを行ふ。

101 檢察官は、次のことを行ふ。

102 檢察官は、次のことを行ふ。

103 檢察官は、次のことを行ふ。

104 檢察官は、次のことを行ふ。

105 檢察官は、次のことを行ふ。

106 檢察官は、次のことを行ふ。

107 檢察官は、次のことを行ふ。

108 檢察官は、次のことを行ふ。

109 檢察官は、次のことを行ふ。

110 檢察官は、次のことを行ふ。

111 檢察官は、次のことを行ふ。

112 檢察官は、次のことを行ふ。

113 檢察官は、次のことを行ふ。

114 檢察官は、次のことを行ふ。

115 檢察官は、次のことを行ふ。

116 檢察官は、次のことを行ふ。

117 檢察官は、次のことを行ふ。

118 檢察官は、次のことを行ふ。

119 檢察官は、次のことを行ふ。

120 檢察官は、次のことを行ふ。

121 檢察官は、次のことを行ふ。

122 檢察官は、次のことを行ふ。

123 檢察官は、次のことを行ふ。

124 檢察官は、次のことを行ふ。

125 檢察官は、次のことを行ふ。

126 檢察官は、次のことを行ふ。

127 檢察官は、次のことを行ふ。

128 檢察官は、次のことを行ふ。

129 檢察官は、次のことを行ふ。

130 檢察官は、次のことを行ふ。

131 檢察官は、次のことを行ふ。

132 檢察官は、次のことを行ふ。

133 檢察官は、次のことを行ふ。

134 檢察官は、次のことを行ふ。

135 檢察官は、次のことを行ふ。

136 檢察官は、次のことを行ふ。

137 檢察官は、次のことを行ふ。

138 檢察官は、次のことを行ふ。

139 檢察官は、次のことを行ふ。

140 檢察官は、次のことを行ふ。

141 檢察官は、次のことを行ふ。

142 檢察官は、次のことを行ふ。

143 檢察官は、次のことを行ふ。

144 檢察官は、次のことを行ふ。

145 檢察官は、次のことを行ふ。

146 檢察官は、次のことを行ふ。

147 檢察官は、次のことを行ふ。

148 檢察官は、次のことを行ふ。

149 檢察官は、次のことを行ふ。

150 檢察官は、次のことを行ふ。

151 檢察官は、次のことを行ふ。

152 檢察官は、次のことを行ふ。

153 檢察官は、次のことを行ふ。

154 檢察官は、次のことを行ふ。

155 檢察官は、次のことを行ふ。

156 檢察官は、次のことを行ふ。

157 檢察官は、次のことを行ふ。

158 檢察官は、次のことを行ふ。

159 檢察官は、次のことを行ふ。

160 檢察官は、次のことを行ふ。

161 檢察官は、次のことを行ふ。

162 檢察官は、次のことを行ふ。

163 檢察官は、次のことを行ふ。

164 檢察官は、次のことを行ふ。

165 檢察官は、次のことを行ふ。

166 檢察官は、次のことを行ふ。

167 檢察官は、次のことを行ふ。

168 檢察官は、次のことを行ふ。

169 檢察官は、次のことを行ふ。

170 檢察官は、次のことを行ふ。

171 檢察官は、次のことを行ふ。

172 檢察官は、次のことを行ふ。

173 檢察官は、次のことを行ふ。

174 檢察官は、次のことを行ふ。

175 檢察官は、次のことを行ふ。

176 檢察官は、次のことを行ふ。

177 檢察官は、次のことを行ふ。

178 檢察官は、次のことを行ふ。

179 檢察官は、次のことを行ふ。

180 檢察官は、次のことを行ふ。

181 檢察官は、次のことを行ふ。

182 檢察官は、次のことを行ふ。

183 檢察官は、次のことを行ふ。

184 檢察官は、次のことを行ふ。

185 檢察官は、次のことを行ふ。

186 檢察官は、次のことを行ふ。

187 檢察官は、次のことを行ふ。

188 檢察官は、次のことを行ふ。

189 檢察官は、次のことを行ふ。

190 檢察官は、次のことを行ふ。

191 檢察官は、次のことを行ふ。

192 檢察官は、次のことを行ふ。

193 檢察官は、次のことを行ふ。

194 檢察官は、次のことを行ふ。

195 檢察官は、次のことを行ふ。

196 檢察官は、次のことを行ふ。

197 檢察官は、次のことを行ふ。

198 檢察官は、次のことを行ふ。

199 檢察官は、次のことを行ふ。

200 檢察官は、次のことを行ふ。

201 檢察官は、次のことを行ふ。

202 檢察官は、次のことを行ふ。

203 檢察官は、次のことを行ふ。

204 檢察官は、次のことを行ふ。

205 檢察官は、次のことを行ふ。

206 檢察官は、次のことを行ふ。

207 檢察官は、次のことを行ふ。

208 檢察官は、次のことを行ふ。

209 檢察官は、次のことを行ふ。

210 檢察官は、次のことを行ふ。

211 檢察官は、次のことを行ふ。

212 檢察官は、次のことを行ふ。

213 檢察官は、次のことを行ふ。

214 檢察官は、次のことを行ふ。

215 檢察官は、次のことを行ふ。

216 檢察官は、次のことを行ふ。

217 檢察官は、次のことを行ふ。

218 檢察官は、次のことを行ふ。

219 檢察官は、次のことを行ふ。

220 檢察

全を確保するために必要な措置をとること又は必要な措置をとるよう要請すること。

第五十五条 捜査における被疑者の権利
1 被疑者は、この規程による検査に關し、次の権利を有する。

(a) 自己負罪又は有罪の自白を強要されないこと。
(b) あらゆる形態の強制、強迫若しくは脅迫、拷問又はその他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは体面を汚す待遇若しくは处罚を与えられること。

(c) 自己が十分に理解し、かつ、話す言語以外の言語によって尋問される場合には、有能な通訳の援助及び公正の要件を満たすために必要な翻訳を無償で与えられること。
(d) 恋意的に逮捕され、又は抑留されないこと。

2 また、この規程に定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われないこと。

被疑者が裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を行つたと信ずるに足りる理由があり、かつ、当該被疑者が検察官により又は第九部の規定に基づく請求によつて国内当局により尋問されようとしている場合には、当該被疑者は、次の権利も有するものとし、その旨を尋問に先立つて告げられる。

(a) 尋問に先立ち、当該被疑者が裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を行つたと信ずるに足りる理由があることを告げられること。
(b) 黙秘すること。この默秘は、有罪又は無罪の決定において考慮されないこと。
(c) 自ら選任する弁護人を持つこと。また、弁

護人がおらず、かつ、裁判の利益のために必要な場合には、十分な支払手段を有しないときは自らその費用を負担することなく、弁護人を付されること。

(d) 自ら任意に弁護人に係る権利を放棄した場合を除くほか、弁護人の立会いの下に尋問されること。

第五十六条 得難い検査の機会に関する予審裁判部の役割

1(a) 檢察官は、ある検査が証人から証言若しくは供述を得し、又は証拠を見分し、収集し若しくは分析するための得難い機会を提供するものであり、かつ、これらの証言、供述又は証拠を後に公判のために利用することができなくなるおそれがあると判断する場合には、その旨を予審裁判部に通知する。

(b) (a)に規定する通知があつた場合には、予審裁判部は、検察官の要請により、手続の効率性及び信頼性を確保し、並びに特に被疑者の権利を保護するためには必要な措置をとることができ。

(c) 檢察官は、予審裁判部が別段の命令を発しない限り、(a)に規定する検査に関連して逮捕された者又は召喚状に応じて出頭した者に対し、当該者がその事案について陳述を行うことができるよう関連情報を提供する。

2 1(b)に規定する措置には、次のことを含めることができる。

(a) 従うべき手順に関して勧告し、又は命令すること。
(b) 手続の記録を作成するよう指示すること。

(c) 支援する専門家を任命すること。

(d) 逮捕された者若しくは召喚状に応じて裁判所に出頭した者のための弁護人が手続に参加することを許可すること又は逮捕若しくは出頭がいまだなされていない場合若しくは弁護人が指定されていない場合には、手続に参加し、及び被疑者の利益を代表する弁護人を任命すること。

(e) 証拠の収集及び保全並びに関係者の尋問について監視し、及び勧告又は命令を行つため、予審裁判部のうちから裁判官一人又は必要な場合には予審裁判部門若しくは第一審裁判部門のうちから対応可能な裁判官一人を指名すること。

(f) 証拠を収集し、又は保全するためには必要な他の措置をとること。

3(a) 予審裁判部は、検察官がこの条の規定に基づく措置を求めなかつた場合であつても、裁判において被告人のために不可欠であると認められる証拠を保全するためにはそのような措置をとることが必要であると判断するときは、検察官が当該措置を要請しなかつたことに十分な理由があるか否かについて検察官と協議する。予審裁判部は、その協議により、検察官が当該措置を要請しなかつたことが正当化されないと結論する場合には、職権によつて当該措置をとることができる。

3(b) 職権によつて措置をとる旨のこの3の規定に基づく予審裁判部の決定について、検察官は、異議を申し立てることができる。その異議の申立てについては、迅速に審理する。

4 この条の規定に従つて公判のために保全され若しくは収集される証拠又はその記録の許容性は、第六十九条の規定に従つて公判において規律され、及び第一審裁判部が決定する重要性を

1 予審裁判部は、この規程に別段の定めがある場合を除くほか、この条の規定に従つて任務を遂行する。

2(a) 第五十五条、第十八条、第十九条、第五十四条、第六十一条、及び第七十二条の規定に従つてなされる予審裁判部の命令又は決定は、その裁判官の過半数の同意を得なければならぬ。

2(b) (a)に規定する場合以外の場合には、手続及び証拠に関する規則に別段の定めがあるとき又は予審裁判部の過半数により別段の定めを除くべき命令及び令状を除くほか、予審裁判部の一人の裁判官がこの規程に定める任務を遂行することができる。

3 予審裁判部は、この規程に定める他の任務のほか、次の任務を遂行することができる。

(a) 檢察官の要請により、検査のために必要な準備において当該者を支援するために必要な命令(前条に規定する措置を含む。)を発し、又は第九部の規定に基づく協力を求めるこ

(c) 必要な場合には、被害者及び証人の保護並

		第五十九条 拘束を行う国における逮捕の手続	
(d)	びにこれらの者のプライバシーの保護、証拠の保全、逮捕された者又は召喚状に応じて出頭した者の保護並びに国家の安全保障に関する情報の保護のための措置をとること。	(b)	由が存在すること。 当該被疑者の逮捕が次のいずれかのことにより認められること。
(e)	國の協力を確保することなく当該締約国の領域内において特定の捜査上の措置をとることを許可すること。ただし、その事件について、可能な場合には当該締約国の見解を考慮した上で、当該協力を実施する権限を有する当該締約国が当該協力を明らかに実施することができない旨の決定を予審裁判部が行った場合に限る。	(i)	必要と認められること。 当該被疑者の出廷を確保すること。
(f)	又は裁判所の管轄権の範囲内にあり、かつ、同一の状況から生ずる関連する犯罪を繼續して行うことを見止すること。	(ii)	当該被疑者が検査又は訴訟手続を妨害せず、又は脅かさないことを確保すること。
(g)	又は裁判所の管轄権の範囲内にあり、かつ、同一の状況から生ずる関連する犯罪を繼續して行うことを見止すること。	(iii)	妥当な場合には、当該被疑者が当該犯罪又は裁判所の管轄権の範囲内にあり、かつ、同一の状況から生ずる関連する犯罪を繼續して行うことを見止すること。
(h)	被疑者の氏名その他当該被疑者を特定する関連情報	(a)	被疑者の氏名その他当該被疑者を特定する具体的な言及
(i)	裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪であつて当該被疑者が行つたとされるものに関する具体的な言及	(b)	被疑者が當該被疑者を構成するとされる事実の簡潔な説明
(j)	当該被疑者が當該犯罪を行つたと信するに足りる合理的な理由を証明する証拠その他の情報の要約	(c)	当該被疑者が當該犯罪を行つたと信するに足りる合理的な理由を証明する証拠その他の情報の要約
(k)	検察官が当該被疑者を逮捕することが必要であると信する理由	(l)	検察官が当該被疑者を逮捕する必要があると信する理由
(l)	被疑者の氏名その他当該被疑者を特定する関連情報	(m)	被疑者の氏名その他当該被疑者を特定する具体的な言及
(m)	裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪であつて当該被疑者の逮捕が求められているものに関する具体的な言及	(n)	当該被疑者が當該被疑者を構成するとされる事実の簡潔な説明
(n)	当該被疑者が當該被疑者を構成するとされる事実の簡潔な説明	4	逮捕状は、裁判所が別段の命令を発するまでの間、効力を有する。
(o)	予審裁判部は、捜査の開始後いつでも、検察官の請求により、当該請求及び検察官が提出した証拠その他の情報を検討した上で、次の(a)及び(b)の要件に該当していると認める場合には、被疑者に係る逮捕状を発する。	5	裁判所は、逮捕状に基づき、第九部の規定により被疑者の仮逮捕又は逮捕及び引渡しを請求することができる。
(p)	当該被疑者が裁判所の管轄権の範囲内にあらざつたと信するに足りる合理的な理由	6	検察官は、予審裁判部に対し、逮捕状に記載された犯罪を変更し、又はこれに追加することにより当該逮捕状を修正するよう要請することができる。予審裁判部は、変更され、又は追加された犯罪を被疑者が行つたと信するに足りる合理的な理由があると認める場合には、当該逮捕状をそのように修正する。
(q)	被疑者の氏名その他当該被疑者を特定する関連情報	7	検察官は、逮捕状を求めるに代わるものとして、被疑者に出頭を命ずる召喚状を予審裁判部が発することを請求することができる。予審裁判部は、当該被疑者が行つたとされる犯罪を行つたと信するに足りる合理的な理由があり、かつ、その出頭を確保するために召喚状が十分なものであると認める場合には、当該被疑者に出頭を命ずる召喚状を発する(国内法に定めがあるときは、自由を制限する条件(抑留を除く。)を付するか否かを問わない。)。召喚状には、次の事項を含めるものとし、これを当該被疑者に送付する。
(r)	予審裁判部による逮捕状又は召喚状の発付	8	拘束を行う国(以下「拘束国」という。)の権限のある当局は、3に規定する請求について決定を行ふに当たり、行われたとされる犯罪の重大性にかんがみ、暫定的な釈放を正当化する緊急かつ例外的な状況が存在するか否か及び当該拘束を行ふ国が2に規定する者を裁判所に引き渡す義務を履行することができることを確保するために必要な保障措置が存在するか否かを検討する。当該当局は、逮捕状が前条1(a)及び(b)の規定に従つて適切に発せられたか否かを検討することはできない。
(s)	被疑者の氏名その他当該被疑者を特定する関連情報	9	予審裁判部は、暫定的な釈放の請求について通報されるものとし、拘束を行ふ国の権限のある当局に対して勧告を行う。当該当局は、その決定を行ふ前に、当該勧告(2に規定する者の逃亡を防止するための措置に関する勧告を含む。)に十分な考慮を払う。

官報(号外)

6 2に規定する者に暫定的な釈放が認められた場合には、予審裁判部は、その暫定的な釈放の状況について定期的に報告するよう要請することができる。

7 2に規定する者は、拘束を行う国が引渡しを決定した後、できる限り速やかに裁判所に引き渡される。

第六十条 裁判所における最初の手続

1 被疑者が裁判所に引き渡され、又は自発的に若しくは召喚状に応じて出頭した場合には、予審裁判部は、当該被疑者が行つたとされる犯罪及びこの規程に基づく被疑者の権利(公判までの間暫定的な釈放を請求する権利を含む)について、当該被疑者が告げられていることを確認する。

2 逮捕された者は、公判までの間暫定的な釈放を請求することができる。予審裁判部は、第五十八条に定める要件に該当していると認める場合には当該者を引き続き拘禁し、そのように認めない場合には条件付又は無条件で当該者を釈放する。

3 予審裁判部は、2に規定する者の拘禁又は釈放についての決定を定期的に再検討するものとし、また、検察官又は当該者の要請によつていつでもその決定を再検討することができる。予審裁判部は、そのような再検討に当たり、状況の変化によって必要と認める場合には、拘禁、釈放又は釈放の条件についての決定を修正することができる。

4 予審裁判部は、被疑者が検察官による許容されない遅延のために公判前に不合理な期間拘禁されないことを確保する。そのような遅延が生

じた場合には、裁判所は、条件付又は無条件で該被疑者を釈放することを検討する。

5 予審裁判部は、必要な場合には、釈放された者の出頭を確保するために逮捕状を発することができる。

第六十一条 公判前の犯罪事実の確認

1 予審裁判部は、2の規定に従うことを条件として、被疑者の引渡し又は自発的な出頭の後合理的な期間内に、検察官が公判を求めるようとしている犯罪事実を確認するための審理を行う。

2 予審裁判部は、訴追された者の立会いがなくとも、検察官の要請又は自己の職権により、次の場合には、検察官が公判を求めるようとしている犯罪事実を確認するために審理を行うことができる。

(a) 当該者が自己の立会いの権利を放棄した場合

(b) 当該者が逃亡した場合又は当該者を発見することができない場合であつて、当該者の出頭を確保し、並びに当該者に対して犯罪事実及びその犯罪事実を確認するための審理が行われることを通知するためのすべての合理的な措置がとられたとき。

3 これらの場合において、予審裁判部が裁判の利益のためになると判断するときは、当該者は、弁護人によつて代表される。

4 訴追された者に対しては、審理の前の合理的な期間内に、次のものを提供する。

(a) 検察官が当該者を裁判に付そうとしている犯罪事實を記載した文書の写し

(b) 審理において検察官が依拠しようとしている証拠についての通知

予審裁判部は、審理のための情報の開示に関する命令を発することができる。訴追された者は、審理の前に犯罪事実の改定又は撤回について妥当な通知を受ける。検察官は、犯罪事実を撤回する場合には、予審裁判部に対してその撤回の理由を通知する。

5 審理において、検察官は、訴追された者が訴追された犯罪を行つたと信ずるに足りる実質的な理由を証明するために十分な証拠をもつてそれぞれの犯罪事実を裏付けなければならない。

6 審理において、訴追された者は、次のことを行うことができる。

(a) 犯罪事実について異議を申し立てること。

(b) 検察官が提出する証拠について異議を申し立てること。

(c) 証拠を提出すること。

7 予審裁判部は、審理に基づき、訴追された者が訴追されたそれぞれの犯罪を行つたと信ずるに足りる実質的な理由を証明するために十分な証拠が存在するか否かを決定し、その決定に基づいて次のことを行う。

(a) 十分な証拠が存在すると決定した犯罪事實について確認し、及び確認された犯罪事實について当該者を公判のために第一審裁判部に送致すること。

8 検察官は、予審裁判部が犯罪事実についての確認を拒否する場合であつても、追加的な証拠によつて要請が裏付けられるときは、その後に確認の要請を行うことを妨げられない。

9 検察官は、犯罪事実が確認されてから公判が開始されるまでの間、予審裁判部の許可を得て、かつ、被告人に通知した後に犯罪事実を確定することができる。検察官が追加的な犯罪事實を加え、又は一層重大な犯罪事実に改めることを求める場合には、これらの犯罪事実を確定するためのこの条の規定に基づく審理が行われなければならない。検察官は、公判の開始後、第一審裁判部の許可を得て犯罪事実を撤回することができる。

10 既に発せられたいかなる令状も、予審裁判部により確認されなかつた犯罪事実又は検察官により撤回された犯罪事実について効力を失う。

11 この条の規定に従つて犯罪事実が確認された後、裁判所長会議は、第一審裁判部を組織する。第一審裁判部は、9及び第六十四条の規定に従いその後の手続を行う責任を有するものとし、これらの手続において関連し、かつ、適

官報 (号外)

用することができる予審裁判部の任務を遂行することができる。

第六部 公判

第六十二条 公判の場所

公判の場所は、別段の決定が行われる場合を除くほか、裁判所の所在地とする。

第六十三条 被告人の在廷による公判

- 1 被告人は、公判の間 在廷するものとする。
- 2 第一審裁判部は、在廷している被告人が公判を妨害し続ける場合には、当該被告人を退廷させることができるものとし、必要な場合には通信技術を使用することにより、被告人が法廷の外から公判を観察し、及び弁護人に指示することができます。かかるよう公判の開始前に十分な余裕をもつて開示するための措置をとること。

第六十四条 第一審裁判部の任務及び権限

- 1 この条に規定する第一審裁判部の任務及び権限は、この規程及び手続及び証拠に関する規則に従つて行使する。
- 2 第一審裁判部は、公判が、公正かつ迅速なものであること並びに被告人の権利を十分に尊重して、かつ、被害者及び証人の保護に十分な考慮を払つて行われることを確保する。
- 3 この規程に従つて事件の公判を割り当てられたときは、当該事件を取り扱う第一審裁判部は、次のことを行う。

- (a) 当事者と協議し、公判手続の公正かつ迅速な実施を促進するために必要な手続を採用すること。
- (b) 公判で使用する一又は二以上の言語を決定すること。
- (c) この規程の他の関連する規定に従うこととして、事前に開示されていない文書又は情報を、公判のために十分な準備をすることができるよう公判の開始前に十分な余裕をもつて開示するための措置をとること。
- (d) 当事者が公判前に既に収集し、又は公判の間に提出した証拠に加え、証拠の提出を命ぜること。
- (e) 被告人、証人及び被害者を保護するための措置をとること。

な実施を促進するために必要な手続を採用すること。

第六十五条 有罪の自認についての公判

措置をとること。

(f) その他の関連する事項について決定すること。

第六十六条 公判は、公開で行う。ただし、第一審裁判部

は、第六十八条に規定する目的のため又は証拠として提出される秘密の若しくは機微に触れる情報を保護するため、特別の事情により特定の公判手続を非公開とすることを決定することができる。

第六十七条 公判の開始時において、第一審裁判部は、予審裁判部が事前に確認した犯罪事実を被告人に對して読み聞かせ、当該被告人が当該犯罪事実の性質を理解していることを確認する。

第六十八条 第一審裁判部は、適当な場合には、当事者に通知することにより、二人以上の被告人に対する犯罪事実に関して併合し、又は分離することを指示することができる。

第六十九条 第一審裁判部は、公判前に又はその過程において任務を遂行するに当たり、必要に応じて次のことを行うことができる。

第七十条 第六十一条に規定する予審裁判部の任務を遂行すること。

第七十一条 第一審裁判部は、公判前に又はその過程において任務を遂行するに当たり、必要に応じて次のことを行うことができる。

第七十二条 第一審裁判部は、公判において、裁判長は、公判手続の実施

（公正かつ公平な態様によつて実施されることを確保することを含む。）について指示を与えることができる。当事者は、裁判長の指示に従うことを条件として、この規程に従つて証拠を提出することができる。

第七十三条 第一審裁判部は、当事者の申立て又は自己の職権により、特に次のことを行う権限を有する。

第七十四条 第一審裁判部は、証拠の許容性又は関連性を決定すること。

第七十五条 第一審裁判部は、1に規定することが認められる場合には、提出された追加的な証拠とともに有罪の自認を当該有罪の自認に係る犯罪の立証に求められるすべての不可欠な事実を証明するものとして認めるものとし、被告人を当該犯罪について有罪と決定することができる。

第七十六条 第一審裁判部は、1に規定することを認められない場合には、有罪の自認がなされなかつたものとみなす。この場合には、この規程に定め通常の公判手続に従つて公判を続けることを決定するものとし、また、事件を他の第一審裁判部に移送することができる。

第七十七条 第一審裁判部は、公判の完全な記録であつて公判手続を正確に反映したものが作成され、及び裁判所書記によつて保持され、かつ、保存されることを確保する。

手続

第七十八条 第一審裁判部は、被告人が前条8(a)の規定に従つて有罪を自認する場合には、次のことが認められるか否かを判断する。

(a) 被告人が有罪を自認することの性質及び結果を理解していること。

(b) 被告人が弁護人と十分に協議した後に自発的に自認していること。

(c) 事件の事実によって裏付けられていること。

(d) 檢察官が提起し、かつ、被告人が自認した犯罪事実

(e) 檢察官が提示する資料であつて、犯罪事實を補足し、かつ、被告人が受け入れるもの

(f) 証人の証言等検察官又は被告人が提出するその他の証拠

(g) 第一審裁判部は、1に規定することが認められる場合には、提出された追加的な証拠とともに有罪の自認を当該有罪の自認に係る犯罪の立証に求められるすべての不可欠な事実を証明するものとして認めるものとし、被告人を当該犯罪について有罪と決定することができる。

(h) 第一審裁判部は、1に規定するものを除くと、通常の公判手続に従つて公判を続けることを決定するものとし、また、事件を他の第一審裁判部に移送することができる。

(i) 第一審裁判部は、裁判の利益、特に被害者の利益のために事件について一層完全な事実の提

示が必要であると認める場合には、次のことを行うことができる。

(a) 檢察官に対し、証人の証言を含む追加的な証拠の提出を求ること。

(b) この規程に定める通常の公判手続に従つて公判を続けることを決定すること。この場合には、有罪の自認がなされなかつたもののみなし、事件を他の第一審裁判部に移送することができる。

5 檢察官と被告人との間の協議であつて、犯罪事実の改定、有罪の自認又は科される刑罰に関するものは、裁判所を拘束しない。

第六十六条 無罪の推定
1 いづれの者も、適用される法に基づいて裁判所において有罪とされるまでは無罪と推定される。

2 被告人の有罪を証明する責任は、検察官にある。

3 裁判所は、被告人を有罪と決定するためには、合理的な疑いを超えて当該被告人の有罪を確信していかなければならない。

第六十七条 被告人の権利

1 被告人は、犯罪事実の決定に当たり、この規程を考慮した上で公開審理を受ける権利、公正かつ公平な審理を受ける権利及び少なくとも次の保障を十分に平等に受ける権利を有する。

(a) 自己が十分に理解し、かつ、話す言語で、犯罪事実の性質、理由及び内容を速やかにかつ詳細に告げられること。

(b) 防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ、並びに自ら選任する弁護人と自由かつ内密に連絡を取ること。

(c) 不當に遅延することなく裁判に付されること。

(d) 第六十三条2の規定に従うことを条件として、公判に出席すること、直接に又は自ら選任する弁護人を通じて防御を行うこと、弁護人がいない場合には弁護人を持つ権利を告げられること及び裁判の利益のために必要な場合には、十分な支払手段を有しないときは自らその費用を負担することなく、裁判所によつて弁護人を付されること。

(e) 自己に不利な証人を尋問し、又はこれに対して尋問されること並びに自己に不利な証人と同じ条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。また、防御を行ふこと及びこの規程に基づいて許容される他の証拠を提出すること。

(f) 裁判所の公判手続又は裁判所に提示される文書が自己が十分に理解し、かつ、話す言語によらない場合には、有能な通訳の援助及び公正の要件を満たすために必要な翻訳を無償で与えられること。

(g) 証言又は有罪の自白を強要されること及び黙秘をすること。この黙秘は、有罪又は無罪の決定において考慮されない。

(h) 自己の防御において宣誓せずに口頭又は書面によつて供述を行うこと。

(i) 自己に舉証責任が転換されず、又は反証の責任が課されないこと。

2 檢察官は、この規程に定める他の開示のほか、被告人に対し、できる限り速やかに、自己が保持し、又は管理する証拠であつて、当該被告人の無罪を示し若しくは無罪を示すことに資

すると信じ若しくは当該被告人の罪を輕減することに資すると信するもの又は訴追に係る証拠の信頼性に影響を及ぼし得るものを開示する。この2の規定の適用について疑義がある場合には、裁判所が決定する。

第六十八条 被害者及び証人の保護及び公判手続への参加
1 裁判所は、被害者及び証人の安全、心身の健康、尊厳及びプライバシーを保護するために適切な措置をとる。裁判所は、その場合において、すべての関連する要因(年齢、第七条3に定義する性、健康及び犯罪(特に、性的暴力又は児童に対する暴力を伴う犯罪)の性質を含む。)を考慮する。検察官は、特にこれらの犯罪の捜査及び訴追の間このような措置をとる。当該措置は、被告人の権利及び公正かつ公平な公判を害するものであつてはならず、また、これらと両立しないものであつてはならない。

2 裁判所の裁判部は、前条に規定する公開審理の原則の例外として、被害者及び証人又は被告人を保護するため、公判手続のいずれかの部分を非公開で行い、又は証拠の提出を電子的手段その他特別な手段によつて行うこと認めることができる。これらの措置については、特に、性的暴力の被害者である場合又は児童が被害者若しくは証人である場合には、裁判所が別段の命令を発する場合を除くほか、すべての事情、特に被害者又は証人の意見を尊重して実施する。

3 裁判所は、被害者の個人的な利益が影響を受ける場合には、当該被害者の意見及び懸念が、裁判所が適當と判断する公判手続の段階において並びに被告人の権利及び公正かつ公平な公判を害さず、かつ、これらと両立する態様で、提示され、及び検討されることを認める。これらの意見及び懸念は、裁判所が適當と認めるときは、手続及び証拠に関する規則に従い被害者の法律上の代理人が提示することができる。

4 被害者・証人室は、検察官及び裁判所に対し、第四十三条6に規定する適當な保護及び安全のための措置、カウンセリングその他の援助について助言することができる。

5 この規程に基づく証拠又は情報の開示が証人又はその家族の安全に重大な危険をもたらし得る場合には、検察官は、公判の開始前に行われるいかなる手続のためにも、当該証拠又は情報の提供を差し控え、これらに代えてその要約を提出することができる。これらの措置については、被告人の権利及び公正かつ公平な公判を害さず、かつ、これらと両立する態様で実施する。

6 国は、自國の職員又は代理人の保護及び秘密の又は機微に触れる情報の保護について必要な措置をとるよう要請することができる。

第六十九条 証拠

1 証人は、証言する前に、手続及び証拠に関する規則に従い、自分が眞実の証拠を提供することを約束する。

2 公判における証人の証言は、前条又は手続及び証拠に関する規則に定める措置によつて提供される場合を除くほか、証人自らが行う。裁判所は、この規程に従うことを条件として、かつ、手続及び証拠に関する規則に従い、ビデオ又はオーディオ技術の手段による証人の直接の

又は記録された証言を提供すること及び文書又は反証した文書を提出することを許可することができる。これらの措置は、被告人の権利を害するものであつてはならず、また、これと両立しないものであつてはならない。

3 当事者は、第六十四条の規定に従つて事件に関連する証拠を提出することができる。裁判所は、真実を確定するために必要と認めるすべての証拠の提出を求める権限を有する。

4 裁判所は、証拠の許容性及び関連性について、特に証拠の証明力及び証拠が公正な公判又は証人の証言の公正な評価に与え得る不利益を考慮して、手続及び証拠に関する規則に従つて決定を行うことができる。

5 裁判所は、手続及び証拠に関する規則に定める秘密性に関する特権の定めを尊重し、及び遵守する。

6 裁判所は、公知の事実の立証を要求してはならないが、その事実を裁判上顕著なものと認めることができる。

7 この規程に違反する方法又は国際的に認められた人権を侵害する方法によつて得られた証拠は、次の場合には、許容性がないものとする。

(a) その違反又は侵害が当該証拠の信頼性に著しい疑いをもたらす場合

(b) 当該証拠を許容することが公判手続の健全性にもとり、かつ、これを著しく害し得る場合

8 裁判所は、国が収集した証拠の許容性及び関連性を決定するに当たり、当該国の国内法の適用に關する決定を行わない。

1 裁判所は、その裁判の運営に対する次に掲げる犯罪である故意に行われたものについて管轄権を有する。

(a) 前条1の規定に従つて真実を述べる義務を有するにもかかわらず虚偽の証言を行うこと。

(b) 当事が虚偽の又は偽造された証拠と知りながらこれを提出すること。

(c) 証人を買收し、証人の出席若しくは証言について妨害し若しくは干渉し、証言を行つたことに対して証人に報復を行い、証拠を破壊し若しくは改ざんし、又は証拠の収集を妨げること。

(d) 裁判所の構成員に対し、その職務を遂行しないこと又は不適正に遂行することを強要し、又は説得する目的で、妨害し、脅迫し、又は買収すること。

(e) 裁判所の構成員に対し、当該構成員又は他の構成員が職務を遂行したことに関して報復を行うこと。

(f) 裁判所の構成員がその公の職務に関連して賄賂を要求し、又は受け取ること。

1 裁判所は、在廷する者であつて不当行為(公判手続を混乱させ、又は裁判所の指示に従うこと故意に拒否することを含む。)を行つものに對し、手続及び証拠に関する規則に定める一時的又は恒久的な退庭、過料その他これらに類する措置等拘禁以外の行政上の措置によつて制裁を科すことができる。

2 1に規定する措置の適用を規律する手続は、手続及び証拠に関する規則に定める手続とする。

第七十二条 国家の安全保障に関する情報の保護

1 この条の規定は、国が、その情報又は文書の開示が自国の安全保障上の利益を害し得ると判断する案件について適用する。そのような案件には、第五十六条2及び3、第六十三条、第六十四条3、第六十七条2、第六十八条6、第

ができる。

4 (a) 締約国は、自国の捜査上又は司法上の手続の健全性に係る犯罪を処罰する自国の刑事法の適用範囲を、この条に規定する裁判の運営に対する犯罪であつて本国の領域において又は自国民によって行われたものまで拡張する。

(b) この条の規定は、情報又は証拠の提供を要請された者が、その開示がいかにかの国の安全保障上の利益を害し得ると判断していることを認めることについても、適用する。

5 この条のいかなる規定も、第五十四条3(e)及び(f)の規定に基づいて適用される秘密性に関する要求又は次条の規定の適用を妨げるものではない。

6 いづれの国も、手続のいづれかの段階において自国の情報又は文書が開示されていること又是開示されるおそれがあることを知り、かつ、その開示が自国の安全保障上の利益を害し得ると判断する場合には、この条の規定に従つてこの問題の解決を得るために手続に参加する権利を有する。

7 いづれの国も、情報の開示が自国の安全保障上の利益を害し得ると判断する場合には、この問題を協力的な手段によつて解決するため、場合に応じて、検察官、被告人、予審裁判部又は第一審裁判部と共に行動して、これらの者が次に掲げるすべての合理的な措置をとるよう求められる。

(a) 援助についての請求の修正又は明確化

(b) 求められる情報若しくは証拠の関連性についての裁判所の判断又は関連性がある場合で

6 この条のいかなる規定も、国内法又は国際法に基づく被害者の権利を害するものと解してはならない。
第七十六条 刑の言渡し
1 第一審裁判部は、有罪判決の場合には、科すべき適切な刑を検討するものとし、公判の間に提出された証拠及び述べられた意見であつて刑に関連するものを考慮する。
2 第一審裁判部は、第六十五条の規定が適用される場合を除くほか、公判の終了前に、手続及び証拠に関する規則に従い、刑に関連する追加的な証拠又は意見を審理するための追加的な審理を職権によって行うものとする。
3 2の規定の適用がある場合には、前条の規定に基づく意見は、2に規定する追加的な審理の間及び必要なときは更なる審理の間に審理される。
4 刑については、公開の場で及び可能な限り被告人の在廷の下に言い渡す。

第七十七条 適用される刑罰
1 裁判所は、第一百十条の規定に従うことを条件として、第五条に規定する犯罪について有罪の判決を受けた者に対し、次のいずれかの刑罰を科すことができる。
(a) 最長三十年を超えない特定の年数の拘禁刑
(b) 犯罪の極度の重大さ及び当該有罪の判決を受けた者の個別の事情によつて正当化されるときは終身の拘禁刑
2 裁判所は、拘禁刑のほか、次のものを命ずる

第七十九条 信託基金
1 締約国会議の決定により、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪の被害者及びその家族のため信託基金を設置する。
(a) 檢察官又は有罪の判決を受けた者は、犯罪の正性又は信頼性に影響を及ぼすもの
と刑との間の不均衡を理由として、手続及び証拠に関する規則に従つて当該刑の量定に対する上訴をすることができる。

4 判決又は刑の執行は、3(a)及び(b)の規定に従つて上訴をすることができる。
ことができる。
(a) 手続及び証拠に関する規則に定める基準に基づく罰金
(b) 1に規定する犯罪によって直接又は間接に生じた収益、財産及び資産の没収。ただし、善意の第三者の権利を害することのないように行う。
第七十八条 刑の量定
1 裁判所は、刑の量定に当たり、手続及び証拠に関する規則に従い、犯罪の重大さ、有罪の判決を受けた者の個別の事情等の要因を考慮する。
2 裁判所は、拘禁刑を科するに当たり、裁判所の命令に従つて既に拘禁された期間がある場合にはその期間を刑期に算入するものとし、また、犯罪の基礎を構成する行為に関連する他の拘禁された期間を刑期に算入することができること。
3 一人の者が二以上の犯罪について有罪の判決を受けた場合には、裁判所は、各犯罪についての刑及びそれらを併合した刑(拘禁刑の全期間を特定したもの)を言い渡す。当該全期間は、少なくとも言い渡された各犯罪についての刑のうちの最長の期間とするものとし、三十年の拘禁刑又は前条1(b)の規定に基づく終身の拘禁刑の期間を超えないものとする。
4 刑については、公開の場で及び可能な限り被告人の在廷の下に言い渡す。

うことを条件として、上訴が許される期間及び上訴の手続の間、停止する。

第八十二条 他の決定に対する上訴

1 いざれの当事者も、手続及び証拠に関する規則に従い、次の決定のいざれに対しても上訴をすることができる。

- (a) 管轄権又は受理許容性に関する決定
- (b) 捜査され、又は訴追されている者の釈放を認める又は認めない旨の決定
- (c) 第五十六条の規定に基づいて職権によつて措置をとるとの予審裁判部の決定
- (d) 手続の公正かつ迅速な実施又は公判の結果に著しい影響を及ぼし得る問題に係る決定であつて、上訴裁判部によつて速やかに解決さることにより手続を実質的に進めることができると予審裁判部又は第一審裁判部が認めるもの

- (a) 判決又は刑の量定を破棄し、又は修正すること。
- (b) 異なる第一審裁判部において新たに公判を行ふことを命ずること。

- (c) 判決をした第一審裁判部に対して事実に係る問題を決定させ、及びその決定を報告させるために当該問題を差し戻し、又は当該問題を決定するた

2 関係国又は検察官は、予審裁判部の許可を得た上で第五十七条の規定に基づく予審裁判部の決定に対して上訴をすることができる。当該上訴については、迅速に審理する。

3 上訴それ自体は、上訴裁判部が手続及び証拠に関する規則に基づく要請により別段の命令を発しない限り、手続の停止の効力を有しない。

4 被害者の法律上の代理人、有罪の判決を受けた者は第七十五条の規定に基づく命令によつて不利な影響を受ける財産の善意の所有者は、手続及び証拠に関する規則に定めるところにより、賠償の命令に対して上訴をすることができ

る。

- 1 上訴裁判部は、第八十三条 上訴についての手続
- 2 上訴裁判部は、第八十一条及びこの条の規定

に基づく手続を行うに当たり、第一審裁判部のすべての権限を有する。

第二章 上訴裁判部による審理

2 上訴裁判部は、上訴の対象となつた手続が判決若しくは刑の量定の信頼性に影響を及ぼすほど不公正であつたと認める場合又は上訴の対象となつた判決若しくは刑の量定が事実に關する誤り、法律上の誤り若しくは手続上の誤りに

よつて實質的に影響を受けたと認める場合には、次のいざれかのことを行ふことができる。

- (a) 判決又は刑の量定を破棄し、又は修正すること。
- (b) 異なる第一審裁判部において新たに公判を行ふことを命ずること。

- (c) 判決をした第一審裁判部に対して事実に係る問題を決定させ、及びその決定を報告させるために当該問題を差し戻し、又は当該問題を決定するた

めに自ら証拠を請求することができる。有罪の判決を受けた者又は当該者のために行動する検察官のみが判決又は刑の量定に対して上訴をしているときは、上訴裁判部は、当該判決又は刑の量定を当該者について不利に修正することができない。

3 上訴裁判部は、刑の量定に対する上訴において刑が犯罪に比して不均衡であると認める場合には、第七部の規定に従つて当該刑を変更することができる。

4 上訴裁判部の判決については、裁判官の過半数をもつて行い、公開の法廷で言い渡す。判決には、その理由を明示する。全員一致の合意が得られない場合には、上訴裁判部の判決には、

- (a) 多数意見及び少数意見を記載するが、いざれの

裁判官も、法律問題に関して個別の意見又は反対意見を表明することができる。

第三章 刑事裁判の再審

5 上訴裁判部は、無罪の判決を受けた者又は有罪の判決を受けた者が在廷しない場合であつても、判決を言い渡すことができる。

第八十四条 有罪判決又は刑の量定の再審

1 有罪の判決を受けた者若しくはその死亡後は配偶者、子、親若しくは当該有罪の判決を受けた者の死亡の時に存命していた者であつて当該有罪の判決を受けた者から再審の請求を行ふことについて書面による明示の指示を受けていたもの又は当該被告人のために行動する検察官は、有罪の確定判決又は刑の量定の再審を、次に基づいて上訴裁判部に申し立てることができる。

- (a) 次の(i)及び(ii)の条件を満たす新たな証拠が発見されたこと。
- (b) 新たな第一審裁判部を組織すること。
- (c) この事案について自己が管轄を保持すること。

2 確定判決によつて有罪と決定された場合において、その後に、新たな事実又は新しく発見された事実により誤審のあつたことが決定的に立てる当事者の責めに帰すべきものではなかつたこと。

3 確定判決によつて有罪と決定された場合において、その後に、新たな事実又は新しく発見された事実により誤審のあつたことが決定的に立てる当事者の責めに帰すべきものではなかつたこと。

4 確定判決によつて有罪と決定された場合において、その後に、新たな事実又は新しく発見された事実により誤審のあつたことが決定的に立てる当事者の責めに帰すべきものではなかつたこと。

第八十五条 逮捕され、又は有罪の判決を受けた者に対する補償

1 違法に逮捕され、又は拘禁された者は、補償を受ける権利を有する。

2 確定判決によつて有罪と決定された場合において、その後に、新たな事実又は新しく発見された事実により誤審のあつたことが決定的に立てる当事者の責めに帰すべきものではなかつたこと。

3 裁判所は、重大かつ明白な誤審のあつたことを立証する決定的な事実を発見するという例外

的な状況において、無罪の確定判決又はそのような理由による公判手続の終了後に釈放された者に対し、手続及び証拠に関する規則に定める基準に従い、自己の裁量によつて補償を与えることができる。
第九部 国際協力及び司法上の援助
第八十六条 協力を行う一般的義務
締約国は、この規程に従い、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪について裁判所が行う捜査及び訴追において、裁判所に対し十分に協力する。
第八十七条 協力の請求について的一般規定
(a) 裁判所は、締約国に対して協力を求める権限を有する。このような請求については、外交上の経路又は各締約国が批准、受諾、承認又は加入の際に指定する他の適当な経路を通じて送付する。
(b) 請求については、適当な場合には、(a)の規定の適用を妨げない限りにおいて、国際刑事警察機構又は適当な地域的機関を通じて送付することができる。
協力の請求及び請求の裏付けとなる文書については、被請求国が批准、受諾、承認又は加入の際にした選択に従い、被請求国の公用語若しくは裁判所の常用語のうちの一によつてを行い、又はこれらの言語のうちの一による訳文を添付することによって行う。
その選択のその後の変更については、手続及び証拠に関する規則に従つて行う。

3 被請求国は、協力の請求及び請求の裏付けとなる文書を秘密のものとして取り扱う。ただし、請求内容を実施するために開示が必要となる限度においては、この限りでない。
4 裁判所は、この部の規定に従つて提供される援助を求めることとの関連で、被害者及び証人となる可能性のある者並びにこれらの者の家族の安全又は心身の健康を確保するために必要な措置(情報の保護に関する措置を含む。)をとることができる。裁判所は、この部の規定に基づいて入手することのできる情報が被害者及び証人となる可能性のある者並びにこれらの者の家族の安全又は心身の健康を保護する方法によつて提供され、及び取り扱われるよう要請することができる。
5 (a) 裁判所は、この規程の締約国でない国に対して、当該国との特別の取扱又は協定その他の適当な根拠に基づき、この部の規定に従つて援助を提供するよう求めることができる。
(b) 裁判所は、この規程の締約国でない国であつて裁判所と特別の取扱又は協定を締結したもののがこれらの取扱又は協定に基づく請求に協力しない場合には、締約国会議又はこの事案が安全保障理事会によつて裁判所に付託されたものであるときは安全保障理事会に対し、その旨を通報することができる。

6 裁判所は、政府間機関に対して情報又は文書の提供を要請することができる。また、裁判所は、そのような機関の権限又は任務に基づくその他の形態の協力及び援助であつて当該機関との合意によつて定めるものを要請することができる。
7 締約国がこの規程に反して裁判所による協力の請求に応ぜず、それにより裁判所のこの規程に基づく任務及び権限の行使を妨げた場合には、裁判所は、その旨の認定を行うことができるものとし、締約国会議又はこの事案が安全保障理事会によつて裁判所に付託されたものであるときは安全保障理事会に対し、その問題を付託することができる。
第八十八条 国内法の手続の確保
締約国は、自国の国内法の手続がこの部に定めるすべての形態の協力のために利用可能であることを確保する。
第八十九条 裁判所への人の引渡し
1 裁判所は、ある者の逮捕及び引渡しの請求を第九十一条に規定するその裏付けとなる資料とともに、当該者がその領域に所在するとみられる国に対して送付することができるものとし、当該者の逮捕及び引渡しにおいて当該国の協力を求め。締約国は、この部の規定及び自国の国内法の手続に従つて逮捕及び引渡しの請求に応ずる。

2 引渡しを求められた者が第二十条に規定する一事不再理の原則に基づいて国内裁判所に異議の申立てを行う場合には、被請求国は、受理許容性についての関連する決定が行われているか否かを確認するために直ちに裁判所と協議す。
3 (a) 締約国は、他の国が裁判所に引き渡す者を自国の領域内を通過して護送することについて、自国内の通過が引渡しを妨げ、又は遅延させ得るものでない限り、自国の国内法の手続に従つて承認する。
(b) 裁判所による通過についての請求は、第八十七条の規定に従つて送付される。通過についての請求には、次の事項を含める。
(i) 護送される者に関する記述
(ii) 犯罪事実及びその法的な評価に関する簡潔な説明
(iii) 被告及び引渡しのための令状
(iv) 護送される者は、通過の間抑留される。
(v) 護送される者が空路によって護送される場合において通過国(の領域に着陸する予定がないときは、その承認は、必要とされない。
(vi) 通過国は、その領域において予定外の着陸が行われる場合には、(b)に規定する裁判所による通過についての請求を求めることができる。
(vii) 通過国は、通過についての請求を受領して当該通過が行われるようになるまで護送される者を抑留する。ただし、この(vi)に規定する目的のための抑留は、請求が予定外の着陸から九十六時間以内に受領されない限り、当該時間を超える期間にわたることができない。
4 被請求国は、裁判所への引渡しを求められている者に関し、自国において引渡しを求められている犯罪とは異なる犯罪について訴訟手続がとられており、又は当該者が服役している場合には、請求を認める決定を行つた後に裁判所と協議する。

第九十条 請求の競合

1 前条の規定に基づいて裁判所からある者の引渡しの請求を受ける締約国は、裁判所が当該者の引渡しを求める犯罪の基礎を構成する同一の行為に関し、他の国からも当該者について犯罪人引渡しの請求を受ける場合には、その事実を裁判所及び請求国に通報する。

2 請求国が締約国である場合には、被請求国は、次のときは、裁判所からの請求を優先する。

(a) 裁判所が、引渡しを求める事件を第十八条又は第十九条の規定に従つて受理することを決定しており、かつ、その決定において請求

国がその犯人引渡しの請求に関して行つた捜査又は訴追を考慮しているとき。

(b) 裁判所が1の規定に基づく被請求国からの通報の後に(a)に規定する決定を行うとき。

3 被請求国は、2(a)に規定する決定が行わされていない場合には、自国の裁量により、2(b)に規定する裁判所による決定がなされるまでの間、請求国からの犯人引渡しの請求についての処理を進めることができるもの、裁判所が事件を受理しないことを決定するまでは、1に規定する者についての犯人引渡しを行わないものとする。裁判所の決定は迅速に行う。

4 被請求国は、請求国がこの規程の締約国でない国であり、かつ、請求国に対して1に規定する者についての犯人引渡しを行う国際的な義務を有していない場合であつて、裁判所が事件を受理することを決定しているときは、裁判所からの引渡しの請求を優先する。

5 4に規定する場合であつて裁判所が事件を受

理することを決定していないときは、被請求国は、自国の裁量により、請求国からの犯人引渡しの請求についての処理を進めることができ

る。

6 被請求国は、自国がこの規程の締約国でない請求国に対して1に規定する者についての犯罪人引渡しを行う国際的な義務を有する場合であつて、裁判所が事件を受理することを決定しているときは、当該者を裁判所に引き渡すか又

は請求国に對して当該者についての犯人引渡しを行うかを決定する。被請求国は、その決定に当たり、次の事項を含むすべての関連する事項を考慮する。

(a) それぞれの請求の日付
(b) 請求国に對して当該者についての犯人引渡しを行うかを決定する。被請求国は、その決定に当たり、次の事項を含むすべての関連する事項を考慮する。

(c) 請求国と被請求国との間ににおいてその後に引渡しが行われる可能性

7 被請求国は、裁判所が当該者の引渡しを求める犯罪を構成する行為以外の行為に関して他の国から当該者についての犯人引渡しの請求を受ける場合には、次のことを行う。

(a) 請求国に對して当該者についての犯人引

渡しを行ふ国際的な義務を有していない場合には、裁判所からの請求を優先すること。

(b) 請求国に對して当該者についての犯人引

渡しを行ふ国際的な義務を有している場合には、裁判所に引き渡すか又は請求国

に対する犯人の引渡しを行うかを決定するこ

と。被請求国は、その決定に当たり、6に規

定する事項を含むすべての関連する事項を考慮するものとし、当該行為の相対的な重大性及び性質に特別の考慮を払う。

8 被請求国は、この条の規定に基づく通報の後に裁判所が事件を受理しないことを決定し、その後に自国が請求国への犯人引渡しを拒否する場合には、裁判所にその拒否の決定を通報する。

第九十一条 逮捕及び引渡しの請求の内容

1 逮捕及び引渡しの請求は、書面によつて行う。緊急の場合には、請求は、第八十七条1(a)に定める経路を通じて確認されることを条件として、文書による記録を送付することができる媒体によつて行うことができる。

2 第五十八条の規定に従つて予審裁判部により逮捕状が発せられている者の逮捕及び引渡しの請求の場合には、当該請求については、次のものを含め、又はこれらによつて裏付ける。

(a) 引渡しを求める者について記述されている情報であつて当該者の特定に十分なもの及び当該者の予想される所在地に関する情報

(b) 逮捕状の写し

3 被請求国における引渡しの手続に関する要件を満たすために必要な文書、説明又は情報。ただし、この要件は、被請求国と他の国との間の条約又は取極に基づく犯人引渡しの請求に適用される要件よりも負担を重くすべきではなく、また、可能なときは、裁判所の特性を考慮して軽くすべきである。

4 情報であつて当該者の特定に十分なもの及び当該者の予想される所在地に関する情報

5 (a) 引渡しを求める者について記述されている情報であつて当該者の特定に十分なもの及び当該者の予想される所在地に関する情報

(b) 当該者の逮捕が求められる犯罪及びこれらの犯罪を構成するとする事実(可能な場合には犯罪の日時及び場所を含む)に関する簡潔な説明

(c) 当該者に係る逮捕状又は有罪判決が存在することに関する説明

ものを含め、又はこれらによつて裏付ける。

(a) 当該者に係る逮捕状の写し
(b) 有罪判決の写し
(c) 引渡しを求める者が有罪判決にいう者であることとを証明する情報
(d) 引渡しを求める者が刑の言渡しを受けている場合には、刑の言渡し書の写し並びに拘禁刑のときは既に刑に服した期間及び服すべき残りの期間に関する説明

6 (a) 引渡しを求める者が有罪判決にいう者であることとを証明する情報
(b) 引渡しを求める者が刑の言渡しを受けている場合には、刑の言渡し書の写し並びに拘禁

刑のときは既に刑に服した期間及び服すべき残りの期間に関する説明

7 (a) 当該者に係る逮捕状の写し
(b) 有罪判決の写し
(c) 引渡しを求める者が有罪判決にいう者であることとを証明する情報
(d) 引渡しを求める者が刑の言渡しを受けている場合には、刑の言渡し書の写し並びに拘禁

刑のときは既に刑に服した期間及び服すべき残りの期間に関する説明

8 (a) 当該者に係る逮捕状の写し
(b) 有罪判決の写し
(c) 引渡しを求める者が有罪判決にいう者であることとを証明する情報
(d) 引渡しを求める者が刑の言渡しを受けている場合には、刑の言渡し書の写し並びに拘禁

官報(号外)

(d) 当該者の引渡しの請求を行うこととなる旨の説明	被請求国は、前条に規定する引渡しの請求及びその請求の裏付けとなる文書を手続及び証拠に関する規則に定める期限までに受領しなかつた場合には、仮に逮捕した者を釈放することができる。ただし、当該者は、被請求国の法律が許容する場合には、当該期限の満了前に引き渡されることに同意することができる。この場合において、被請求国は、できる限り速やかに当該者を裁判所に引き渡す。	
(e) 証人又は専門家として個人が裁判所に自発的に出頭することを容易にすること。	(f) 文書(裁判上の文書を含む。)の送達	
(g) 場所の見分(墓所の発掘及び見分を含む。)	(h) 捜索及び差押えの実施	
(i) 記録及び文書(公式の記録及び文書を含む。)の提供	(j) 被害者及び証人の保護並びに証拠の保全	
(k) 善意の第三者の権利を害することなく、最終的な没収のために犯罪の収益、財産、資産及び道具を特定し、追跡し、及び凍結又は差押えをすること。	(l) 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪の捜査及び訴追を容易にするため、その他の形態の援助であつて被請求国に法律が禁止していないものを行うこと。	

1 締約国は、この部の規定及び国内法の手続に従い、捜査及び訴追に関連する次の援助の提供についての裁判所による請求に応ずる。	2 裁判所は、裁判所に出席する証人又は専門家に対し、これらの証人又は専門家が被請求国からの出国に先立ついかなる作為又は不作為についても裁判所によって訴追されず、拘束されず、又は身体の自由に対するいかなる制限も課されないとの保証を与える権限を有する。
(a) 人の特定及び人の所在又は物の所在地の調査	3 1の規定に基づいて提出される請求に詳述されている援助に係る特定の措置の実施が、被請求国において一般的に適用される現行の基本的な法的原則に基づいて禁止されている場合には、被請求国は、問題の解決に努めるために裁判所と速やかに協議する。この協議においては、援助を他の方法によって又は条件を付して与えることができるか否かを考慮すべきである。協議を経ても問題を解決することができないときは、裁判所は、請求に対しても必要な修正を行う。
(b) 証拠(宣誓した上で証言を含む。)の取得及び証拠(裁判所にとって必要な専門家の意見及び報告を含む。)の提出	4 締約国は、自國の安全保障に関連する文書の提出又は証拠の開示についての請求の場合には、裁判所は、請求に対しても必要な修正を行う。
(c) 捜査され、又は訴追されている者に対する尋問	5 被請求国は、1(i)に規定する援助についての請求を拒否する前に、特定の条件を付して援助を提供することができるか否か又は後日若しくは他の方法によって援助を提供することができるとか否かを検討する。裁判所又は検察官は、条件が付された援助を受け入れる場合には、その条件を遵守する。

6 被請求国は、援助についての請求を拒否する場合には、その拒否の理由を裁判所又は検察官に対して速やかに通報する。	7(a) 裁判所は、特定、証言の取得その他の援助のため、拘禁されている者の一時的な移送を請求することができる。被請求国は、次の(i)及び(ii)の条件が満たされる場合には、当該者を移送することができる。
(i) 当該者が移送について事情を知らされた上で任意に同意すること。	(i) (ii) 裁判所が裁判所との間で合意する条件に従つて移送することに同意すること。
(ii) 被請求国が裁判所との間で合意する条件に従つて移送することに同意すること。	(ii) (i) の規定による解決が得られないときは、競合する請求については、第九十条に定める原則に従つて解決する。
(b) 移送される当該者は、引き続き拘禁される。裁判所は、移送による目的が満たされたときは、当該者を被請求国に遅滞なく送還する。	(b) 裁判所からの請求が国際約束によつて第三国又は国際機関の管理の下にある情報、財産又は個人に関するものである場合には、被請求国は、その旨を裁判所に通報するものとし、裁判所は、その請求を当該第三国又は国際機関に対して行う。

8(a) 裁判所は、請求において記載されている検査及び手続に必要となる場合を除くほか、文書及び情報の秘密を確保する。	9(a) (i) 締約国は、引渡し又は犯人引渡し以外に係る請求に関し、裁判所から受ける請求と競合する場合には、裁判所及び当該他の国と協議の上、必要に応じていずれかの請求を延期し、又はいづれかの請求に条件を付すことによって双方の請求に応ずるよう努める。
(b) 被請求国は、必要な場合には、検察官に対する行為について検査又は裁判を行う当該締約国に協力し、及び援助を提供することができる。	(c) 被請求国は、その發意により又は検察官の要請により、その後にそのような文書又は情報を開示することに同意することができる。
(b) (i) (a) に規定する援助には、特に次のものを含む。	5 被請求国は、1(i)に規定する援助についての請求を拒否する前に、特定の条件を付して援助を提供することができるか否か又は後日若しくは他の方法によって援助を提供することができるとか否かを検討する。裁判所又は検察官は、条件が付された援助を受け入れる場合には、その条件を遵守する。
(b) 被請求国は、必要な場合には、検察官に対する行為について検査又は裁判を行う当該締約国に協力し、及び援助を提供することができる。	6 被請求国は、援助についての請求を拒否する場合には、その拒否の理由を裁判所又は検察官に対して速やかに通報する。

官 報 (号 外)

げることなく、強制的な措置によるところなく実施することができる請求内容特に、個人の任意に基づき当該個人と面会し、又は当該個人から証拠を取得すること(当該請求内容を実施するため不可欠である場合には被請求国の当局の立会いを伴うことなくこれらを行うことを含む)及び公共の場所を変更することなく見分を行ふことを含む)の効果的な実施に必要な場合には、いずれかの国の領域において当該請求内容を次のとおり直接実施することができる。

(a) 被請求国がその領域において犯罪が行われたとされる国であり、かつ、第十八条又は第十九条の規定に従つて受理許容性の決定が行われている場合には、検察官は、被請求国とのすべての可能な協議の後、当該請求内容を直接実施することができる。被請求国は、この(b)の規定に基づく請求内容の実施について問題があると認めるときは、この事態を解決するために裁判所と遅滞なく協議する。

5 裁判所が聽取し、又は尋問した者に対しても国家の安全保障に関する秘密の情報の開示を防止するための制限を援用することを認める第七十二条の規定は、この条の規定に基づく援助についての請求内容の実施についても、適用する。

第一百条 費用

1 被請求国の領域内において請求内容の実施に要する通常の費用は、裁判所が負担する次の費

(a) 証人及び専門家の旅費及び安全に関する費用又は第九十三条の規定に基づく拘禁されている者の移送に関する費用	(b) 翻訳、通訳及び反訳に係る費用	(c) 裁判官、検察官、次席検察官、裁判所書記、裁判所次席書記及び裁判所の機関の職員の旅費及び滞在費
(d) 裁判所が請求する専門家の意見又は報告に係る費用	(e) 拘束を行ふ国によって裁判所に引き渡される者の護送に関する費用	(f) 請求内容の実施から生ずる可能性のある特別の費用であつて協議によつて認められるもの

1 (a) 拘禁刑は、刑を言い渡された者を受け入れる意思を裁判所に對して明らかにした国の一覧表の中から裁判所が指定する国において執行される。	2 (a) 拘禁刑は、刑を言い渡された者を受け入れる意思を裁判所に對して明らかにした国の一覧表の中から裁判所が指定する国において執行される。	3 (a) 細約国が手續及び証拠に関する規則に定められた刑を執行するに当たり、次の事項を考慮する。
(b) 国は、刑を言い渡された者を受け入れる意思を宣言する際に、裁判所が同意し、かつ、この部の規定に適合した受入れについての条件を付することができる。	(b) 国は、刑を言い渡された者を受け入れる意思を裁判所に對して明らかにした国の一覧表の中から裁判所が指定する国において執行される。	(b) 被拘禁者の待遇を規律する広く受け入れられている国際条約上の基準の適用
(c) 個別の事件に關して指定された国は、裁判所の指定を受け入れるか否かを裁判所に對して速やかに通報する。	(c) 個別の事件に關して指定された国は、裁判所の指定を受け入れるか否かを裁判所に對して速やかに通報する。	(c) 刑を言い渡された者の意見
4 (a) いづれの国にも1の規定に基づく指定がなされない場合には、拘禁刑は、第三条2に規定する本部協定に定める条件に従い、接受国が提供する刑務所において執行される。その場合には、拘禁刑の執行によつて生ずる費用は、裁判所が負担する。	4 (a) いづれの国にも1の規定に基づく指定がなされない場合には、拘禁刑は、第三条2に規定する本部協定に定める条件に従い、接受国が提供する刑務所において執行される。その場合には、拘禁刑の執行によつて生ずる費用は、裁判所が負担する。	3 (a) 細約国が手續及び証拠に関する規則に定められた刑を執行するに当たり、次の事項を考慮する。
5 (a) 刑を執行する国は、拘禁の期間又は程度に実質的に影響を及ぼし得るあらゆる状況(1の規定に従つて合意された条件の実施を含む)を裁判所に通報する。裁判所に対する既知の又は予想し得るそのような状況についての通報は、少なくとも四十五日前までに行う。その間、刑を執行する国は、第百十条に規定する義務に違反するおそれのある行動をとつてはならない。	5 (a) 刑を執行する国は、拘禁の期間又は程度に実質的に影響を及ぼし得るあらゆる状況(1の規定に従つて合意された条件の実施を含む)を裁判所に通報する。裁判所に対する既知の又は予想し得るそのような状況についての通報は、少なくとも四十五日前までに行う。その間、刑を執行する国は、第百十条に規定する義務に違反するおそれのある行動をとつてはならない。	5 (a) 刑を執行する国に通報するとともに、次条1の規定に基づいて手続を進める。

1 (a) 拘禁刑は、第百三条1(b)の規定により特定した条件に従うことを条件として、細約国に対し拘束力を有するものとし、細約国は、いかな	2 (a) 刑を言い渡された者は、裁判所に對し、刑を執行する国から移送されることをいつでも申し立てることができる。	3 (a) 裁判所は、1の規定に基づく指定を行ふ裁量を行使するに当たり、次の事項を考慮する。
(b) 裁判所は、(a)に規定する状況について同意することができない場合には、その旨を刑を執行する国に對して放棄を提供する。細約国は、裁判所に對して放棄を行う権限を有するものとし、放棄を行うよう努めるべきである。	(b) 裁判所は、(a)に規定する状況について同意することができない場合には、その旨を刑を執行する国に對して放棄を提供する。細約国は、裁判所に對して放棄を行う権限を有するものとし、放棄を行うよう努めるべきである。	(b) 裁判所は、1の規定に基づく指定を行ふ裁量を行使するに当たり、次の事項を考慮する。
4 (a) 刑を執行する国は、拘禁の期間又は程度に実質的に影響を及ぼし得るあらゆる状況(1の規定に従つて合意された条件の実施を含む)を裁判所に通報する。裁判所に対する既知の又は予想し得るそのような状況についての通報は、少なくとも四十五日前までに行う。その間、刑を執行する国は、第百十条に規定する義務に違反するおそれのある行動をとつてはならない。	4 (a) 刑を執行する国は、拘禁の期間又は程度に実質的に影響を及ぼし得るあらゆる状況(1の規定に従つて合意された条件の実施を含む)を裁判所に通報する。裁判所に対する既知の又は予想し得るそのような状況についての通報は、少なくとも四十五日前までに行う。その間、刑を執行する国は、第百十条に規定する義務に違反するおそれのある行動をとつてはならない。	4 (a) 刑を執行する国は、拘禁の期間又は程度に実質的に影響を及ぼし得るあらゆる状況(1の規定に従つて合意された条件の実施を含む)を裁判所に通報する。裁判所に対する既知の又は予想し得るそのような状況についての通報は、少なくとも四十五日前までに行う。その間、刑を執行する国は、第百十条に規定する義務に違反するおそれのある行動をとつてはならない。
5 (a) 刑を執行する国は、拘禁の期間又は程度に実質的に影響を及ぼし得るあらゆる状況(1の規定に従つて合意された条件の実施を含む)を裁判所に通報する。裁判所に対する既知の又は予想し得るそのような状況についての通報は、少なくとも四十五日前までに行う。その間、刑を執行する国は、第百十条に規定する義務に違反するおそれのある行動をとつてはならない。	5 (a) 刑を執行する国は、拘禁の期間又は程度に実質的に影響を及ぼし得るあらゆる状況(1の規定に従つて合意された条件の実施を含む)を裁判所に通報する。裁判所に対する既知の又は予想し得るそのような状況についての通報は、少なくとも四十五日前までに行う。その間、刑を執行する国は、第百十条に規定する義務に違反するおそれのある行動をとつてはならない。	5 (a) 刑を執行する国は、拘禁の期間又は程度に実質的に影響を及ぼし得るあらゆる状況(1の規定に従つて合意された条件の実施を含む)を裁判所に通報する。裁判所に対する既知の又は予想し得るそのような状況についての通報は、少なくとも四十五日前までに行う。その間、刑を執行する国は、第百十条に規定する義務に違反するおそれのある行動をとつてはならない。

官報（号外）

		<p>(c) 3の規定により設置される議長団の報告及び活動を検討し、並びにこれらについて適当な措置をとること。</p> <p>(d) 裁判所の予算を検討し、及び決定すること。</p> <p>(e) 第三十六条の規定に従い裁判官の人数を変更するか否かを決定すること。</p> <p>(f) 第八十七条5及び7に規定する請求に協力しないことにに関する問題を検討すること。</p> <p>(g) その他の任務であつてこの規程又は手続及び証拠に関する規則に適合するものを遂行すること。</p>	
		<p>(a) 締約国会議には、三年の任期で締約国会議によって選出される一人の議長、二人の副議長及び十八人の構成員から成る議長団を置く。</p> <p>(b) 議長団は、特に、配分が地理的に衡平に行われること及び世界の主要な法体系が適切に代表されることを考慮して、代表としての性質を有するものとする。</p> <p>(c) 議長団は、必要に応じ、少なくとも年一回会合する。議長団は、締約国会議が任務を遂行するに当たつて同会議を補助する。</p>	
<p>4 締約国会議は、裁判所の効率性及び経済性を高めるため、必要に応じ、補助機関（裁判所を検査し、評価し、及び調査するための独立した監督機関を含む。）を設置することができる。</p> <p>5 裁判所長、検察官及び裁判所書記又はこれらの代理人は、適当な場合には、締約国会議及び議長団の会合に出席することができる。</p>		<p>3 (a) 各締約国は、一の票を有する。締約国会議及び議長団においては、決定をコンセンサス方式によって行うようあらゆる努力を払う。コンセンサスに達することができない場合には、この規程に別段の定めがあるときを除くほか、次のとおり決定を行う。</p> <p>(b) 実質事項についての決定は、出席し、かつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で承認されることにより行われなければならない。この場合において、締約国の絶対多数をもつて投票のための定足数とする。</p> <p>(c) 手続事項についての決定は、出席し、かつ投票する締約国の単純多数による議決で行う。</p>	
<p>6 締約国会議は、裁判所の所在地又は国際連合本部において年一回会合するものとし、必要な場合には、特別会合を開催する。この規程に別段の定めがある場合を除くほか、特別会合は、議長団の発意により又は締約国の三分の一の要請により招集される。</p>		<p>7 各締約国は、締約国会議及び議長団においては、決定をコンセンサス方式によって行うようあらゆる努力を払う。コンセンサスに達することができない場合には、この規程に別段の定めがあるときを除くほか、次のとおり決定を行う。</p> <p>(a) 実質事項についての決定は、出席し、かつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で承認されることにより行われなければならない。この場合において、締約国の絶対多数をもつて投票のための定足数とする。</p> <p>(b) 手續事項についての決定は、出席し、かつ投票する締約国の単純多数による議決で行う。</p>	
<p>8 裁判所の費用に対する分担金の支払が延滞している締約国は、その延滞金の額がその時までの満二年間に当該締約国が支払うべきであった分担金の額に等しいか又はこれを超える場合は、締約国会議及び議長団における投票権を失う。ただし、締約国会議は、支払の不履行が当該締約国にとってやむを得ない事情によると認めるとときは、当該締約国に締約国会議及び議長団における投票を認めることができる。</p>		<p>9 締約国会議は、その手続規則を採択する。</p> <p>10 締約国会議の公用語及び常用語は、国際連合総会の公用語及び常用語とする。</p>	
<p>第十二部 財政</p> <p>第一百三十三条 財政規則</p> <p>裁判所及び締約国会議（議長団及び補助機関を含む。）については、独立の会計検査専門家が毎年検査する。</p>		<p>10 9 締約国会議は、その手続規則を採択する。</p> <p>10 締約国会議の公用語及び常用語は、国際連合総会の公用語及び常用語とする。</p>	
<p>第一百八十八条 年次会計検査</p> <p>裁判所の記録、帳簿及び決算報告（年次会計報告を含む。）については、独立の会計検査専門家が毎年検査する。</p>		<p>10 9 締約国会議は、その手続規則を採択する。</p> <p>10 締約国会議の公用語及び常用語は、国際連合総会の公用語及び常用語とする。</p>	
<p>3 (a) 各締約国は、締約国会議及び議長団においては、決定をコンセンサス方式によって行うようあらゆる努力を払う。コンセンサスに達することができない場合には、締約国の三分の二以上の</p>		<p>は、明示的に別段の定めがある場合を除くほか、この規程及び締約国会議が採択する財政規則によつて規律する。</p> <p>第百四十四条 費用の支払</p> <p>裁判所及び締約国会議（議長団及び補助機関を含む。）の費用については、裁判所の資金から支払う。</p> <p>裁判所及び締約国会議（議長団及び補助機関を含む。）の費用は、締約国会議が決定する予算に定めたところに従い、次の財源より充てる。</p> <p>(a) 国際連合総会の承認を受けて国際連合が提供する資金、特に安全保障理事会による付託のための要する費用に関連する資金</p>	
<p>第一百六十六条 任意拠出金</p> <p>裁判所は、前条の規定の適用を妨げることなく、追加的な資金として、締約国会議が採択する関連する基準に従い、政府、国際機関、個人、法人その他の主体からの任意拠出金を受領し、及び使用することができる。</p>		<p>裁判所は、前条の規定の適用を妨げることなく、追加的な資金として、締約国会議が採択する関連する基準に従い、政府、国際機関、個人、法人その他の主体からの任意拠出金を受領し、及び使用することができる。</p> <p>第一百六十七条 分担金の額の決定</p> <p>締約国は、分担金については、合意する分担率に従つて決定する。合意する分担率は、国際連合がその通常予算のために採択した分担率を基礎とし、かつ、当該分担率が立脚する原則に従つて調整される。</p>	
<p>第一百六十九条 紛争の解決</p> <p>裁判所の司法上の任務に関する紛争については、裁判所の決定によつて解決する。</p>		<p>1 裁判所の司法上の任務に関する紛争については、裁判所の決定によつて解決する。</p> <p>2 その他の二以上の締約国間の紛争であつてこの規程の解釈又は適用に関するもののうち、交渉によつてその開始から三箇月以内に解決されないものについては、締約国会議に付託する。</p> <p>締約国会議は、当該紛争を自ら解決するよう努め、又は当該紛争を解決するための追加的な方法（国際司法裁判所規程に基づく国際司法裁判所への付託を含む。）について勧告を行つことができる。</p> <p>3 締約国会議は、この規程には、いかなる留保も付することができない。</p> <p>4 留保</p> <p>裁判所及び締約国会議（議長団及び補助機関を含む。）の費用は、締約国会議が決定する予算に定めたところに従い、次の財源より充てる。</p> <p>(a) 締約国が支払う分担金</p> <p>(b) 国際連合総会の承認を受けて国際連合が提供する資金、特に安全保障理事会による付託のための要する費用に関連する資金</p>	
<p>第一百二十二条 最終規定</p> <p>裁判所の司法上の任務に関する紛争については、裁判所の決定によつて解決する。</p>		<p>1 裁判所の司法上の任務に関する紛争については、裁判所の決定によつて解決する。</p> <p>2 その他の二以上の締約国間の紛争であつてこの規程の解釈又は適用に関するもののうち、交渉によつてその開始から三箇月以内に解決されないものについては、締約国会議に付託する。</p> <p>締約国会議は、当該紛争を自ら解決するよう努め、又は当該紛争を解決するための追加的な方法（国際司法裁判所規程に基づく国際司法裁判所への付託を含む。）について勧告を行つことができる。</p> <p>3 締約国会議は、この規程には、いかなる留保も付することができない。</p> <p>4 留保</p> <p>裁判所及び締約国会議（議長団及び補助機関を含む。）の費用は、締約国会議が決定する予算に定めたところに従い、次の財源より充てる。</p> <p>(a) 締約国が支払う分担金</p> <p>(b) 国際連合総会の承認を受けて国際連合が提供する資金、特に安全保障理事会による付託のための要する費用に関連する資金</p>	

官報(号外)

国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求める件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

昭和二十三年、国際連合総会は、国際的な刑事法廷を創設するための作業を行うよう国際連合国際法委員会に要請する決議を採択したが、その後、特段の進展が見られなかつた。しかし、近年、旧ユーゴスラビア及びルワンダにおける大量虐殺等の事件の発生を機に、欧州を中心として国際的な刑事法廷の設立に対する国際的な関心が高まつてきた。こうした動きを受け、国際連合の主催により、国際刑事裁判所設立に関する外交会議が開催され、平成十年七月十七日、本規程がローマにおいて作成された。

本規程は、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪について訴追及び処罰を行うため、常設の国際刑事裁判所の設立、締約国の同裁判所に対する協力等について規定したものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国際刑事裁判所(以下「裁判所」という。)を設立すること。
- 2 裁判所は、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪及び侵略犯罪について管轄権を有するものとし、侵略犯罪については、その定義等に関する規定が採択された後に、管轄権を使用すること。
- 3 裁判所は、事件がそれについての管轄権を

有する国によって捜査又は訴追されない場合等においてのみ、当該事件を受理することができること。

4 裁判所は、これらの犯罪が行われたと考えられる事態を締約国が検察官に付託する場合又は検察官が自己の発意により捜査に着手した場合において、領域内において問題となる行為が発生した国若しくは犯罪の被疑者の国籍国等の一以上がこの規程の締約国であるとき又はこの規程の締約国でない国が裁判所の管轄権を受諾しているときは、管轄権行使することができる。

5 裁判所は、これらの犯罪が行われたと考えられる事態を国際連合安全保障理事会が検察官に付託する場合、管轄権行使することができる。

6 裁判所は、有罪の判決を受けた者に対し、最長三十年を超えない特定の年数の拘禁刑又は終身の拘禁刑のうちいずれかの刑罰を科すことができるほか、罰金並びに犯罪によつて生じた収益等の没収を命ずることができる。

7 締約国は、自國の捜査上又は司法上の手続の健全性に係る犯罪を処罰する自國の刑事法の適用範囲を、裁判所の裁判の運営に対する

犯罪であつて自國の領域において又は自国民によつて行われたものまで拡張すること。

8 締約国は、裁判所が行う捜査及び訴追にお

いて、裁判所に対し十分に協力するものとし、逮捕、引渡し及び証拠の提出をはじめとする裁判所への協力を可能にするため必要な国内手続を確保すること。

なお、本規程は平成十四年七月一日に効力を生じており、我が国については加入書を国際連合事務総長に寄託の後六十日目の日の属する月の翌月の初日に効力を生ずることになつている。

国会に提出する。
右
案

平成十九年二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 国際刑事裁判所に対する協力

第一節 通則(第三条・第五条)

第二節 証拠の提供等

第一款 証拠の提供(第六条・第十三条)

第二款 裁判上の証拠調べ及び書類の送達

(第十四条・第十六条)

第三款 受刑者証人等移送(第十七条・第十八条)

第三節 引渡し犯罪人の引渡し等

第一款 引渡し犯罪人の引渡し(第十九条)

第三十三条

第二款 仮拘禁(第三十四条・第三十五条)

第三款 雜則(第三十六条・第三十七条)

第四節 執行協力(第三十八条・第四十八条)

第五節 雜則(第四十九条・第五十一条)

第三章 国際刑事警察機構に対する措置(第五

十二条)

第四章 国際刑事裁判所の運営を害する罪(第五十三条第一第六十五条)

四 証拠の提供 規程第九十三条の規定による国際刑事裁判所の請求により、国際刑事裁判所の捜査又は裁判に係る手続(以下「国際刑事裁判所の手続」という。)に必要な証拠を国際刑事裁判所に提供することをいう。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国際刑事裁判所に関するローマ規程(以下「規程」という。)が定める集団殺害犯罪その他の国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪について、国際刑事裁判所の捜査、裁判及び刑の執行等についての必要な協力に関する手続を定めるとともに、国際刑事裁判所の運営を害する行為についての罰則を定めること等により、規程の的確な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 國際刑事裁判所 規程第一条に規定する国際刑事裁判所をいう。

二 管轄刑事事件 規程第五条第一及び第七十条の規定による国際刑事裁判所が管轄する犯罪について国際刑事裁判所がその管轄権を使用する事件をいう。

三 重大犯罪 規程第五条第一の規定により国際刑事裁判所が有する国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪として規程に定める犯罪をいう。

五 裁判上の証拠調べ 規程第九十三条の規定による国際刑事裁判所の請求により、規程第三十九条第二に規定する上訴裁判部又は第一審裁判部が行う証拠調べについての援助として日本国の裁判所が行う証拠調べをいう。

六 書類の送達 規程第九十三条第一の規定による国際刑事裁判所の請求により、規程第三十九条第二に規定する上訴裁判部、第一審裁判部又は予審裁判部が行う書類の送達についての援助として日本国の裁判所が行う書類の送達をいう。

七 受刑者証人等移送 規程第九十三条第一及び第七十五条の規定による国際刑事裁判所の請求により、証人その他の国際刑事裁判所の手続における関係人(国際刑事裁判所の捜査又は裁判の対象とされる者を除く。)として出頭させることが可能となるため、国内受刑者(日本国において懲役刑若しくは禁錮刑又は国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)第二条第二号に定める共助刑の執行として拘禁されている者をいう。以下同じ。)を移送することをいう。

八 引渡犯人の引渡し 規程第八十九条第一又は十三の規定による国際刑事裁判所が有する協力の請求において当該引渡犯人

は第一百十一条の規定による国際刑事裁判所の引渡しの請求により、その引渡しの対象とされた者(以下「引渡犯人」という。)の引渡しをする

又は仮拘禁犯人が犯したとされている犯罪をいう。

第二章 国際刑事裁判所に対する協力

第一節 通則

九 仮拘禁

規程第九十二条第一の規定による国際刑事裁判所の仮逮捕の請求により、その仮逮捕の対象とされた者(以下「仮拘禁犯人」という。)を仮に拘禁することをいう。

第三条 国際刑事裁判所に対する協力に関する次に掲げる事務は、外務大臣が行う。

一 国際刑事裁判所からの協力の請求の受理

二 国際刑事裁判所との協議及び国際刑事裁判所に対する行うべき通報

三 国際刑事裁判所に対する証拠の送付及び罰金刑、没収刑又は被害回復命令の確定裁判の執行に係る財産の引渡し並びに書類の送達についての結果の通知

四 外務大臣の措置

第四条 外務大臣は、国際刑事裁判所から協力の請求を受理したときは、請求の方式が規程に適合しないと認める場合を除き、国際刑事裁判所が発する協力請求書又は外務大臣の作成した協力の請求があつたことを証明する書面に関係書類を添付し、意見を付して、これを法務大臣に送付するものとする。

(国際刑事裁判所との協議)

第五条 外務大臣は、国際刑事裁判所に対する協力に関し、必要に応じ、国際刑事裁判所と協議するものとする。

2 法務大臣は、国際刑事裁判所に対する協力に關し、国際刑事裁判所との協議が必要であると

第一条 この法律は、国際刑事裁判所に関するローマ規程(以下「規程」という。)が定める集団殺害犯罪その他の国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪について、国際刑事裁判所の捜査、裁判及び刑の執行等についての必要な協力に関する手続を定めるとともに、国際刑事裁判所の運営を害する行為についての罰則を定めること等により、規程の的確な実施を確保することを目的とする。

五 裁判上の証拠調べ 規程第九十三条の規定による国際刑事裁判所の請求により、規程第三十九条第二に規定する上訴裁判部又は第一審裁判部が行う証拠調べについての援助として日本国の裁判所が行う証拠調べをいう。

六 書類の送達 規程第九十三条第一の規定による国際刑事裁判所の請求により、規程第三十九条第二に規定する上訴裁判部、第一審裁判部又は予審裁判部が行う書類の送達についての援助として日本国の裁判所が行う書類の送達をいう。

七 受刑者証人等移送 規程第九十三条第一及び第七十五条の規定による国際刑事裁判所の請求により、証人その他の国際刑事裁判所の手続における関係人(国際刑事裁判所の捜査又は裁判の対象とされる者を除く。)として出頭させることが可能となるため、国内受刑者(日本国において懲役刑若しくは禁錮刑又は国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)第二条第二号に定める共助刑の執行として拘禁され

ている者をいう。以下同じ。)を移送することをいう。

八 引渡犯人の引渡し 規程第八十九条第一又は十三の規定による国際刑事裁判所が有する協力の請求において当該引渡犯人

は第百十一条の規定による国際刑事裁判所の引渡しの請求により、その引渡しの対象とされた者(以下「引渡犯人」という。)の引渡しをする

又は仮拘禁犯人が犯したとされている犯罪をいう。

九 仮拘禁 規程第九十二条第一の規定による国際刑事裁判所の仮逮捕の請求により、その仮逮捕の対象とされた者(以下「仮拘禁犯人」という。)を仮に拘禁することをいう。

第三条 国際刑事裁判所に対する協力に関する次に掲げる事務は、外務大臣が行う。

一 国際刑事裁判所からの協力の請求の受理

二 国際刑事裁判所との協議及び国際刑事裁判所に対する行うべき通報

三 国際刑事裁判所に対する証拠の送付及び罰

金刑、没収刑又は被害回復命令の確定裁判の

執行に係る財産の引渡し並びに書類の送達についての結果の通知

四 外務大臣の措置

第四条 外務大臣は、国際刑事裁判所から協力の請求を受理したときは、請求の方式が規程に適

合しないと認める場合を除き、国際刑事裁判所

が発する協力請求書又は外務大臣の作成した協

力の請求があつたことを証明する書面に関係書

類を添付し、意見を付して、これを法務大臣に

送付するものとする。

(国際刑事裁判所との協議)

第五条 外務大臣は、国際刑事裁判所に対する協

力に関し、必要に応じ、国際刑事裁判所と協議

するものとする。

2 法務大臣は、国際刑事裁判所に対する協力に

關し、国際刑事裁判所との協議が必要であると

するものとする。

認めるときは、外務大臣に対し、前項の規定による協議をすることを求めるものとする。

第二節 証拠の提供等

第一款 証拠の提供

(法務大臣の措置)

第六条 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定により証拠の提供に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた場合において、次の各号のいずれにも該当しないときは、次項又は第三項に規定する措置をとるものとする。

一 当該協力の請求が国際捜査共助等に関する法律(昭和五十五年法律第六十九号)第一条第一号に規定する共助(以下この号及び第三十九条第一項第二号において「捜査共助」といいう。)の要請と競合し、かつ、規程の定めることによりその要請を優先させることができると場合において、当該捜査共助をすることが相当であると認めるとき。

二 当該協力の請求に応ずることにより、規程第九十八条に規定する国際法に基づく義務

三 当該協力の請求に応ずることにより、日本

四 請求犯罪が規程第七十条に規定する犯罪である場合において、当該請求犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合にその行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

五 当該協力の請求に応ずることにより、請求

犯罪以外の罪に係る事件で日本国の検察官、

検察事務官若しくは司法警察職員によって捜

査され又は日本国の裁判所に係属しているも

のについて、その捜査又は裁判を妨げるおそ

れがあり、直ちに当該請求に応ずることが相

当でないと認めるとき。

六 その他直ちに当該協力の請求に応じないこ

とに正当な理由があるとき。

2 前項の規定により法務大臣がとる措置は、次

項に規定する場合を除き、次の各号のいずれか

とする。

一 相当と認める地方検察庁の検事正に対し、

関係書類を送付して、証拠の提供に係る協力に必要な証拠の収集を命ずること。

二 国家公安委員会に証拠の提供に係る協力の請求に関する書面を送付すること。

三 海上保安庁長官その他の刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第一百九十条に規定する司法警察職員として職務を行うべき者の置かれている国の機関の長に証拠の提供に係る協力の請求に関する書面を送付すること。

四 第一項に規定する協力の請求が裁判所、検察官又は司法警察員の保管する訴訟に関する書類の提供に係るものであるときは、法務大臣は、

その書類の保管者に協力の請求に関する書面を送付するものとする。

4 法務大臣は、前二項に規定する措置その他の

証拠の提供に係る協力に関する措置をとるため

必要があると認めるときは、関係人の所在その

他必要な事項について調査を行うことができ

る。

たときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(国家公安委員会の措置)

第七条 国家公安委員会は、前条第二項第二号の書面の送付を受けたときは、相当と認める都道府県警察に対し、関係書類を送付して、証拠の提供に係る協力に必要な証拠の収集を指示するものとする。

第八条 國際捜査共助等に関する法律第七条、第八条、第十条、第十二条及び第十三条の規定は、第六条第一項の請求による証拠の提供に係る協力について準用する。この場合において、

同法第七条第一項中「第五条第一項第一号」とあるのは「國際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第二号)第六条第二項第一号」と、同条第二項中「前条」とあるのは「國際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第二号)第六条第二項第一号」と、同条第二項中「前条」とあるのは「國際刑事裁判所に対する協力等に関する法律

第七条」と、同条第三項中「第五条第一項第三号」とあるのは「國際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第六条第二項第三号」と、同法第

十三条中「この法律に特別の定めがある」とあるのは「國際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第八条において準用する第八条、第十条及び前条に規定する」と読み替えるものとする。

(虚偽の証明書の提出に対する罰則)

第九条 前条において準用する國際捜査共助等に

関する法律第八条第三項の規定による証明書の

提出を求められた者が、虚偽の証明書を提出し

たときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

送付しなければならない。ただし、直ちにこれを送付することに支障があると認めるときは、速やかに、法務大臣に対し、その旨を通知しなければならない。

(証拠の提供の条件)

第十一條 法務大臣は、前条第一項、第三項又は第四項の規定により送付を受けた証拠を国際刑事裁判所に提供する場合において、必要があると認めるときは、当該証拠の使用又は返還に関する条件を定めるものとする。

(協力をしない場合の通知)

第十二条 法務大臣は、第六条第二項第二号若しくは第三号又は第三項の規定による措置をとつた後において、同条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当すると認め、証拠の提供に係る協力をしないこととするときは、遅滞なく、その旨を証拠の提供に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた者に通知するものとする。

(外務大臣等との協議)

第十三条 法務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、外務大臣と協議するものとする。

一 第六条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することを理由として、証拠の提供に係る協力をしないこととするとき。
二 第六条第一項第五号又は第六号のいずれかに該当することを理由として、証拠の提供に

係る協力をすることを留保するとき。

三 第十一條の条件を定めるとき。

2 国際捜査共助等に関する法律第十六条第二項の規定は、法務大臣が第十四条の規定による裁判上の証拠調べ又は書類の送達に係る法務大臣が第六条第二項各号の措置をとることとする場合について準用する。

三 第二款 裁判上の証拠調べ及び書類の送達

(法務大臣の措置)

第十四条 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定により裁判上の証拠調べ又は書類の送達に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた場合において、第六条第一項各号のいずれにも該当しないときは、相当と認める地方裁判所に対して、当該協力の請求に関する書面を送付するもしく、当該協力の請求に関する書面を送付するものとする。

(裁判所の措置等)

第十五条 外國裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法(明治三十八年法律第六十三号)第一条第二項、第一条ノ二第一項(第一号、第五号及び第六号を除く。)、第二条及び第三条の規定は、裁判上の証拠調べ又は書類の送達に係る協力について準用する。

(準用)

第十六条 第十二条及び第十三条第一項(第三号を除く。)の規定は、法務大臣が第十四条の規定による裁判上の証拠調べ又は書類の送達に係る法務大臣が第六条第一項(第三号を除く。)とあるのは、「第六条第一項第一号」とあるのは、「第六条第一項第一号」と読み替えるものとする。

三 第三款 受刑者証人等移送

(受刑者証人等移送の決定等)

第十七条 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定により受刑者証人等移送に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた場合において、第六

条第一項第四号及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ、当該請求に応ずることが相当であると認めるときは、三十日を超えない範囲内で

国内受刑者を移送する期間を定めて、当該受刑者証人等移送の決定をするものとする。

一 国内受刑者の書面による同意がないとき。

二 国内受刑者が二十歳に満たないとき。

三 国内受刑者の犯した罪に係る事件が日本国

ととするとき及び前項の条件を定めるときは、あらかじめ、外務大臣と協議するものとする。

4 国際捜査共助等に関する法律第十九条第三項の規定は、証拠の提供に係る協力の請求に関する法務大臣が第六条第二項各号の措置をとることとする場合について準用する。

(国内受刑者の引渡しに関する措置等)

第十八条 法務大臣は、前条第四項において準用する国際捜査共助等に関する法律第十九条第三項の規定による命令をしたときは、外務大臣に受領許可証を送付しなければならない。

三 第四款 受刑者証人等移送

(国内受刑者の引渡しに関する措置等)

第十九条 法務大臣は、前項の規定による受領許可証の送付を受けたときは、直ちに、これを国際刑事裁判所に送付しなければならない。

2 外務大臣は、前項の規定による受領許可証の送付を受けたときは、直ちに、これを国際刑事裁判所に送付しなければならない。

3 第一項に規定する命令を受けた刑事施設の長又はその指名する刑事施設の職員は、速やかに、国内受刑者を国際刑事裁判所の指定する場所に護送し、国際刑事裁判所の指定する者であつて受領許可証を有するものに対し、当該国内受刑者を引き渡さなければならない。

4 国際捜査共助等に関する法律第二十一条及び第二十二条の規定は、前項の規定による国際刑事裁判所の指定する者に対する引渡しに係る国

内受刑者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「受刑者証人移送」とあるのは、「国際刑事裁判所に対する協力等に関する

法律第二十二条第七号に規定する受刑者証人等移送」と読み替えるものとする。

2 法務大臣は、前項の決定をする場合において、必要があると認めるときは、受刑者証人等移送に係る条件を定めるものとする。

3 法務大臣は、第一項の請求に応ずることが相

当ないと認めて受刑者証人等移送をしないこ

第三節 引渡犯罪人の引渡し等

第一款 引渡犯罪人の引渡し

(引渡犯罪人の引渡しの要件)

第十九条 引渡犯罪人の引渡しは、引渡犯罪が重大犯罪である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを行うことができる。

一 引渡犯罪に係る事件が日本国に裁判所に係属するとき。ただし、当該事件について、国際刑事裁判所において、規程第十七条の規定により事件を受理する旨の決定をし、又は公判手続を開始しているときは、この限りでない。

二 引渡犯罪に係る事件について日本国に裁判所において確定判決を経たとき。ただし、当該事件について、国際刑事裁判所において、規程第十七条の規定により事件を受理する旨の決定をし、又は有罪の判決の言渡しをしているときは、この限りでない。

三 引渡犯罪について国際刑事裁判所において有罪の判決の言渡しがある場合を除き、引渡犯罪人がその引渡犯罪に係る行為を行つたことを疑うに足りる相当な理由がないとき。

四 引渡犯罪に係る事件が日本国に裁判所に係属するとき、又はその事件について日本国に裁判所において確定判決を経たとき。

五 引渡犯罪人の犯した引渡犯罪以外の罪に係る事件が日本国に裁判所に係属するとき、又はその事件について引渡犯罪人が日本国に裁判所において刑に処せられ、その執行を終わらざり、若しくは執行を受けないこととなつてないとき。

六 引渡犯罪人が日本国民であるとき。

(法務大臣の措置)

第二十条 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定により引渡犯罪人の引渡しに係る協力の請求

2 十条に規定する犯罪である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを行ふことができる。

一 引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が日本国に法令により死刑又は無期若しくは長期二年以上の懲役若しくは禁錮に処すべき罪に当たるものでないとき。

二 引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われ、又は引渡犯罪に係る裁判が日本国に裁判所において行われたとした場合において、日本国に法令により引渡犯罪人に刑罰を科し、又はこれを執行することができないと認められるとき。

三 引渡犯罪について国際刑事裁判所において有罪の判決の言渡しがある場合を除き、引渡犯罪人がその引渡犯罪に係る行為を行つたことを疑うに足りる相当な理由がないとき。

四 引渡犯罪に係る事件が日本国に裁判所に係属するとき、又はその事件について日本国に裁判所において確定判決を経たとき。

五 引渡犯罪人の犯した引渡犯罪以外の罪に係る事件が日本国に裁判所に係属するとき、又はその事件について引渡犯罪人が日本国に裁判所において刑に処せられ、その執行を終わらざり、若しくは執行を受けないこととなつてないとき。

六 引渡犯罪人が日本国民であるとき。

(法務大臣の措置)

第二十二条 東京高等検察庁の検察官は、第二十一条の規定による命令があつたときは、引渡犯罪人の現在地が分からぬ場合を除き、速

に関する書面の送付を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、東京高等検察庁検事長に対し、関係書類を送付して、引渡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当する

かどうかについて東京高等裁判所に審査の請求をすべき旨を命ずるものとする。

一 明らかに前条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当すると認めるとき。

二 当該協力の請求が逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)第三条に規定する逃亡犯罪人の引渡しの請求又は同法第二十三条第一項に規定する犯罪人を仮に拘禁することの請求と競合し、かつ、規程の定めるところによりこれらの請求を優先させることができると認める場合において、当該逃亡犯罪人の引渡し又は犯罪人を仮に拘禁することが相当であると認めるとき。

三 当該協力の請求に応することにより、規程第九十八条に規定する国際法に基づく義務又は国際約束に基づく義務に反することとなるとき。

四 当該協力の請求に応することにより、引渡犯罪以外の罪に係る事件で日本国の検察官、検察事務官若しくは司法警察職員によつて捜査されているもの又は引渡犯罪以外の罪に係る事件(引渡犯罪人以外の者が犯したものに限る)で日本国の裁判所に係属しているものについて、その捜査又は裁判を妨げるおそれ

があり、直ちに当該請求に応ずることが相当でないと認めるとき。

五 その他直ちに当該協力の請求に応じないことに正当な理由があるとき。

2 法務大臣は、前項の規定による命令その他の引渡犯罪人の引渡しに関する措置をとるため必要があると認めるときは、引渡犯罪人の所在その他の必要な事項について調査を行うことができる。

三 第二十二条 東京高等検察庁検事長は、前条第一項の規定による命令を受けたときは、引渡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁され、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止されている場合を除き、東京高等検察官をして、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ発する拘禁許可状により、引渡犯罪人を拘禁させなければならぬ。

四 第二十三条 東京高等検察官は、前条第一項の規定による命令を受けたときは、引渡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁され、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止されている場合を除き、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ発する拘禁許可状により、引渡犯罪人を拘禁させなければならぬ。

五 第二十四条 東京高等裁判所の裁判官は、前条第一項の規定による命令を受けたときは、引渡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁され、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止されている場合を除き、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ発する拘禁許可状により、引渡犯罪人を拘禁させなければならぬ。

六 第二十五条 東京高等裁判所の裁判官は、前条第一項の規定による命令を受けたときは、引渡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁され、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止されている場合を除き、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ発する拘禁許可状により、引渡犯罪人を拘禁させなければならぬ。

七 第二十六条 東京高等裁判所の裁判官は、前条第一項の規定による命令を受けたときは、引渡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁され、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止されている場合を除き、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ発する拘禁許可状により、引渡犯罪人を拘禁させなければならぬ。

八 第二十七条 東京高等裁判所の裁判官は、前条第一項の規定による命令を受けたときは、引渡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁され、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止されている場合を除き、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ発する拘禁許可状により、引渡犯罪人を拘禁させなければならぬ。

九 第二十八条 東京高等裁判所の裁判官は、前条第一項の規定による命令を受けたときは、引渡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁され、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止されている場合を除き、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ発する拘禁許可状により、引渡犯罪人を拘禁させなければならぬ。

十 第二十九条 東京高等裁判所の裁判官は、前条第一項の規定による命令を受けたときは、引渡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁され、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止されている場合を除き、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ発する拘禁許可状により、引渡犯罪人を拘禁させなければならぬ。

十一 第三十条 東京高等裁判所の裁判官は、前条第一項の規定による命令を受けたときは、引渡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁され、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止されている場合を除き、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ発する拘禁許可状により、引渡犯罪人を拘禁させなければならぬ。

十二 第三十一条 東京高等裁判所の裁判官は、前条第一項の規定による命令を受けたときは、引渡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁され、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止されている場合を除き、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ発する拘禁許可状により、引渡犯罪人を拘禁させなければならぬ。

十三 第三十二条 東京高等裁判所の裁判官は、前条第一項の規定による命令を受けたときは、引渡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁され、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止されている場合を除き、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ発する拘禁許可状により、引渡犯罪人を拘禁させなければならぬ。

十四 第三十三条 東京高等裁判所の裁判官は、前条第一項の規定による命令を受けたときは、引渡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁され、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止されている場合を除き、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ発する拘禁許可状により、引渡犯罪人を拘禁させなければならぬ。

十五 第三十四条 東京高等裁判所の裁判官は、前条第一項の規定による命令を受けたときは、引渡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁され、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止されている場合を除き、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ発する拘禁許可状により、引渡犯罪人を拘禁させなければならぬ。

十六 第三十五条 東京高等裁判所の裁判官は、前条第一項の規定による命令を受けたときは、引渡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁され、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止されている場合を除き、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ発する拘禁許可状により、引渡犯罪人を拘禁させなければならぬ。

十七 第三十六条 東京高等裁判所の裁判官は、前条第一項の規定による命令を受けたときは、引渡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁され、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止されている場合を除き、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ発する拘禁許可状により、引渡犯罪人を拘禁させなければならぬ。

十八 第三十七条 東京高等裁判所の裁判官は、前条第一項の規定による命令を受けたときは、引渡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁され、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止されている場合を除き、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ発する拘禁許可状により、引渡犯罪人を拘禁させなければならぬ。

やかに、東京高等裁判所に対し、引渡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するかどうかについて審査の請求ができる場合に該当するかどうか

2 逃亡犯罪人引渡法第八条第一項後段、第二項及び第三項の規定は、引渡犯罪人の引渡しに係る前項の審査の請求について準用する。

(東京高等裁判所の審査)

第二十三条 東京高等裁判所は、審査の結果に基づいて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 前条第一項の審査の請求が不適法であるとき 却下する決定

二 引渡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するとき その旨の決定

三 引渡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当しないとき その旨の決定

〔審査手続の停止〕

2 逃亡犯罪人引渡法第九条の規定は前条第一項の審査の請求に係る東京高等裁判所の審査について、同法第十条第二項及び第三項の規定は前項の決定について、同法第十一条の規定は第二十条第一項の規定による命令の取消しについて、同法第十二条の規定は引渡犯罪人の釈放について、同法第十三条の規定は当該審査に係る裁判書の謄本について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九条第三項ただし書中の「第一条第一号又は第二号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第 号)第二十三条第一項第一

2 条第一号に該当するに至つた」とあるのは「受けた」と、同条第二項中「第四条第一項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第二十条第一項)」とあるのは「同条第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と、「第八条第三項」とあるのは「同法第二十二条第二項において準用する第八条第三項」と、同法第十二条中

条第二号に該当するに至つた」とあるのは「受けた」と、同条第二項中「第四条第一項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第二十条第一項)」とあるのは「同条第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と、「第八条第三項」とあるのは「同法第二十二条第二項において準用する第八条第三項」と、同法第十二条中

3 法務大臣は、前項の報告を受けたときは、外務大臣に対し、第一項の申立てがあつた旨の通知をするものとする。

4 外務大臣は、前項の通知を受けたときは、国際刑事裁判所に対し、第一項の申立てがあつた旨の通報をするとともに、引渡犯罪につき規程第十七条の規定による事件を受理するかどうかの決定に関し、国際刑事裁判所と協議するものとする。

5 東京高等検察庁の検察官は、第一項の規定により審査の手続が停止された場合において、必要と認めるときは、引渡犯罪人の拘禁の停止をすることができる。この場合において、必要と認めるとときは、当該引渡犯罪人を親族その他の者に委託し、又は当該引渡犯罪人の住居を制限するものとする。

6 東京高等検察庁の検察官は、前項の規定による拘禁の停止がされている場合において、国際刑事裁判所において引渡犯罪につき規程第十七条の規定により事件を受理する旨の決定があつたときは、その拘禁の停止を取り消さなければならない。

7 逃亡犯罪人引渡法第二十二条第三項から第六項までの規定は、前項の規定により引渡犯罪人の拘禁の停止を取り消した場合について準用する。

8 第一項の規定により審査の手続が停止された場合における前条第二項において準用する逃亡犯罪人引渡法第九条第一項の規定の適用については、同項中「二箇月」とあるのは、「二箇月(国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十四条第一項の規定により審査の手続が停止された期間を除く。)」とする。

2 法務大臣は、前項に規定する決定があつた場合において、第二十条第一項第二号又は第三号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに東京高等検察庁検事長及び引渡犯罪人にその旨を通知するとともに、東京高等検察庁検事長に対し拘禁許可状により拘禁されている引渡犯罪人の釈放を命じなければならない。

3 東京高等検察庁の検察官は、前項の規定による命令があつたときは、直ちに、拘禁許可状に

より拘禁されている引渡犯罪人を釈放しなければならない。

4 法務大臣は、第一項に規定する決定があつた場合において、第二十条第一項第四号又は第五号のいずれかに該当すると認めるときは、東京高等検察庁検事長に対し、その旨を通知するとともに、拘禁許可状により拘禁されている引渡犯罪人の拘禁の停止をするよう命じなければならぬ。

5 東京高等検察庁の検察官は、前項の規定による拘禁の停止の命令があつたときは、直ちに、拘禁許可状により拘禁されている引渡犯罪人の拘禁の停止をしなければならない。この場合においては、前条第五項後段の規定を準用する。

6 法務大臣は、第四項の規定による拘禁の停止の命令をした後において、第二十条第一項第四号及び第五号のいずれにも該当しないこととなつたときは、第一項の規定による引渡しの命令をしなければならない。

7 東京高等検察庁の検察官は、前項の規定による命令があつたときは、第五項の規定による拘禁の停止を取り消さなければならない。

8 逃亡犯罪人引渡法第二十二条第三項から第六項までの規定は、前項の規定により引渡犯罪人の拘禁の停止を取り消した場合について準用する。

(引渡犯罪人の引渡しの命令の延期)

第二十六条 法務大臣は、前条第一項に規定する

一 引渡犯罪人の犯した引渡犯罪以外の罪に係る事件が日本国に裁判所に係属するとき。

二 前号に規定する事件について、引渡犯罪人が日本国に裁判所において刑に処せられ、その執行を終わらず、又は執行を受けないこととなつていいとき。

3 東京高等検察庁の検察官は、拘禁許可状により拘禁されている引渡犯罪人の申立てにより又は職権で、拘禁によって著しく引渡犯罪人の健康を害するおそれがあるときその他拘禁を継続することが困難であると認めるときは、当該引渡犯罪人の拘禁の停止をすることができる。

4 法務大臣は、第二項の規定による拘禁の停止の命令をした後において、第一項各号のいずれにも該当しないこととなつたとき、又は当該引渡犯罪人を引き渡すことが相当ないと認める事由がなくなつたときは、東京高等検察庁検事長に対し、前条第一項の規定による引渡しの命令をした後において、第一項各号のいずれにも該当しないこととなつたとき、又は当該引

5 東京高等検察庁の検察官は、第一項の規定により拘禁の停止をするかどうかの判断に当たつては、前項の意見を尊重するものとする。ただし、急速を要し、当該意見を聽くいとまがないときは、これを待たないで当該拘禁の停止をすることができる。

6 第二十四条第五項後段の規定は、第一項の規定により拘禁の停止をする場合について準用する。

7 東京高等検察庁の検察官は、必要と認めるときは、いつでも、第一項の規定による拘禁の停止を取り消すことができる。

8 逃亡犯罪人引渡法第二十二条第三項から第六項までの規定は、前項の規定により引渡犯罪人の拘禁の停止を取り消した場合について準用する。

9 東京高等検察庁の検察官は、拘禁の停止中の失効

第三十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、第二十四条第五項、第二十五条第五項、第二十六条第三項又は前条第一項の規定により停止されている拘禁は、その効力を失う。

一 引渡犯罪人に對し、第二十三条第一項第一号又は第三号の決定の裁判書の謄本が送達されたとき。

二 引渡犯罪人に對し、第二十三条第二項において準用する逃亡犯罪人引渡法第十一條第二項の規定による通知があつたとき。

三 引渡犯罪人に對し、第二十五条第二項の規定により法務大臣から第二十条第一項第一号

又は第三号のいずれかに該当する旨の通知があつたとき。

(引渡犯罪人の引渡しの期限)

第二十九条 第二十五条第一項の規定による命令に基づく引渡犯罪人の引渡しは、当該命令の日(拘禁の停止がされているときは、当該拘禁の停止の取消しにより引渡犯罪人が拘禁された日)から三十日以内にしなければならない。

2 第二十五条第一項の規定による命令があつた後に第二十七条第一項の規定により拘禁の停止がされた場合における前項の規定の適用については、当該拘禁の停止がされていた期間は、同項の期間に算入しないものとする。

(外務大臣との協議)

第三十条 法務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、外務大臣と協議するものとする。

一 第二十条第一項第一号(第十九条第一項に係る部分に限る。)に該当することを理由として、第二十条第一項の規定による命令を留保するとき。

二 第二十条第一項第二号又は第三号のいずれかに該当することを理由として、引渡犯罪人の引渡しに係る協力をしないこととするとき。

三 第二十条第一項第四号又は第五号のいずれかに該当することを理由として、同項の規定による命令を留保し、又は第二十五条第四項

の規定による措置をとるとき。

四 第二十六条第一項の規定により引渡犯罪人の引渡しの命令を延期するとき。

(引渡犯罪人の引渡しに関する措置)

第三十一条 逃亡犯罪人引渡法第十六条第一項から第三項まで、第十七条第一項、第十八条及び第十九条の規定は、第二十五条第一項の規定によ

る引渡しの命令に係る引渡犯罪人の引渡しについて準用する。この場合において、同法第十

八条中「前条第五項又は第二十二条第六項の規

定による報告」とあるのは「国際刑事裁判所に対

する協力等に関する法律第二十五条第八項、第

二十六条第六項又は第二十七条第八項において

準用する第二十二条第六項の規定による報告

(同法第二十七条第八項において準用する場合

にあつては、同法第二十五条第一項の規定によ

る引渡しの命令があつた後に拘禁の停止の取消

しがされた場合における報告に限る。)と、同

法第十九条中「請求国」とあるのは「国際刑事裁

判所」と読み替えるものとする。

(仮拘禁の命令)

第三十四条 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定により仮拘禁に係る協力の請求に関する書面の送付を受けたときは、第二十条第一項各号

(第一号については、第十九条第一項第三号に係る部分を除く。)のいずれかに該当すると認め

る場合を除き、東京高等検察官に對し、仮拘禁を命じなければならない。

(仮拘禁に関する措置)

2 前項において準用する逃亡犯罪人引渡法第十

六条第一項の引渡状及び同条第三項の受領許可

状には、引渡犯罪人の氏名、引渡犯罪名、引渡

しの場所、引渡しの期限及び発付の年月日並び

に国際刑事裁判所の言い渡した拘禁刑の執行中

を記載し、法務大臣が記名押印しなければなら

ない。

第三十二条 前条第一項において準用する逃亡犯

罪人引渡法第十七条第一項の規定による指揮を

受けた刑事施設の長又はその指名する刑事施設の職員は、引渡犯罪人を、引渡状に記載された

引渡しの場所に護送し、国際刑事裁判所の指定

する者であつて受領許可状を有するものに引き

渡さなければならない。

第三十三条 前条の規定により引渡犯罪人の引渡しを日本国内において受けた者は、速やかに、当該引渡犯罪人を国際刑事裁判所又は第三十一条第二項に規定する引渡先として指定された外

国に護送するものとする。

第二款 仮拘禁

第三項中「請求国の名称、有効期間」とあるのは「有効期間」と、同法第二十六条第一項中「第三

条の規定による引渡しの請求に関する」とある

のは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する

法律第二十条第一項に規定する」と、「第四条第

一項各号」とあるのは「同項各号」と、同法第二

十七条第三項中「第八条第一項」とあるのは「国

際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二

十一条第二項において準用する第八条第一項後

段」と、同法第二十九条中「拘束された日から二

箇月(引渡条約に二箇月より短い期間の定めが

あるときは、その期間)」とあるのは「拘束され

た日の翌日から六十日」と読み替えるものとす

る。

第三十五条 東京高等検察官検事長は、前条の規定による命令を受けたときは、東京高等検察官

の検察官をして、東京高等裁判所の裁判官があ

らかじめ発する仮拘禁許可状により、仮拘禁犯

罪人を拘禁させなければならない。

3 東京高等検察庁の検察官は、仮拘禁許可状により拘禁されている仮拘禁犯人の申立てにより又は職権で、拘禁によつて著しく仮拘禁犯人の健康を害するおそれがあるときその他拘禁の継続が困難であると認めるときは、当該仮拘禁犯人の拘禁の停止をすることができる。

第三款 雜則

犯罪人に対し、第二項において準用する逃亡犯罪人引渡法第二十七条第一項の規定による告知がないとき。

に係属するとき。ただし、当該事件について、国際刑事裁判所において、規程第十七条の規定により事件を受理する旨の決定をし、又は公判手続を開始しているときは、この限りでない。

によれば当該執行協力の請求に係る財産が没収保全をことができる財産に当たるものでないとき(当該請求に係る財産が、重大犯罪に係る行為によりその被害を受けた者から得た財産であつて、被害回復命令によりその者は又はその一般承継人に返還すべきものである場合には、それらの者に帰属することを理由として没収保全をができる財産に当たるものでないときを除く。)。

五　被害回復命令のための保全であつてその内容及び性質を考慮して日本国の法令によれば

2
追徴の保全に相当するものに係る執行協力については、請求犯罪につき日本国において刑罰を科すとした場合において、日本国の法令によれば当該執行協力の請求に係る財産が追徴保全ができる財産に当たるものでないとき。

執行協力は、請求犯罪が規程第七十条1に規

定する犯罪である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを行うことがで
きる。

一 請求犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令に

二 請求犯罪に係る事件が日本国裁判所に係ればこれについて刑罰を科すことができないと認められるとき。

属するとき、又はその事件について日本国裁判所において確定判決を経たとき。

卷之三

官報(号外)

三 没収刑のための保全に係る執行協力について

ては、請求犯につき日本において刑罰を科すとした場合において、日本國の法令によれば当該執行協力の請求に係る財産が没収保全をすることができる財産に当たるものでないとき(当該請求に係る財産が、請求犯によりその被害を受けた者から得た財産である場合には、その者又はその一般承継人に帰属することを理由として没収保全をすることができる財産に当たるものでないときを除く。)。

(法務大臣の措置)

第三十九条 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定により執行協力の請求に関する書面の送付を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、相当と認める地方検察庁の検事正に対し、関係書類を送付して、執行協力に必要な措置をとるよう命ずるものとする。

一 前条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当すると認めるとき。

二 執行協力の請求が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)第五十九条第一項の規定による共助、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)第二十一条の規

定による共助又は捜査共助の要請と競合しない場合に該当するとき

かつ、規程の定めるところによりその要請を優先させることができるものと認めたとき。

四 執行協力の請求に応ずることにより、規程要請に係る措置をとることが相当であると認められたとき。

三 執行協力の請求に応ずることにより、規程第九十八条に規定する国際法に基づく義務に反することとなるとき。

四 執行協力の請求に応ずることにより、請求犯以外の罪に係る事件で日本國の検察官、検察事務官若しくは司法警察職員によって捜査され又は日本國の裁判所に係属しているものについて、その捜査又は裁判を妨げるおそれがあり、直ちに当該請求に応ずることが相当ないと認めるとき。

五 その他直ちに執行協力の請求に応じないと正當な理由があるとき。

二 法務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、外務大臣と協議するものとする。

(裁判所の審査等)

第四十一条 裁判所は、審査の結果に基づいて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 前条第二項の審査の請求が不適法であるとしないこととするとき。

二 執行協力の請求に係る確定裁判の全部又は一部について執行協力をできる場合に該当するとき

却下する決定

三 執行協力の請求に係る確定裁判の全部につ

いて執行協力をすることができる場合に該当しないとき

その旨の決定

2 裁判所は、被害回復命令の確定裁判に係る執行協力の請求について、前項第二号に定める決

定をするときは、当該被害回復命令の内容及び性質に応じ、当該確定裁判が日本國の法令によれば没収又は追徴の確定裁判のいずれに相当するかを示さなければならない。

3 裁判所は、没収刑の確定裁判の執行に係るものであるときは、裁判所に対し、執行協力をすることができる場合に該当するかどうかについて審査の請求をしなければならない。この場合において、当該請求が被害回復命令の確定裁判の執行に係るものであるときは、当該被害回復命令の内容及び性質を考慮し、これが日本國の法令によれば没収又は追徴の確定裁判のいづれに相当するかについて、意見を付さなければならぬ。

2 前項の検察官は、執行協力の請求が罰金刑、没収刑又は被害回復命令の確定裁判の執行に係るものであるときは、裁判所に対し、執行協力をすることができる場合に該当するかどうかについて審査の請求をしなければならない。

3 裁判所は、前項の検察官は、執行協力の請求が罰金刑、没収刑又は被害回復命令の確定裁判の執行に係るものであるときは、裁判所に対し、執行協力をすることができる場合に該当するかどうかについて審査の請求をしなければならない。

4 裁判所は、前項の検察官は、執行協力の請求が罰金刑、没収刑又は被害回復命令の確定裁判の執行に係るものであるときは、裁判所に対し、執行協力をすることができる場合に該当するかどうかについて審査の請求をしなければならない。

3 裁判所は、没収刑の確定裁判の執行に係る執行協力の請求について、第一項第二号に定める決

定をするときは、滅失、毀損その他の事由により当該確定裁判を執行することができない場合にこれに代えて当該確定裁判を受けた者から

追徴すべき日本円の金額を同時に示さなければならぬ。被害回復命令の確定裁判の執行に係る執行協力の請求について、同号に定める決

定をする場合において、前項の規定により当該確定裁判が没収の確定裁判に相当する旨を示すべきときは、同様とする。

4 裁判所は、没収刑の確定裁判の執行に係る執行協力の請求について、第一項第二号に定める

決してする場合において、請求犯につき日本國において刑罰を科すとした場合において日本

の法令によれば当該請求に係る財産が没収の確定裁判をとすることができる財産に当たるものでないとき(当該請求に係る財産が、請求犯に係る行為によりその被害を受けた者から

3 第六条第四項の規定は、第一項の規定による

承継人に帰属することを理由として没収の裁判をすることができる財産に当たるものでないと認めるときを除く。)は、その旨及び当該確定裁判の執行に代えて当該確定裁判を受けた者から追徴すべき日本円の金額を同時に示さなければならぬ。

5 裁判所は、被害回復命令の確定裁判に係る執行協力の請求について、第一項第二号に定める決定をする場合(第一項の規定により当該確定裁判が没収の確定裁判に相当する旨を示すべきときに限る。)において、請求犯につけ日本国において刑罰を科すとした場合において日本国の法令によれば当該請求に係る財産が没収の裁判をすることができる財産に当たるものでないと認めるとき(当該請求に係る財産が、重大犯罪に係る行為によりその被害を受けた者から得た財産であつて、被害回復命令によりその者又はその一般承継人に返還すべきものである場合には、それらの者に帰属することを理由として没収の裁判をすることができる財産に当たるものでないと認めるときを除く。)は、その旨及び当該確定裁判の執行に代えて当該確定裁判を受けた者から追従すべき日本円の金額を同時に示さなければならない。

6 裁判所は、没収刑の確定裁判の執行に係る執行協力の請求について、第一項第二号に定める決定をする場合において、当該確定裁判に係る目的とされている財産を有し又はその財産の上

に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者が、自己の責

めに帰することのできない理由により、当該確

定裁判に係る手続において自己の権利を主張す

ることができなかつたと認めるときは、その旨

及び当該確定裁判の執行に代えて当該確定裁判を受けた者から追従すべき日本円の金額を同時

に示さなければならない。被害回復命令の確定

裁判の執行に係る執行協力の請求について、同

号に定める決定をする場合(第二項の規定により当該確定裁判が没収の確定裁判に相当する旨を示すべきときを含む。)においても、同様とす

る。

7 前条第二項の規定による審査に関しては、没

収刑の確定裁判の執行に係る執行協力の請求に

ついて、当該請求に係る財産を有し若しくはそ

の財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有

すると思料するに足りる相当な理由のある者又

はこれらの財産若しくは権利について没収刑の

ための保全がされる前に強制競売の開始決定

がされていて差押債権者若しくは

強制執行による差押え若しくは仮差押えの執行

がされた場合における差押債権者若しくは

仮差押債権者が、当該審査請求事件の手続への

参加を許されていないときは、第一項第二号に

定める決定をすることができない。被害回復命

令の確定裁判(次号に掲げるものを除く。)

一 賞金刑の確定裁判 賞金の確定裁判

二 没収刑及び前条第二項の規定により没収の

確定裁判に相当する旨が示された被害回復命

令の確定裁判(次号に掲げるものを除く。)

三 没収の確定裁判

四 檢事正は、賞金刑、没収刑又は被害回復命

令の確定裁判の執行に係る執行協力の実施を終え

たときは、速やかに、その執行協力の実施に係

る財産を法務大臣に引き渡さなければならぬ。

五 組織的犯罪処罰法第六十五条の規定は、第一

ついても、同様とする。

8 組織的犯罪処罰法第五十九条第三項及び第六

十二条第三項の規定は没収刑の確定裁判の執行

に係る執行協力の請求について第一項第二号に

定める決定をする場合(被害回復命令の確定裁

判の執行に係る執行協力の請求について、同号

に定める決定をする場合において、第二項の規

定により当該確定裁判が没収の確定裁判に相当

する旨を示すべきときを含む。)について、同条

第五項及び第七項から第九項までの規定は執行

協力の請求に係る前条第二項の規定による審査

について、組織的犯罪処罰法第六十三条の規定

は前条第二項の審査の請求に係る決定に対する

抗告について、それぞれ準用する。

(執行協力の実施に関する決定の効力等)

第四十二条 次の各号に掲げる確定裁判の執行に

係る執行協力の請求について、前条第一項第二

号に定める決定が確定したときは、当該確定裁

判は、執行協力の実施に関しては、それぞれ、

当該各号に定める日本国の裁判所が言い渡した

確定裁判とみなす。

3 檢察官は、第一項第二号に掲げる確定裁判に

ついての執行協力の実施に係る財産で、国際刑

事裁判所への送付に適さないものについては、

これを売却することができる。この場合において、その代価は、当該確定裁判についての執行

協力の実施に係る財産とみなす。

4 檢事正は、賞金刑、没収刑又は被害回復命

令の確定裁判の執行に係る執行協力の実施を終え

たときは、速やかに、その執行協力の実施に係

る財産を法務大臣に引き渡さなければならぬ。

令であつて、同条第四項から第六項までの規

定により追徴すべき日本円の金額が示された

ものの確定裁判 追徴の確定裁判

四 前条第二項の規定により追徴の確定裁判に

相当する旨が示された被害回復命令の確定裁

判 追徴の確定裁判

するに足りる相当な理由のある者が、自己の責

めに帰することのできない理由により、当該確

定裁判に係る手続において自己の権利を主張す

ることができなかつたと認めるときは、その旨

及び当該確定裁判の執行に代えて当該確定裁判

を受けた者から追徴すべき日本円の金額を同時

に示さなければならない。被害回復命令の確定

裁判に係る執行協力の請求について、同

号に定める決定をする場合(第二項の規定によ

り当該確定裁判が没収の確定裁判に相当する旨

を示すべきときを含む。)においても、同様とす

る。

5 裁判所は、被害回復命令の確定裁判に係る執

行協力の請求について、第一項第二号に定める

決定をする場合において、当該確定裁判に係る

目的とされている財産を有し又はその財産の上

に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料

するに足りる相当な理由のある者が、自己の責

めに帰することのできない理由により、当該確

定裁判に係る手続において自己の権利を主張す

ることができなかつたと認めるときは、その旨

及び当該確定裁判の執行に代えて当該確定裁判

を受けた者から追徴すべき日本円の金額を同時

に示さなければならない。被害回復命令の確定

裁判に係る執行協力の請求について、同

号に定める決定をする場合(第二項の規定によ

り当該確定裁判が没収の確定裁判に相当する旨

を示すべきときを含む。)においても、同様とす

る。

6 裁判所は、没収刑の確定裁判の執行に係る執

行協力の請求について、第一項第二号に定める

決定をする場合において、当該確定裁判に係る

目的とされている財産を有し又はその財産の上

に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料

するに足りる相当な理由のある者が、自己の責

めに帰することのできない理由により、当該確

定裁判に係る手続において自己の権利を主張す

ることができなかつたと認めるときは、その旨

及び当該確定裁判の執行に代えて当該確定裁判

を受けた者から追徴すべき日本円の金額を同時

に示さなければならない。被害回復命令の確定

裁判に係る執行協力の請求について、同

号に定める決定をする場合(第二項の規定によ

り当該確定裁判が没収の確定裁判に相当する旨

を示すべきときを含む。)においても、同様とす

る。

令であつて、同条第四項から第六項までの規

定により追徴すべき日本円の金額が示された

ものの確定裁判 追徴の確定裁判

四 前条第二項の規定により追徴の確定裁判に

相当する旨が示された被害回復命令の確定裁

判 追徴の確定裁判

するに足りる相当な理由のある者が、自己の責

めに帰することのできない理由により、当該確

定裁判に係る手続において自己の権利を主張す

ることができなかつたと認めるときは、その旨

及び当該確定裁判の執行に代えて当該確定裁判

を受けた者から追徴すべき日本円の金額を同時

に示さなければならない。被害回復命令の確定

裁判に係る執行協力の請求について、同

号に定める決定をする場合(第二項の規定によ

り当該確定裁判が没収の確定裁判に相当する旨

を示すべきときを含む。)においても、同様とす

る。

5 裁判所は、被害回復命令の確定裁判に係る執

行協力の請求について、第一項第二号に定める

決定をする場合において、当該確定裁判に係る

目的とされている財産を有し又はその財産の上

に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料

するに足りる相当な理由のある者が、自己の責

めに帰することのできない理由により、当該確

定裁判に係る手続において自己の権利を主張す

ることができなかつたと認めるときは、その旨

及び当該確定裁判の執行に代えて当該確定裁判

を受けた者から追徴すべき日本円の金額を同時

に示さなければならない。被害回復命令の確定

裁判に係る執行協力の請求について、同

号に定める決定をする場合(第二項の規定によ

り当該確定裁判が没収の確定裁判に相当する旨

を示すべきときを含む。)においても、同様とす

る。

6 裁判所は、没収刑の確定裁判の執行に係る執

行協力の請求について、第一項第二号に定める

決定をする場合において、当該確定裁判に係る

目的とされている財産を有し又はその財産の上

に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料

するに足りる相当な理由のある者が、自己の責

めに帰することのできない理由により、当該確

第二号に定める決定の取消しについて準用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第六十五第二項中「没収」とあるのは「罰金、没収」と、同条第三項中「第六十三条」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第二号)第四十一条第八項において準用する第六十三条」と読み替えるものとする。

成十九年法律第二号)第四十一条第八項において準用する第六十三条」と読み替えるものとする。

(没収保全の請求)

第四十三条 檢察官は、執行協力の請求が、没収刑のための保全に係るものであるとき、又は被害回復命令のための保全に係るものであつてその内容及び性質を考慮して日本国の法令によれば没収の保全に相当するものであると認めるとときは、裁判官に、没収保全命令を発して当該請求に係る財産についてその処分を禁止することができる。

2 第四十条第二項の審査の請求があつた後は、前項の没収刑又は被害回復命令のための保全に係る処分は、その審査の請求を受けた裁判所が行う。

(没収保全命令)

第四十四条 裁判所又は裁判官は、前条第一項前段の規定による請求を受けた場合において、第一

三十八条第一項各号及び第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、没収保全命令を発して、当該請求に係る財産について、この節の定めるところにより、その処分を禁止するものとする。

成十九年法律第二号)第四十一条第八項において準用する第六十三条」と読み替えるものとする。

(没収保全の請求)

第二 裁判所又は裁判官は、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、当該権利が没収刑の執行によって消滅すると思料するに足りる相当な理由がある場合であつてその執行のため必要があると認めるとき、又は当該権利が仮装のものであると思料するに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官の請求により、附帯保全命令を別に発して、当該権利の処分を禁止することができる。

3 組織的犯罪処罰法第二十二条第三項、第四項及び第六項並びに第二十三条第六項の規定は、第一項の没収保全命令又は前項の附帯保全命令について準用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第二十二条第三項中「被告人」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第二号)第四十一条第八項において準用する第六十三条」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第二号)第四十一条第八項において準用する第六十三条」と読み替えるものとする。

(追徴保全の請求)

4 第一項の没収保全命令又は第二項の附帯保全命令については、国際刑事裁判所において規程第六十一条に規定する審理が行われる前であつても、これをることができる。

5 組織的犯罪処罰法第二十三条第七項及び第六十八条の規定は、前項の場合における没収保全命令について準用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第二十三条第七項中「公訴の提起があった」とあるのは「国際刑事裁判所に開始された」と、「被告人」とあるのは「当該審理の対象とされる者」と、組織的犯罪処罰法第六八条第一項中「没収又は追徴のための保全の共助の要請が公訴の提起されていない」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二条第十号に規定する没収刑又は被害回復命令のための保全に係る同号に規定する執行協力の請求が国際刑事裁判所に関するローマ規程第六十一条に規定する審理が開始されていない」と、「要請国」とあるのは「国際刑事裁判所」と、「公訴が提起された」とあるのは「当該審理が開始された」と、同条第二項中「要請国」とあるのは「国際刑事裁判所」と、「公訴を提起できない」とあるのは「国際刑事裁判所」と、「公訴を提起できる」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第二号)第四十一条第八項において準用する第六十三条」と読み替えるものとする。

6 前項において準用する組織的犯罪処罰法第六十八条第二項の規定による更新の裁判は、検察官に告知された時にその効力を生ずる。

(追徴保全の請求)

7 第四十五条 檢察官は、執行協力の請求が、被害回復命令のための保全に係るものであつてその内容及び性質を考慮して日本国の法令によれば追徴の保全に相当するものであると認めるときは、裁判官に、追徴保全命令を発して被害回復命令の裁判を受けるべき者に対しその財産の处分を禁止することを請求しなければならない。

8 第四十六条 裁判所又は裁判官は、前条第一項の規定による請求を受けた場合において、第三十一条第一項各号及び第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、追徴保全命令を発して、被害回復命令の裁判を受けるべき者に対して、被害回復命令の裁判を受けるべき者に対する財産の処分を禁止するものとする。

9 組織的犯罪処罰法第二十二条第四項、第二十三条第六項及び第四十二条第二項から第四項までの規定は、前項の追徴保全命令について準用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第二十二条第四項中「第一項若しくは第二項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第二号)第四十一条第八項において準用する第六十三条」と読み替えるものとする。

ができない」と読み替えるものとする。

10 第二項の規定による更新の裁判は、検察官に告知された時にその効力を生ずる。

る法律第四十六条第一項」と、組織的犯罪処罰法第二十三条第六項中「第一項又は第四項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四十五条第一項」と、組織的犯罪処罰法第四十二条第二項及び第四項中「被告人」とあるのは国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二条第十号に規定する被害回復命令の裁判を受けるべき者」と、同項中「公訴事実」とあるのは同条第十二号に規定する請求犯罪」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十七条 この節に特別の定めがあるもののほか、裁判所若しくは裁判官のする審査、処分若しくは令状の発付、検察官若しくは検察事務官のする処分又は裁判所の審査への利害関係人の参加については組織的犯罪処罰法第三章、第四章(第二十二条、第二十三条、第三十二条、第三十三条、第四十二条、第四十三条、第四十七条及び第四十八条を除く。)及び第六十九条から第七十二条まで、刑事訴訟法(第一編第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る。)、刑事訴訟費用に関する法令並びに刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)の規定を、執行協力の請求を受理した場合における措置については逃亡犯人引渡法第八条第二項並びに第十一条第一項及び第二項の規定を、それぞれその性質に反しない限り、準用する。

(政令への委任)

第四十八条 この節に定めるもののほか、没収保全命令による処分の禁止と滞納処分との手続の調整について必要な事項で、滞納処分に関するものは、政令で定める。

第四十九条 外務大臣は、国際刑事裁判所から通過護送(外国の官憲又は国際刑事裁判所の指定する者(次条において「外国官憲等」という。))が規程第八十九条の規定による引渡しの対象となる者(次条において「引渡対象者」という。)を日本国内を通過して護送することをいう。次条において同じ。の承認の請求があつたときは、請求の方式が規程に適合しないと認める場合を除き、これを承認するものとする。

(通過護送の承認)

4 第一項の規定により引渡対象者を拘束した警察官又は第二項の規定により引渡対象者の引渡しを受けた警察官は、外務大臣に対し、その旨を通知するものとする。

5 外務大臣は、前項の通知を受けたときは、国際刑事裁判所に対し、引渡対象者を拘束した旨を通報するものとする。

第六章 国際刑事警察機構に対する措置

3 前二項の規定による引渡対象者の拘束は、着陸の時から九十六時間を超えて行うことができる。
第五十二条 国家公安委員会は、国際刑事裁判所から国際刑事警察機構を通じて管轄刑事案件の捜査に関する措置の請求を受けたときは、第六条第一項第四号に該当する場合を除き、次の各号のいずれかの措置をとることができる。
一 相当と認める都道府県警察に必要な調査を指示すること。

7 第三項に規定する期間内に前条の通過護送の承認の請求が受理された場合には、警察官は、同項の規定にかかわらず、引渡対象者の護送を行なう外國官憲等に引渡対象者を引き渡すまでの間、当該引渡対象者を引き続き拘束することができる。ただし、外務大臣から当該通過護送の承認をしない旨の通知を受けた場合には、その拘束を続けることができない。

二 第六条第二項第三号の国の機関の長に当該措置の請求に関する書面を送付すること。

2 国際捜査共助等に関する法律第十八条第三項から第八項までの規定は、前項に規定する請求に係る措置について準用する。この場合において、同条第四項中「同項第二号」とあり、及び同条第七項中「第二項第二号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第五十二条第一項第二号」と、同条第六項中「第一項第一号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第五十二条第一項第一号」と読み替えるものとする。

項目は、国家公安委員会規則で定める。

(最高裁判所規則)

2 入国警備官は、前項の規定により引渡対象者を拘束したときは、これを直ちに警察官に引き渡すものとする。この場合において、警察官は、當該引渡対象者を引き続き拘束することが可能である。

9 前各項に定めるもののほか、警察官による引渡対象者の拘束に関する手続について必要な事

るに当たり、これに対し暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 国際刑事裁判所職員に、ある処分をさせ、若しくはさせないため、又はその職を辞させるために、暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

(国民の国外犯)

第六十五条 この章の罪は、刑法第三条の例に従う。

(附則)

第一条 この法律は、規程が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第五十五条及び第五十六条(第五十五条に該当する行為に係る部分に限る。)の規定は、犯罪の國際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいすれか遅い日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に犯された請求犯罪又は引渡犯罪に係る協力の請求については、第二章の規定は、次の各号のいすれかに該当する場合を除き、適用しない。

一 國際刑事裁判所が規程第十三条(b)の規定により管轄権を行使するとき。

二 当該請求犯罪又は引渡犯罪が、規程の締約する法律(平成十七年法律第五十号)の一部を次

た者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 国際刑事裁判所職員に、ある処分をさせ、若しくはさせないため、又はその職を辞させるために、暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

国である外国について規程が効力を生じた後に、当該外国内若しくはその国籍を有する船舶若しくは航空機内で犯され、又は当該外国の国籍を有する者により犯されたものであるとき。

三 当該請求犯罪又は引渡犯罪が、規程第十二条の規定により当該請求犯罪若しくは引渡

犯罪について國際刑事裁判所の管轄権の行使を受諾した国の国内若しくはその国籍を有する船舶若しくは航空機内で犯され、又は当該国に国籍を有する者により犯されたものであるとき。

2 前項の規定は、國際刑事警察機構を通じた管轄刑事案件の捜査に関する措置の請求に係る第三章の規定の適用について準用する。

(逃亡犯人引渡法の一部改正)

第三条 逃亡犯人引渡法の一部を次のように改正する。

(逃亡犯人引渡法の一部改正)

第四条 逃亡犯人引渡法の一部を次のように改正する。

3 法務大臣は、第一項の規定による命令その他逃亡犯罪人の引渡しに関する措置をとるため必要があると認めるときは、逃亡犯罪人の所在その他必要な事項について調査を行うことができる。

(刑事収容施設及び被収容者等の待遇に関する法律の一部改正)

4 法務大臣は、外務大臣から引渡犯人の引渡しに係る協力の請求に関する書面の送付を受けたときは、当該引渡犯罪人を引き渡すことができる旨の東京高等裁判所による決定に基づき、東京高等検察署検事長に対し、当該引渡犯罪人の引渡しを命ぜること。

5 法務大臣は、外務大臣から引渡犯罪人の引渡しに係る協力の請求に関する書面の送付を受けたときは、当該引渡犯罪人を引き渡すことができる旨の東京高等裁判所による決定に基づき、東京高等検察署検事長に対し、当該引渡犯罪人の引渡しを命ぜること。

6 法務大臣は、外務大臣から裁判所の財産刑等の執行協力の請求に関する書面の送付を受けたときは、相当と認める地方検察署の検事正に対し、執行協力に必要な措置をとるよう命ずること。

のよう改定する。

第十五条第一項第四号中「第二十五条第一項

又は」を「第二十五条第一項、」に改め、「第二十三条第一項」の下に「又は國際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第号)第二十一条第一項若しくは第三十

五条第一項」を加える。

したときは、これを法務大臣に送付すること。

2 法務大臣は、外務大臣から証拠の提供に係る協力の請求に関する書面の送付を受けたときは、相当と認める地方検察署の検事正に対し、証拠の収集を命じる等の措置をとること。

3 法務大臣は、外務大臣から裁判上の証拠調

べ又は書類の送達に係る協力の請求に関する書面の送付を受けたときは、相当と認める地方裁判所に對し、当該協力の請求に関する書面を送付すること。

4 法務大臣は、外務大臣から受刑者証人等移送に係る協力の請求に関する書面の送付を受けたときは、三十日を超えない範囲内で国内受刑者を移送する期間を定めて、当該受刑者証人等移送の決定をすること。

5 法務大臣は、外務大臣から引渡犯罪人の引渡しに係る協力の請求に関する書面の送付を受けたときは、当該引渡犯罪人を引き渡すことができる旨の東京高等裁判所による決定に基づき、東京高等検察署検事長に対し、当該引渡犯罪人の引渡しを命ぜること。

6 法務大臣は、外務大臣から裁判所の財産刑等の執行協力の請求に関する書面の送付を受けたときは、相当と認める地方検察署の検事正に対し、執行協力に必要な措置をとるよう命ずること。

官報(号外)

7 国家公安委員会は、裁判所から国際刑事警察機構を通じて管轄刑事案件の捜査に関する措置の請求を受けたときは、相当と認める都道府県警察に必要な調査を指示する等の措置をとることができること。

8 裁判所が管轄権を有する事件に関する証拠隠滅等、証人等威迫、証人等買収及び裁判所における偽証等の罪を新設すること。

9 裁判所職員の職務に関する贈収賄並びに同職員に対する職務執行妨害及び職務強要の罪を新設すること。

10 この法律は、国際刑事裁判所に関するロー規程が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、国際刑事裁判所に関するロー規程の締結に伴い、裁判所が管轄権を有する事件の捜査等への協力のための手続規定及び裁判所における偽証等その運営を害する行為についての罰則の整備を図るとの見地から、必要かつ適切な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を行つることに決した。

平成十九年三月二十八日

外務委員長 山口 泰明

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕
国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案及び同報告書
律案に対する附帯決議

国際社会全体の関心事でもある最も重大な犯罪を行つた個人を処罰する国際刑事裁判所の設立は、国際社会における重大な犯罪行為の撲滅及び予防並びに法の支配の徹底という観点から、極めて意義深いものである。現在、この裁判所は、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪について管轄権を行使でき、定義等が整い次第、侵略犯罪についても管轄権を行使できることとされていいる。人道に対する犯罪には、「人の強制失踪」として拉致も含まれており、北朝鮮による日本人拉致問題を抱える我が国が国際刑事裁判所ローマ規程の締約国になることは大きな意味が認められる。

また、二〇〇九年に招集されるローマ規程の検討会議では、侵略犯罪の定義等の整備のほか、テロ犯罪及び麻薬犯罪について、管轄犯罪に含めるか否かを検討することが予定されている。

我が国がローマ規程に入ることには、本規程の見直しをはじめ、まだ発展途上にあるこの裁判所の運営及び活動に対し、締約国として国際社会に対し明確なビジョンを示し、最大限の貢献を行っていく必要がある。

これを踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 國際刑事裁判所の運営等に対し、最大拠出額を行つた個人を処罰する国際刑事裁判所の設立は、国際社会における重大な犯罪行為の撲滅及び予防並びに法の支配の徹底という観点から、極めて意義深いものである。現在、この裁判所は、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪について管轄権を行使でき、定義等が整い次第、侵略犯罪についても管轄権を行使できることとされていいる。人道に対する犯罪には、「人の強制失踪」として拉致も含まれており、北朝鮮による日本人拉致問題を抱える我が国が国際刑事裁判所ローマ規程の締約国になることは大きな意味が認められること。

一 國際刑事裁判所に対する協力において、証人として国内受刑者を移送する制度の運用に当たっては、受刑者に対し、制度の趣旨、手続、移送期間及び方法等について十分な説明を行うとともに、移送の決定に際しては、受刑者本人の意思を十分尊重するよう努めること。

一 國際刑事裁判所に対する協力において、被疑者として引渡しを引き渡す制度の運用に当たっては、引渡しを引き渡す制度の運用に当たっては、引渡しを引き渡す制度の運用に当たっては、引渡しの決定に際しては、本法に規定された要件及び手続を厳守すること。

第二十四条 主務大臣は、原子力の研究、開発及

一 我が国から移送又は引渡しをされた受刑者は引渡罪人が、国際刑事裁判所において、ローマ規程で保障された人権基準を満たす取扱いを受けることを確保すること。

右決議する。

一 國際刑事裁判所の設立に関するロー規程に基づき国際刑事裁判所が管轄権を有し、かつ、管轄権を行使し得る重大な犯罪について、国内で検査し訴追し、かつ、処罰するための体制及び運用の確保に努めること。

平成十九年二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

右

国会に提出する。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案

正する。

平成十九年二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

一部を改正する法律

び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認めるときは、機構に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

2 機構は、主務大臣から前項の規定による求めがあつたときは、その求めに応じなければならぬ。

附則第八条第三項中「第二十五条第一項第四号」を「第二十六条第一項第四号」に、「第三十条第二号」を「第三十一条第二号」に改める。

この法律は、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の効力発生の日又は核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間のうちいずれか早い日から施行する。

理由
イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定等の締結に伴い、同協定等に基づく我が国の義務の履行を確保するため、主務大臣が、独立行政法人日本原子力研究開発機構にに関する協定等の締結に伴い、同協定等に基づく我が国の義務の履行を確保するため、主務大臣が、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対する協定等の締結に伴い、同協定等に基づく我が国の義務の履行を確保するため、主務大臣が、独立行政法人日本原子力研究開発機構に對して、必要な措置をとることを求めることができる措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 主務大臣の要求

主務大臣は、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認めるとき

右報告する。

平成十九年三月二十八日

文部科学委員長 榎屋 敬悟

衆議院議長 河野 洋平殿

は、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）に対し、必要な措置をとることを求めることができるものとすること。

と。

2 機構の応諾義務

機構は、主務大臣から1の規定による求めがあつたときは、その求めに応じなければならぬものとすること。

3 施行期日

この法律は、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の効力発生の日又は核

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立

二 議案の可決理由

本案は、イーター事業の共同による実施のた

く我が国の義務の履行を確保するため、主務大臣が、独立行政法人日本原子力研究開発機構に

対して、必要な措置をとることを求めることが

できる措置を講ずるもので、その主な内容は次

のとおりである。

融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の効力発生の日のうちいちずれか早い日から施行するものとすること。

本案は、イーター事業の共同による実施のた

く我が国の義務の履行を確保するため、主務大臣が、独立行政法人日本原子力研究開発機構に

対して、必要な措置をとることを求めることが

できる措置を講ずるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

官 報 (号 外)

明治二十九年三月三十日
種郵便物認可

平成十九年三月二十九日 衆議院会議録第十八号

発行所
二東京一 番番四都〇 立四都〇 行政五 港八 法人虎一 國ノ四 立門四 印二五 刷丁 局目
電話
03 (3587) 4294
定価
本体 本号一部 三三四〇円